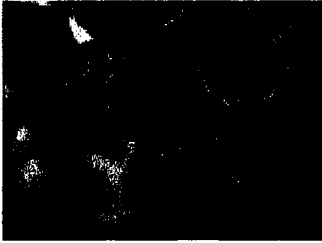


熊本市のシンボル

◇市の木 イ チ ヨ ウ (昭和49年10月9日制定)



森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、1万2千通を超す応募の中から決定された。

熊本城が昔から銀杏城と呼ばれ、古木もあり、また、立派なイチョウ並木もあって、市民に親しまれていることなどから選ばれた。

イチョウ科の植物で、ギンナンノキ、チチノキ、公孫樹などともいわれ、日本には古くから主に神社仏閣等で栽培されてきた。雌雄異株であることで知られ、独特な尖円錐形をつくり、夏季の豊かで涼しい木陰、秋の黄葉の美しさは格別である。街路樹として、特に好条件を備えている。

◇市の花 肥 後 ツ バ キ (昭和49年10月9日制定)



市木同様、森の都宣言2周年と、市制85周年を記念して、広く市民から募集、2万2千通を超す応募の中から決定された。

古くから熊本独特の花として知られ、代表的な名花であるばかりでなく、最近では国際的にも知られつつあり、一般家庭でも容易に育てられることなどから選ばれた。

ツバキ科の植物で、花卉が大きく、八重咲きで平開する。花期は2月～3月、色は白、ピンク、赤、錦(絞り)の4系統ある。特異な姿をもつ肥後ツバキは、古く江戸時代から細川藩の庇護を受け、愛好者によって広められ、改良を重ね、清雅枯淡の味わいのある名花といわれるようになった。

◇市の鳥 シ ジ ュ ウ カ ラ (昭和59年5月22日制定)



健康都市宣言5周年と、市制95周年を記念して、広く市民から募集、6千通を超す応募の中から決定された。

金峰山や立田山、託麻三山などの森に多く生息し、四季を通じて観察される。害虫を多く食べ、緑の森を守る益鳥として広く市民に親しまれていることなどから選ばれた。

シジュウカラ科の鳥類で、全長14センチメートル。くちばしは小さく円錐形、くびと頭は光沢のある黒色で、ほおは白い。背面は黄緑色で、翼は灰青色を帯びる。体の下面は白く中央に一本の黒いたてすじがある。低地の森林に広く分布しているが、秋から冬にかけては市街地でも見かけることができる。

熊本市民 愛市憲章

一品位ある市民の誇りのために―

- 1 私たち熊本市民は、清潔で住みよい街をつくりましょう。
- 1 私たち熊本市民は、郷土の自然や文化財を大切にいたしましょう。
- 1 私たち熊本市民は、時間を正しく守りましょう。
- 1 私たち熊本市民は、交通道德を重んじましょう。
- 1 私たち熊本市民は、互いにあたたかく交わり、旅行者を親切に迎えましょう。

(昭和35年5月11日制定)

熊本市民 長寿社会憲章

私たち熊本市民は、生きがいのある人生をおくれるよう、すべての人が人間として尊ばれ、敬愛され、ともに幸せな暮らしができる長寿社会を築くことをめざして、この憲章を制定します。

私たち熊本市民は、

- 1 生涯を通じ、心身の健康づくりに努めます。
- 1 家族のきずなを大切に、明るい家庭をつくります。
- 1 互いに敬い、思いやりあふれる地域社会をつくります。
- 1 知恵と経験をいかし、豊かな文化の継承と創造に努めます。
- 1 すべての人に、安全でやさしい街づくりに努めます。
- 1 自らの能力をいかし、互いに支え合いながら暮らしの安定を築きます。
- 1 水や緑を大切に、やすらぎに満ちたふるさとくまもとをつくります。

(平成2年8月28日制定)

熊本市民 「こども憲章」

私たち熊本市民は、すべてのこどもたちの幸せを願い、その自主性を尊重し、家庭と地域社会が協力して、愛情をもって育成することをめざし、この憲章を定めます。

私たち熊本市民は、

- 1 こどもたちが、お互いを認め合い、豊かな感性と思いやりの心をはぐくむ社会づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、知性を磨き体をきたえて、心身ともにたくましく育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、水と緑に恵まれた自然の中で、のびのびと創造性をつちかう環境づくりに努めます。
- 1 こどもたちが、世界の人々と友情をはぐくみ、平和を愛し、広い視野を持つ国際人に育つよう努めます。
- 1 こどもたちが、郷土の歴史と文化を学び、誇りを持てるふるさとづくりに努めます。

(平成6年9月3日制定)

都 市 宣 言

「森の都」都市宣言に関する決議

自然環境の回復による生活環境の保全は、今や人類共通の課題となっている。

由来、わが熊本市は、豊かな緑、清冽な水に恵まれた自然の下、今日の発展を遂げてきたが、急激な都市化の波に、今や昔日の面影は一変しようとしている。

ここにおいてわれわれは、市民の総力を結集して緑と水の保全・回復につとめ、もって人間優先の快適な都市環境づくりに邁進せんことを誓い、わが熊本市を「森の都」とすることを宣言する。

昭和47年10月2日

熊本市議会

地下水保全都市宣言に関する決議

限りある地球の資源の保全は、自然環境の回復と共に人類共通の課題であり、水資源についてもその例外ではない。

古来、わが熊本市は豊かな緑と清冽な地下水に恵まれた自然の下生々発展を遂げて来たが、今日における無秩序な地下水の開発と自然環境の破壊は、今や地下水の汚染をはじめその枯渇さえ憂慮される状態にある。

よって、本議会は市民の総意を結集して自然環境の回復、保全をはかり、貴重な水資源を後世まで守り伝えていくことを誓い、ここにわが熊本市を地下水保全都市とすることを宣言する。

昭和51年3月22日

熊本市議会

熊本市スポーツ都市宣言に関する決議

全ての市民が生涯にわたり活力に満ちた健康的な生活を営むことは、まちづくりの基本である。

スポーツの振興は、市民生活の根幹となる心身の健康の保持に欠かせないものであるが、加えて、青少年の健全育成、生き甲斐づくり、地域との交流、自然とのふれあいといった多くの観点からも積極的に推進していく必要がある。

よって、本議会は、二十一世紀に向け三つのスローガンを掲げ、全ての熊本市民がスポーツを通して健康的でいきいきと生活できる都市を目指すことを誓い、ここに我が熊本市を「スポーツ都市」とすることを宣言する。

- 一 スポーツを通じて健やかなこころと体を創ろう。
- 一 スポーツを通じて人と自然にふれあおう。
- 一 スポーツを通じていきいきとしたまちを創ろう。

平成11年8月27日

熊本市議会

「観光立市くまもと」都市宣言に関する決議

熊本市は、熊本城に代表される歴史的文化遺産をはじめ豊かな水と緑に象徴される自然環境、そして近代都市としての多彩な魅力を有し、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

観光は、地域の生活や文化を個性として発信し、その魅力により人々が来訪し交流が生まれる総合的な産業であり、まちづくりや都市経営にも大きく寄与し、21世紀を迎えた今日において重要性はこれまで以上に高まっている。

よって、本議会は、市民が誇りをもち、そして訪れる人にとって魅力ある観光都市を目指し、市民の生活や文化に基づいたまちづくりを進めるとともに、全国に誇れる城下町としての魅力を生かし、熊本らしい個性豊かな観光都市の実現を目標として、ここに我が熊本市を「観光立市くまもと」とすることを宣言する。

平成15年9月26日

熊本市議会

健康都市宣言

熊本市は、緑と水に恵まれた豊かな自然と先人が築いた伝統と文化を擁し、地方における近代的な中枢都市として発展しつつある。

しかし、都市化の進展に伴い市民生活を支える基本である心身の健康を阻害する要因が増大している。

熊本市は、市民とともに明るく健康な都市をめざして諸施策を結集し、その実現につとめなければならない。

ここに、すべての市民の健康を市政の目標として、熊本市を「健康都市」とすることを宣言する。

昭和54年10月1日

熊本市

平和都市宣言

熊本市は、先の大戦において、多くの尊い人命を失うとともに、市街地のほとんどを焼失するなど、大きな災禍を被った。

戦後、焦土の中から立ち上がった市民の英知とたゆまぬ努力によって、緑と水の豊かな自然環境や先人の築いた歴史と文化に支えられながら、今や九州中央の中枢都市として着実に発展を続けている。

私たち熊本市民は、戦後50周年の大きな節目にあたり、先の大戦への深い反省に立ち、未来に向けて平和で豊かな社会を築き、かけがえのない自然環境を次代に引き継ぐため、再び戦争の惨禍を繰り返さないことを誓うとともに、人類共通の願いである世界の恒久平和の達成を希求し、ここに「平和都市」を宣言する。

平成7年7月27日

熊本市

環境保全都市宣言

私たちのふるさと熊本市は、大阿蘇の大地を源とする地下水と緑に恵まれ、この豊かな自然の中で重厚な文化をはぐくみ、「森の都」と呼ばれる美しい近代都市として発展してきました。

しかし、近年、都市化の進展と生活様式の多様化などにより、自然の仕組みが損なわれ、恵みの地下水も将来が危ぶまれています。

いまこそ私たちは、大気と水と大地で成り立つ地球の自然が、人類だけではなく生命あるものすべてにとって、かけがえのないものであることをあらためて思い起こし、その保全のために、自然界の生態系に学んだ循環型社会へと、転換を図っていかねばなりません。

私たちは、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくことを誓い、ここに熊本市を「環境保全都市」とすることを宣言します。

平成7年9月25日

熊本市

くまもと

市政概要

市勢	1
議会議務	9
総務	23
市民生活	97
健康福祉	133
子ども未来	197
環境保全	221
経済	247
都市建設	301
教育	345
消防	393
交通	407
上下水道	419
病院	443

市 勢

1	沿 革	3
2	位 置 及 び 地 勢	4
3	市 域 の 変 遷	5
4	人 口	6

1 沿革（企画課）

何億年のむかし、現在の熊本市の大部分は一面の海底で、処々に小島が散在するに過ぎなかったと想像されるが、その後数次にわたる地表上の大変動によって、次第に熊本平野が形成されるにともない、現在の出水・健軍方面の砂礫層から湧きでる清冽な泉をめぐって、縄文人・弥生人の聚落が完成されていった。

古墳時代を経て飛鳥時代に入り、大化の改新（645年）が行われると、託麻の三宅郡（今の出水地方）には、肥後の国府「託麻府」が設けられ、宏壮な伽藍の国分寺の建立を見たが、これらを中心とした聚落が形づくられ大きくなったものが、熊本市の始まりである。

奈良朝前後の日本各地は、国力の大小によって、大・上・中・下と四等級に区別されていたが、肥後はそのころ農産物産出量で九州諸国中群を抜いており、延暦14年9月（平安の初期）に至って、全国中でも優位の資格を認められ「大国」に昇進した。

この期に国司として、肥後に赴任した道君首名^{みちのきみのおびな}、紀夏井、藤原保昌、清原元輔等はいまも幾多の遺跡を留めているが、とくに後撰集の選者で、清少納言の父元輔と、平安期歌人「檜垣女」^{ひがきめ}との交遊の説話は有名である。

南北朝50年間は、戦乱の日が相つぎ、熊本地方もしばしば軍営の場に利用された。

長い戦乱のあと、天下が統一されるや、肥後全土の守護職は改めて菊池氏に委ねられ、一国政令の中心は隈部（現在の菊池市）の方に移った。

降って、応仁の頃菊池の一旗出田三郎秀信は、いまの熊本城東部の丘陵に千葉城（熊本城の始め）を構えたが、次の鹿子木親員が、明応年間（1490年代）に、今の古城の地に居城を移し、隈本城と称した。ついで、城親冬と、佐々成政のあとを承けて天正16年（1588年）加藤清正が入城するにおよんで、清正は国府の二本木方面から、寺院、商家などを移転させて、城下町の経営に着手した。また、この清正は熊本の自然にはじめて大規模な人為のツルハシを振った武将で、河川、その他の土木事業に残した功績は大きく、熊本市が城下町としての体裁を整えてきたのはこのころからである。日本三名城の一つとうたわれる熊本城は、この清正が慶長6年から12年にかけて、7カ年の歳月を費して築城したものである。（築城年については異説もある）

細川氏時代は、寛永9年細川忠利の入国によって始まるが、それ以来細川氏は大政奉還の日に至るまで、200有余年間にわたって肥後熊本の政治を行った。この細川氏は、歴代名君相ついでだが、そのうち、もっとも注目すべきは、延享4年藩主となった8代重賢の治世であろう。このとき国政揚り、教学も大いに振興した。とくに藩校「時習館」や全国にさがけて創設された医療ないし教育機関としての「再春館」、薬草研究で有名な「蕃滋園」などは、本市が長く文教の府として全国に秀でた因となった。また忠利のときに創建された水前寺（成趣園）は、幽斉ゆかりの古今伝授の間とともに、いまも熊本市の観光資源の一つとなっているが、晩年を熊本に送った剣聖宮本武蔵の遺跡も、熊本が持つ誇りの一つといえよう。

明治4年7月に入って、廃藩置県の大詔が出されると、肥後には熊本、人吉の二県がおかれ、ついで同年11月改めて熊本、八代の二県となった。ところが翌5年6月熊本県は、ふたたび白川県と改称され、翌々6年1月には八代県が廃止されて、白川県に併合されたため、肥後全域は白川県の所轄となり、熊本市には県庁が設けられた。これは明治9年1月まで続いたが、同年2月さらに改めて熊本県と称せられるようになった。

このころ熊本城には鎮台がおかれ、市内には洋学校と西洋医学の熊本医学校ができて熊本市は城下町としてにぎわいを見せていたが、9年の神風連事件、翌10年の西南の役と引き続き大きな戦禍に見まわれ、とくに西南の役では、全市街が焦土と化してしまった。22年4月、市制が施行されるとこれまでの「熊本区」は、「熊本市」と改められた。

明治の初年から、九州における政治・軍事の中心として、各種の官庁が置かれていた熊本市は、24年鉄道の開通によって熊本駅が設けられ、また、30年代に入って市区改正の大事業が行われ、中央部の山崎練兵場が市外に移されて新市街が出現するや、会社、工場、商店その他施設が続々と軒を連ね、日清、日露の戦勝の意気も加わって、明治の隆昌期を現出した。

大正10年、周辺11カ町村を併合して大熊本市の基礎を固め、私鉄菊池軌道、熊本軌道、御船鉄道及び国鉄宮地線の開通整備と並んで13年には、市電の開通があり、更に上水道施設、二十三連隊の移転等によって、いよいよ近代都市の面目を新たにすることになった。

しかし、昭和20年には空襲を受けて全市の大半は瓦礫と化した。その後全市民の不断の努力によって、戦災、水害等各種の苦難を克服し、今日の隆盛を見ることができた。

市制施行当時は、面積5,55k㎡、人口4万2千余人を数えるにすぎなかったが、近代的都市機能の集積や平成3年2月の飽託4町、平成20年10月の富合町との合併をはじめとする市域の拡大等により、今や、面積286,84k㎡、人口約68万人に至るまでに成長し、九州中央の拠点都市として着実な発展を続けている。

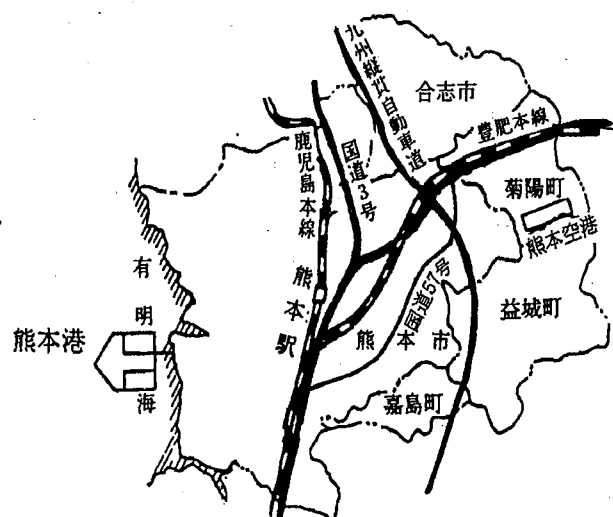
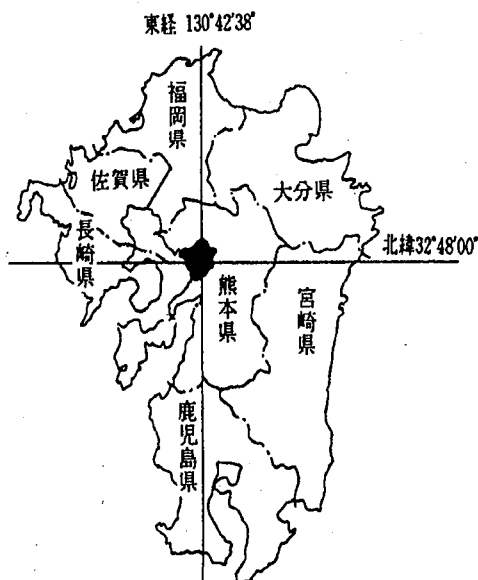
現在は、平成23年春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向け、本市のシンボルである熊本城の復元整備や中心市街地の活性化、熊本駅周辺の再整備に取り組んでいるほか、平成21年3月に策定した第6次総合計画に基づき、子育てしやすい子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進や、水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築、安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実など、めざすまちの姿「湧々(わくわく)都市くまもと」の実現に向け市民・事業者・行政がお互いの役割を担い、責任を果たしながら協働のまちづくりを進めている。

このように、本市では、豊かな地域資源と九州の中央に位置する地理的特性を活かし、人、ものなど多様な交流を基調としながらまちの魅力と活力を創出し、日々の暮らしの中で全ての市民が豊かさを実感できるまちづくりに取り組んでいる。

2 位置及び地勢（企画課）

（1）位 置

●熊本市の位置



また、本市は、観光面からも別府～阿蘇～熊本～天草～雲仙～長崎を結ぶ九州の国際観光ルートの中心地として大きな役割を果たしている。

(2) 地 勢

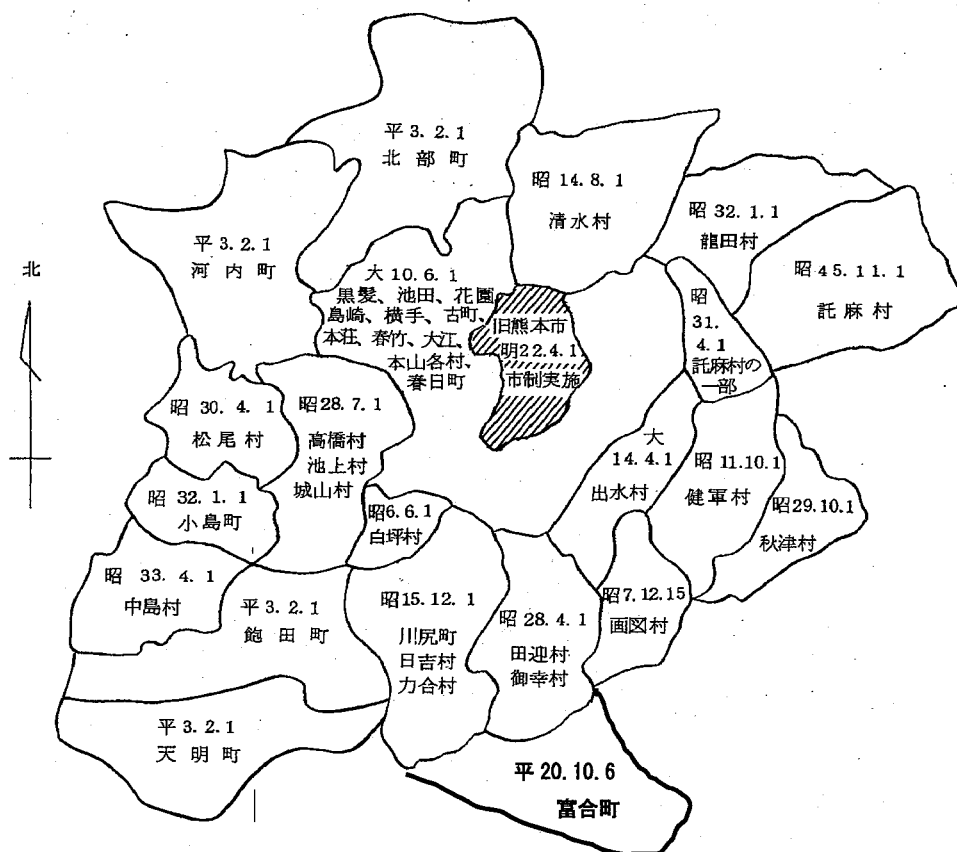
市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、東方から西南にかけて開けている。

水源を水前寺・江津湖に発する流れは木山川と合して加勢川となり、本市の南部を流下している。これらの川は、かんがい水として南部および西部一帯の平野を潤し、農作に大きな効用をもたらしている。

また、西部の海岸地帯は、大部分が干拓地で地形的な変化に乏しく、河口部の河床は白川、坪井川による阿蘇ヨナ質土壌の送流により次第に上昇している。

3 市域の変遷（企画課）

面積 286.84 km²



4 人 口 (統計課)

(1) 年次別人口及び世帯数

年 次	世帯数	人 口			男女比 (女100人 につき)	1世帯 当たり 人 口	備 考
		総 数	男	女			
明治22年	11,797	42,725				3.6	
大正元年	12,736	66,488	35,938	30,550	117.6	5.2	
8年	13,129	74,544	39,385	35,159	112.0	5.7	
昭和元年	27,157	150,075	75,680	74,395	101.7	5.5	
5年	30,284	167,566	83,218	84,348	98.7	5.5	
10年	38,336	214,270	105,480	108,790	97.0	5.6	
15年	39,813	243,574	116,838	126,736	92.2	6.1	川尻町・日吉村・力合村合併
20年	37,981	180,643	84,935	95,708	88.7	4.8	
25年	59,853	267,506	128,067	139,439	91.8	4.5	(国勢調査)
30年	72,008	332,493	159,501	172,992	92.2	4.6	松尾村合併
35年	90,949	373,922	178,031	195,891	90.9	4.1	(国勢調査)
40年	107,634	407,052	192,538	214,514	89.8	3.8	(")
45年	130,608	449,254	211,322	237,932	88.8	3.4	(") 含旧託麻村
50年	153,540	488,166	231,188	256,978	90.0	3.2	(")
55年	180,239	525,662	251,011	274,651	91.4	2.9	(")
60年	194,486	555,719	265,037	290,682	91.2	2.9	(")
平成 2年	224,070	626,727	297,835	328,892	90.6	2.8	(") 含旧飽託4町
7年	246,700	650,341	310,118	340,223	91.2	2.6	(")
12年	260,672	662,012	314,455	347,557	90.5	2.5	(")
17年	270,530	669,603	316,048	353,555	89.4	2.4	(国勢調査)

(2) 人口の動態

区分 \ 年	16	17	18	19	20
自 然 増	2,312	1,638	1,597	1,764	1,609
社 会 増	△1,181	△980	△1,181	△1,980	△36
計	1,131	658	416	△216	1,573

(注) 各年1月1日から12月31日までの動態

(3) 産業別15歳以上就業者数

調査年次		平成12年国調				調査年次		平成17年国調			
区分		総数	構成比(%)	男	女	区分		総数	構成比(%)	男	女
総数		662,012	—	314,455	347,557	総数		669,603	—	316,048	353,555
昼間人口		701,656	—	334,619	367,037	昼間人口		699,179	—	329,157	370,022
15歳以上人口		557,142	—	260,735	296,407	15歳以上人口		568,632	—	264,263	304,369
就業者総数		312,869	100	175,536	137,513	就業者総数		314,641	100	172,205	142,436
第1次産業		11,183	3.6	6,289	4,894	第1次産業		10,719	3.4	6,043	4,676
農業		10,010	3.2	5,515	4,495	農業		9,577	3.0	5,277	4,300
林業		213	0.1	185	28	林業		171	0.1	154	17
漁業		960	0.3	589	371	漁業		971	0.3	612	359
第2次産業		58,108	18.6	41,825	16,283	第2次産業		52,315	16.6	38,413	13,902
鉱業		60	0	43	17	鉱業		22	0.0	16	6
建設業		28,673	9.2	23,524	5,149	建設業		25,623	8.1	21,229	4,394
製造業		29,375	9.4	18,258	11,117	製造業		26,670	8.5	17,168	9,502
第3次産業		237,810	76	124,184	113,626	第3次産業		243,968	77.5	123,470	120,498
卸売・小売業・飲食店		84,018	26.9	41,089	42,929	電気・ガス・熱供給・水道業		1,363	0.4	1,203	160
金融・保険業		11,821	3.8	5,937	5,884	情報通信業		7,147	2.3	4,753	2,394
不動産業		4,105	1.3	2,308	1,797	運輸業		12,498	4.0	10,564	1,934
運輸・通信業		17,535	5.6	14,295	3,240	卸売・小売業		68,354	21.7	33,484	34,870
電気・ガス・熱供給・水道業		1,572	0.5	1,395	177	金融・保険業		10,480	3.3	5,266	5,214
サービス業		101,281	32.4	45,155	56,126	不動産業		4,966	1.6	2,836	2,130
公務		17,478	5.6	14,005	3,473	飲食店・宿泊業		18,140	5.8	7,554	10,586
分類不能の産業		5,768	1.8	3,058	2,710	医療・福祉		36,763	11.7	9,116	27,647
						教育、学習支援業		17,268	5.5	8,161	9,107
						複合サービス事業		3,631	1.2	2,503	1,128
						サービス業(他に分類されないもの)		46,989	14.9	24,970	22,019
						公務(他に分類されないもの)		16,369	5.2	13,060	3,309
						分類不能の産業		7,639	2.4	4,279	3,360

(注) H14年日本標準産業分類改訂

(注) 単位未満は4捨5入を原則としているので、総数と内容の計とは必ずしも一致しない場合がある。

(4) 校区别人口及び世帯数

(平成17年国勢調査)

地区・校区别	世帯数	人 口			地区・校区别	世帯数	人 口		
		総数	男	女			総数	男	女
総 数	270,530	669,603	316,048	353,555					
中央地区	71,464	142,266	66,462	75,804	城北	3,507	10,552	5,626	4,926
城東	1,114	2,179	865	1,314	麻生田	3,393	9,243	4,270	4,973
慶徳	1,584	2,676	1,155	1,521	榆木	2,726	7,220	3,321	3,899
五福	1,398	2,976	1,268	1,708	楠	2,781	7,202	3,430	3,772
一新	4,607	9,649	4,232	5,417	武蔵	2,448	6,356	2,994	3,362
壺川	4,043	8,498	3,872	4,626	弓削	1,896	5,148	2,493	2,655
碩台	3,524	6,635	2,805	3,830	龍田	5,536	15,157	7,247	7,910
黒髪	9,782	16,888	8,625	8,263	西里	2,446	7,472	3,545	3,927
託麻原	9,161	18,805	9,645	9,160	北部東	3,306	9,173	4,380	4,793
大江	5,310	9,596	4,481	5,115	川上	3,457	10,153	4,797	5,356
白川	4,121	7,599	3,456	4,143					
白山	5,148	11,029	5,096	5,933	西部地区	26,459	72,644	33,624	39,020
出水	4,282	8,518	3,865	4,653	白坪	4,935	11,691	5,331	6,360
春竹	6,713	14,596	6,650	7,946	城西	5,298	13,290	5,921	7,369
本荘	1,985	3,442	1,448	1,994	花園	5,087	12,073	5,736	6,337
向山	4,340	9,382	4,343	5,039	城山	3,348	10,246	4,775	5,471
古町	1,471	3,135	1,434	1,701	高橋	208	508	232	276
春日	2,881	6,663	3,222	3,441	池上	2,235	6,388	2,944	3,444
					松尾東	819	2,409	1,143	1,266
東部地区	81,790	207,569	98,731	108,838	松尾西	380	1,233	580	653
託麻北	2,989	8,581	4,165	4,416	松尾北	64	250	131	119
託麻東	4,092	12,413	6,075	6,338	小島	1,070	3,337	1,598	1,739
長嶺	4,469	11,898	5,629	6,269	中島	1,117	3,958	1,833	2,125
託麻西※1	7,117	17,900	8,637	9,263	河内	1,302	4,979	2,328	2,651
託麻南	4,750	13,420	6,597	6,823	芳野	596	2,282	1,072	1,210
西原	6,531	14,325	7,061	7,264					
帶山西	3,464	8,083	3,779	4,304	南部地区	41,562	117,470	54,975	62,495
帶山	6,434	15,022	7,015	8,007	出水南	4,778	12,667	5,968	6,699
砂取	4,100	9,552	4,260	5,292	画図	3,936	11,047	5,051	5,996
尾ノ上	5,286	13,239	6,237	7,002	田迎	4,343	11,563	5,539	6,024
月出	3,686	8,315	3,948	4,367	田迎南	2,346	6,640	3,188	3,452
山ノ内	3,500	9,154	4,303	4,851	御幸	3,459	10,959	4,971	5,988
健軍東	2,064	5,516	2,672	2,844	日吉	2,632	6,710	3,139	3,571
東町	3,107	8,587	4,206	4,381	城南	2,495	6,415	2,962	3,453
桜木	2,999	7,975	3,746	4,229	川尻	3,283	8,673	4,061	4,612
秋津	4,564	12,558	5,947	6,611	力合	5,434	15,409	7,205	8,204
若葉	2,273	5,374	2,467	2,907	飽田西	750	2,554	1,185	1,369
泉ヶ丘	2,912	7,088	3,227	3,861	飽田東	2,202	6,660	3,125	3,535
健軍	5,348	12,746	5,977	6,769	飽田南	579	2,125	952	1,173
桜木東	2,105	5,823	2,783	3,040	銭塘	647	2,318	1,108	1,210
					奥古閑	971	3,615	1,687	1,928
北部地区	49,255	129,654	62,256	67,398	川口	684	2,254	1,069	1,185
池田	7,162	14,770	7,519	7,251	中緑	330	1,074	500	574
高平台	5,632	14,742	6,967	7,775	日吉東※2	2,693	6,787	3,265	3,522
清水	4,965	12,466	5,667	6,799					

※1 託麻西校区に一部月出校区を含む。

※2 日吉東校区に一部日吉校区を含む。

議 会

1	議 員 名 簿	11
2	歴代議長・副議長	12
3	議 会 構 成	13
4	常 任 委 員 会	14
5	議会運営委員会	14
6	特 別 委 員 会	14
7	各 種 委 員	15
8	報酬及び諸手当	15
9	費 用 弁 償	16
10	政 務 調 査 費	16
11	議会活動状況	17
12	議 会 事 務 局	19

1 議員名簿

平成21年9月18日現在

定数 48名
現員数 49名
(現員数が多いのは合併特例によるもの。)

自由民主党熊本市議団 17 日本共産党熊本市議団 3
社民・民主・人(ヒューマン)市民連合 10 日本の教育を考える会 1
くまもと未来 10 自由クラブ 1
公明党熊本市議団 7

議席 番号	氏 名	会 派	当選 回数	議席 番号	氏 名	会 派	当選 回数
議長 1	竹 原 孝 昭	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	5	26	東 すみよ	社 民 ・ 民 主 ・ 人 (ヒューマン) 市民連合	4
副議長 2	田 中 誠 一	く ま も と 未 来	4	27	日和田 よしこ	公明党熊本市議団	3
3	くつき 信 哉	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	1	28	藤 岡 照 代	公明党熊本市議団	3
4	紫 垣 正 仁	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	1	29	坂 田 誠 二	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	4
5	田 中 敦 朗	く ま も と 未 来	1	30	下 川 寛	く ま も と 未 来	5
6	重 村 和 征	く ま も と 未 来	1	31	田 尻 清 輝	く ま も と 未 来	5
7	那 須 円	日 本 共 産 党 熊 本 市 議 団	1	32	北 口 和 皇	自 由 ク ラ ブ	5
8	上 田 芳 裕	社 民 ・ 民 主 ・ 人 (ヒューマン) 市民連合	1	33	中 松 健 児	社 民 ・ 民 主 ・ 人 (ヒューマン) 市民連合	4
9	前 田 憲 秀	公明党熊本市議団	1	34	佐々木 俊 和	社 民 ・ 民 主 ・ 人 (ヒューマン) 市民連合	5
10	原 亨	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	2	35	田 尻 将 博	社 民 ・ 民 主 ・ 人 (ヒューマン) 市民連合	5
11	澤 田 昌 作	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	2	36	田 辺 正 信	社 民 ・ 民 主 ・ 人 (ヒューマン) 市民連合	5
12	倉 重 徹	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	2	37	家 入 安 弘	社 民 ・ 民 主 ・ 人 (ヒューマン) 市民連合	5
13	満 永 寿 博	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	2	38	鈴 木 弘	公明党熊本市議団	4
14	大 石 浩 文	く ま も と 未 来	2	39	古 川 泰 三	日本の教育を考える会	5
15	高 島 和 男	く ま も と 未 来	2	40	牛 嶋 弘	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	5
16	田 尻 善 裕	く ま も と 未 来	2	41	税 所 史 熙	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	5
17	上 野 美恵子	日 本 共 産 党 熊 本 市 議 団	3	43	落 水 清 弘	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	6
18	東 美千子	社 民 ・ 民 主 ・ 人 (ヒューマン) 市民連合	2	44	江 藤 正 行	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	7
19	有 馬 純 夫	公明党熊本市議団	2	45	主 海 偉佐雄	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	7
20	三 島 良 之	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	2	46	嶋 田 幾 雄	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	9
21	齊 藤 聰	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	2	47	益 田 牧 子	日 本 共 産 党 熊 本 市 議 団	6
22	津 田 征士郎	自 由 民 主 党 熊 本 市 議 団	3	48	上 村 恵 一	社 民 ・ 民 主 ・ 人 (ヒューマン) 市民連合	5
23	白河部 貞 志	く ま も と 未 来	2	49	西 泰 史	公明党熊本市議団	6
24	藤 山 英 美	く ま も と 未 来	4	50	磯 道 文 徳	公明党熊本市議団	6
25	村 上 博	社 民 ・ 民 主 ・ 人 (ヒューマン) 市民連合	3				

議会

2 歴代議長・副議長

議 長				副 議 長			
代	氏 名	就任年月日	退任年月日	代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	有馬源内	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21	1	下田一直	明治 22. 4. 26	明治 24. 1. 21
2	興津景章	" 24. 1. 22	" 28. 5. 13	2	下田耕造	" 24. 1. 22	" 31. 5. 22
3	河原惟親	" 28. 5. 14	" 31. 5. 22				
4	吉永為己	" 31. 5. 23	" 36. 2. 5	3	片山甚十郎	" 31. 5. 23	" 32. 2. 7
5	山田珠一	" 36. 2. 6	" 37. 4. 30	4	林定男	" 32. 2. 8	" 36. 2. 5
				5	出田彦太郎	" 36. 2. 6	" 36. 2. 11
6	吉永為己	" 37. 5. 27	大正 2. 4. 30	6	園部交雅	" 36. 2. 12	" 36. 5. 11
				7	板垣正軌	" 36. 5. 12	" 37. 2. 12
7	林千八	大正 2. 5. 10	" 6. 4. 30	8	有働格四郎	" 37. 2. 13	" 40. 11. 4
8	山隈康	" 6. 5. 15	" 10. 9. 30	9	板垣正軌	" 40. 11. 14	" 42. 1. 27
9	迫源次郎	" 10. 10. 14	" 14. 9. 30	10	河田巖	" 42. 1. 28	大正 2. 4. 30
10	山隈康	" 14. 10. 12	昭和 9. 5. 7	11	井場熊喜	大正 2. 5. 10	" 6. 4. 30
				12	峽謙齋	" 6. 5. 15	" 7. 3. 10
11	平野龍起	昭和 9. 5. 8	" 17. 6. 14	13	藤野乱	" 7. 3. 11	" 10. 9. 30
12	佐藤真佐男	" 17. 7. 23	" 22. 4. 29	14	水上誠規	" 10. 10. 14	" 14. 9. 30
13	佐藤真佐男	" 22. 6. 9	" 23. 4. 7	15	河田巖	" 14. 10. 12	昭和 4. 9. 30
14	大塚勇次郎	" 23. 6. 5	" 26. 4. 29	16	平野龍起	昭和 4. 10. 12	" 9. 5. 7
15	大塚勇次郎	" 26. 5. 15	" 30. 4. 30	17	橋本寿七	" 9. 5. 8	" 17. 5. 20
				18	西郷一恵	" 17. 6. 11	" 22. 4. 29
16	兼坂安次	" 30. 5. 21	" 34. 4. 8	19	大塚勇次郎	" 22. 6. 9	" 23. 6. 5
17	打出信行	" 34. 6. 12	" 36. 3. 24	20	加川恒次	" 23. 6. 5	" 26. 4. 29
18	寸坂幸夫	" 36. 3. 24	" 38. 4. 30	21	北利民	" 26. 5. 15	" 28. 9. 5
				22	上野勉	" 28. 9. 25	" 30. 4. 30
19	阿部次郎	" 38. 5. 18	" 40. 3. 18	23	森光吉	" 30. 5. 21	" 32. 12. 28
20	井上常八	" 40. 3. 18	" 40. 12. 7	24	吉村貞次	" 34. 6. 12	" 35. 3. 21
21	石井辰雄	" 41. 7. 4	" 42. 4. 30	25	坂梨日露	" 35. 3. 21	" 37. 7. 9
22	阿部次郎	" 42. 5. 20	" 43. 7. 3	26	吉村貞次	" 37. 7. 9	" 38. 4. 30
23	坂梨日露	" 43. 7. 13	" 45. 12. 4	27	石井辰雄	" 38. 5. 18	" 41. 7. 4
24	黒田弥一郎	" 45. 12. 4	" 46. 4. 30				
25	落水清	" 46. 5. 20	" 48. 6. 6	28	吉村貞次	" 41. 7. 4	" 42. 4. 30
26	古川国雄	" 48. 6. 6	" 50. 4. 30	29	佐藤寿子	" 42. 5. 20	" 44. 3. 24
27	紫垣正良	" 50. 5. 16	" 52. 6. 4	30	古川国雄	" 44. 3. 25	" 44. 6. 28
28	上田堅太	" 52. 6. 4	" 54. 4. 30	31	岩尾恵	" 44. 9. 13	" 46. 4. 30
29	島永慶孝	" 54. 5. 14	" 56. 12. 8	32	阪本富	" 46. 5. 20	" 48. 6. 6
30	藤山増美	" 56. 12. 8	" 58. 4. 30	33	荒木昇	" 48. 6. 6	" 50. 4. 30
31	宮原光男	" 58. 5. 18	" 60. 9. 6	34	藤山増美	" 50. 5. 16	" 52. 6. 4
32	大石文夫	" 60. 9. 6	" 61. 12. 15	35	矢野昭三	" 52. 6. 4	" 54. 4. 30
33	内田幸吉	" 61. 12. 15	" 62. 4. 3	36	上妻重蔵	" 54. 5. 14	" 56. 12. 8
34	西村建治	" 62. 5. 22	" 63. 12. 16	37	田尻武男	" 56. 12. 8	" 58. 4. 30
35	村上春生	" 63. 12. 16	平成 2. 3. 26	38	白石正義	" 58. 5. 18	" 60. 9. 6
36	矢野昭三	平成 2. 3. 26	" 3. 4. 30	39	北口政	" 60. 9. 6	" 61. 12. 15
37	嶋田幾雄	" 3. 5. 17	" 5. 12. 3	40	吉村潔	" 61. 12. 15	" 62. 4. 3
38	中村徳生	" 5. 12. 3	" 7. 4. 30	41	竹本勇	" 62. 5. 22	" 63. 12. 16
39	荒木哲美	" 7. 5. 19	" 9. 3. 27	42	村上裕人	" 63. 12. 16	平成 2. 3. 26
40	主海偉佐雄	" 9. 3. 27	" 11. 4. 30	43	佐藤公平	平成 2. 3. 26	" 3. 4. 30
41	江藤正行	" 11. 5. 21	" 13. 6. 8	44	西田統	" 3. 5. 17	" 5. 12. 3
42	白石正	" 13. 6. 8	" 14. 6. 18	45	伊形寛治	" 5. 12. 3	" 7. 4. 30
43	宮原政一	" 14. 6. 18	" 15. 4. 30	46	宮原正一	" 7. 5. 19	" 9. 3. 27
44	落水清弘	" 15. 5. 23	" 16. 9. 7	47	中沢誠	" 9. 3. 27	" 11. 4. 30
45	古川泰三	" 16. 9. 7	" 17. 12. 20	48	鈴木昌彦	" 11. 5. 21	" 13. 6. 8
46	税所史熙	" 17. 12. 20	" 19. 4. 30	49	岡田健士	" 13. 6. 8	" 14. 6. 18
47	牛嶋弘	" 19. 5. 24	" 20. 12. 22	50	奥田光弘	" 14. 6. 18	" 15. 4. 30
48	竹原孝昭	" 20. 12. 22	在任中	51	竹原孝昭	" 15. 5. 23	" 16. 9. 7
				52	家入安弘	" 16. 9. 7	" 17. 12. 20
				53	田尻清輝	" 17. 12. 20	" 19. 4. 30
				54	磯道文徳	" 19. 5. 24	" 21. 3. 25
				55	田中誠一	" 21. 3. 25	在任中

3 議 会 構 成

(平21.9.18現在)

(1) 議 員 数

法 定 上 限 数 56人

定 数 48人 (平成18年12月27日議決)

(2) 年 齢 別

年齢	会派	自民党	未 来	市民連合	公明党	共産党	日本教育	自 由 々	計
25 ～ 30									0
31 ～ 40		2	1			1			4
41 ～ 50		1	4	2	1	1			9
51 ～ 60		3	1	4	6	1		1	16
61 ～ 70		10	4	2			1		17
71 以上		1		2					3
計		17	10	10	7	3	1	1	49
平均年齢		59	53	59	55	48	64	51	57

(3) 当 選 回 数 別

当選回数	会派	自民党	未 来	市民連合	公明党	共産党	日本教育	自 由 々	計
1		2	2	1	1	1			7
2		6	4	1	1				12
3		1		1	2	1			5
4		1	2	2	1				6
5		3	2	5			1	1	12
6		1			2	1			4
7		2							2
8									0
9		1							1
計		17	10	10	7	3	1	1	49

議
会

4 常任委員会

(平21.8.1現在)

名 称 (定数)	正・副委員長	委 員	所 管 事 項
総務委員会 (8)	(正) 齊 藤 聰 (副) 佐々木俊和	紫垣 正仁 東 す み よ 那 須 円 鈴 木 弘 藤 山 英 美 江 藤 正 行	総務局、企画財政局、会計室、消防局、選挙管理委員会、監査委員、人事委員会の所管に属する事項、他の常任委員会の所管に属しない事項
教育市民委員会 (8)	(正) 白河部 貞志 (副) 中松 健児	田中 誠一 東 美千子 前田 憲 秀 津田 征三 原 原 亨 古 川 泰	市民生活局、教育委員会の所管に属する事項
保健福祉委員会 (8)	(正) 澤田 昌作 (副) 田中 敦朗	上野美恵子 田尻 将博 有馬 純夫 田辺 正信 日和田よしこ 主海 偉佐雄	健康福祉局、子ども未来局、病院局の所管に属する事項
環境水道委員会 (8)	(正) 田尻 善裕 (副) 磯道 文徳	竹原 孝昭 坂田 誠二 大石 浩文 牛嶋 弘子 村 上 博 益 田 牧子	環境保全局、上下水道局の所管に属する事項
経済委員会 (9)	(正) 満永 寿博 (副) 高島 和男	くつき 信哉 税所 史熙 上田 芳裕 嶋田 幾雄 藤岡 照代 上村 恵一 田尻 清輝 田 一	経済振興局、農業委員会の所管に属する事項
都市整備委員会 (8)	(正) 三島 良之 (副) 重村 和征	倉重 徹 家入 安弘 下川 寛 落水 清弘 北口 和皇 西 泰史	都市建設局、交通局の所管に属する事項

5 議会運営委員会

(平21.8.1現在)

名 称 (定数)	正・副委員長	委 員
議会運営委員会 (13)	(正) 津田征士郎 (副) 大石 浩文	原 永 寿博 鈴木 弘 満 村 上 博 税所 史熙 村 下 川 江藤 正行 中松 健児 益田 牧子 佐々木俊和 西 泰史

6 特別委員会

(平21.8.1現在)

名 称 (定数)	正・副委員長	委 員	設 置 目 的	設置年月日
政令指定都市 実現に関する 特別委員会 (12)	(正) 江藤 正行 (副) 上村 恵一	重村 和征 白河部 貞志 那 須 昌 藤岡 照代 澤田 善作 家入 安弘 田有馬 純夫 嶋田 清幾雄	政令指定都市実現に向けた対策の推進並びに道州制における州都に関する調査を行うこと。	平19.5.24
出資団体等の 調査に関する 特別委員会 (12)	(正) 田尻 清輝 (副) 西 泰史	くつき 信哉 東 美千子 田中 敦朗 齊 藤 聡 上田 芳裕 北口 和皇 前田 憲 秀 中松 健児 倉重 徹 主海 偉佐雄	本市が出資する団体の業務運営のあり方や経営の健全化など諸問題の調査を行うこと。	平19.5.24
中心市街地の 活性化に関する 特別委員会 (12)	(正) 牛嶋 弘博 (副) 村上 博	紫垣 正仁 齊 藤 聡 大高島 浩文 和 田 貞志 上野美恵子 佐々木 俊和 三島 良之 磯道 文徳	中心市街地活性化及びこれに関する事業の諸問題と対策に関する調査を行うこと。	平21.3.25

7 各種委員

(平21.9.18現在)

名 称	議員数	任 期	委 員 名
監 査 委 員	2	議員の任期中	牛 嶋 弘 西 泰 史
農 業 委 員	4	3年	高 島 和 男 田 尻 将 博 落 水 清 弘 嶋 田 幾 雄
都 市 計 画 審 議 会 委 員	8	議員の任期中	満 永 寿 博 田 尻 善 裕 藤 岡 照 代 田 尻 清 輝 家 入 安 弘 古 川 泰 三 税 所 史 照 益 田 牧 子
町 界 町 名 審 議 会 委 員	5	2年	有 馬 純 夫 三 島 良 之 藤 山 英 美 北 口 和 皇 上 村 恵 一
市 民 会 館 運 営 委 員 会 委 員	3	2年	中 松 健 児 主 海 偉 佐 雄 磯 道 文 徳
青 少 年 問 題 協 議 会 委 員	2	議員の任期中	田 中 敦 朗 原 亨
ホ テ ル 等 建 築 審 査 会 委 員	2	2年	那 須 円 上 村 恵 一
国 民 健 康 保 険 運 営 協 議 会 委 員	3	2年	澤 田 昌 作 東 美 千 子 江 藤 正 行
環 境 審 議 会 委 員	3	2年	重 村 和 征 日 和 田 よ し こ 佐 々 木 俊 和
総 合 女 性 セ ン タ ー 運 営 協 議 会 委 員	2	2年	紫 垣 正 仁 鈴 木 弘
熊 本 市 社 会 福 祉 審 議 会 委 員 (民生委員審査専門分科会所属)	1	3年	前 田 憲 秀
自 治 基 本 条 例 検 討 委 員 会 委 員	5		齊 藤 聰 村 上 博 下 川 寛 鈴 木 弘 落 水 清 弘
熊 本 市 に お け る バ ス 交 通 の あ り 方 検 討 協 議 会	6		田 尻 善 裕 齊 藤 聰 佐 々 木 俊 和 鈴 木 弘 嶋 田 幾 雄 益 田 牧 子
宇 城 広 域 連 合 議 会 議 員	2	議員の任期中	田 辺 正 信 牛 嶋 弘

8 報酬及び期末手当

区 分	現行報酬月額	適用年月日	改正前報酬月額	適用年月日	議員期末手当
議 長	822,000円	平16.4.1	831,000円	平15.4.1	6月 145/100
副 議 長	749,000円		757,000円		12月 160/100
議 員	678,000円		685,000円		3月 30/100

9 費用弁償

市議会議員が議会の会議又は委員会に出席したときは、議会棟から当該市議会議員の住所までの直線距離の区分に応じ費用弁償として支給するもの。

支給対象	直線距離の区分及び支給額	適用年月日
本会議	4キロメートル未満 日額 5,000 円	平成 19 年 9 月 6 日
常任委員会	4キロメートル以上 8キロメートル未満 日額 6,000 円	
特別委員会	8キロメートル以上 日額 7,000 円	
議会運営委員会	(公用車を利用して出席したときは2分の1の額)	

10 政務調査費

市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議員に対し政務調査費を交付するもの。

交付対象	交付額及び方法	収支報告	適用年月日
議員	月額 200,000 円とし、一会計年度の半期ごとに交付の最初の月に当該半期に属する月数分を交付	交付を受けた議員は、収支報告書を 4 月 30 日までに議長に提出 領収書等の証拠書類の写しを、収支報告書と併せて議長に提出	平成 20 年 4 月 1 日
	上半期 1,200,000 円		
	下半期 1,200,000 円		

11 議会活動状況

(1) 本会議開催状況

(平成20年)

区 分 会 議	会 期	本会議 日 数	会議時間数	傍 聴 人 員		
				男	女	計
第1回定例会	2.22 ～ 3.17 (25日間)	9日	26時間33分	364	330	694
第2回定例会	6.13 ～ 6.30 (18日間)	7日	18時間13分	276	222	498
第3回定例会	9. 3 ～ 9.18 (16日間)	6日	18時間48分	407	470	877
第1回臨時会	10.30 (1日間)	1日	54分	7	0	7
第4回定例会	12. 8 ～ 12.22 (15日間)	6日	19時間53分	164	106	270
計	(75日間)	29日	84時間21分	1,218	1,128	2,346

(2) 本会議審議状況

(平成20年)

議案等 議会別		市 長 提 出 議 案								議員提出議案					そ の 他										
		条 例	予 算	決 算	契 約 締 結	財 産 取 得 処 分	専 決 処 分	公 務 員 任 命	そ の 他	計	条 例	会 議 規 則	意 見 書	決 議	懲 罰	計	動 議	請 求	諮 問	請 願	質 問	選 挙	調 査	議 員 派 遣	
第1回定例会		28	40			1		2	33	104	2		7			9			2	7	11	1			
第2回定例会		11	3			2	6		17	39			9			9	1		7	4	9			1	
第3回定例会		62	11	5				3	27	108	2	1	5	1		9	3		4	4	8			2	
第1回臨時会			1				6		1	8															
第4回定例会		17	6		3	1			130	157	1		7			8	2		2	5	8	2			
計		118	61	5	3	4	12	5	208	416	5	1	28	1		35	6		15	20	36	3		3	
審 議 結 果	可 決	116	61		3	4			208	392	5	1	21	1		28	5							3	
	修正可決	2								2															
	否 決												7			7									
	承 認						12			12															
	同 意							5		5															
	同意しない																								
	認 定			5						5															
	異議がない																		15						
	採 択																								
	不 採 択																				19				
	継続審査																								
	審査未了																								
	撤 回																				1				
	了 承																								
許 可																									
議決不要																	1								

(3) 委員会審査状況

(平成20年)

区 分 委員会別	開 催 回 数	市 長 提 出 議 案							議 員 提 出 議 案		請 願	陳 情	計
		予 算	条 例	契 約	財 産 取 得 処 分 等	専 決 処 分	そ の 他	計	条 例	そ の 他			
総 務	6(0)	8	42	3	1		5	59			5	5	10
教 育 市 民	8(2)	7	20		1		58	86				6	6
保 健 福 祉	9(0)	22	27		1	2	10	62			12	488	500
環 境 水 道	9(2)	9	7				5	21			1	16	17
経 済	6(0)	14	5		1		5	25				12	12
都 市 整 備	9(0)	23	20				123	166				4	4
議会運営委員会	18(10)											1	1
政令指定都市実現 に 関 す る 特 別 委 員 会	2(1)												
出資団体等の 調査に関する 特 別 委 員 会	2(0)												
中心市街地の 活性化に関する 特 別 委 員 会													
平成19年度一般 並びに特別会計 決算特別委員会	9(8)						1	1					
平成19年度公営 企業会計決算 特 別 委 員 会	5(4)						4	4					
計	83(27)	83	121	3	4	2	211	424			18	532	550

※委員会の傍聴については、平成13年第4回定例会より、テレビモニターによる公開を実施している。

※開催日数の()内は定例会(臨時会)閉会中の委員会開催分(再掲)

12 議会事務局

(1) 事務分掌

総務課

- ① 公印の保管に関する事。
- ② 文書の発受及び整理、保存に関する事。
- ③ 秘書及び渉外に関する事。
- ④ 予算及び決算に関する事。
- ⑤ 議員の身分、辞職及び補欠に関する事。
- ⑥ 議員の報酬、費用弁償及びその他の給与に関する事。
- ⑦ 議員共済会に関する事。
- ⑧ 職員の人事厚生及び服務に関する事。
- ⑨ 職員の給料、旅費及びその他の給与に関する事。
- ⑩ 儀式及び交際に関する事。
- ⑪ 議長会及び局長会等に関する事。
- ⑫ 議会関係規程の制定及び改廃に関する事。
- ⑬ 議場その他議会関係各室の管理に関する事。
- ⑭ 物品の出納、保管に関する事。
- ⑮ 乗用自動車に関する事。
- ⑯ 他の課の所管に属しない事。

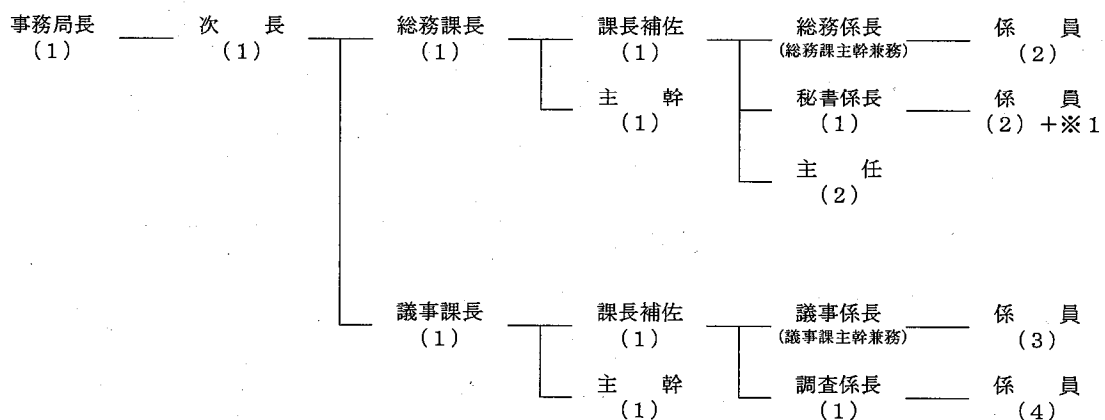
議事課

- ① 本会議に関する事。
- ② 議案その他会議に関する文書に関する事。
- ③ 請願書及び陳情書に関する事。
- ④ 委員会に関する事。
- ⑤ 公聴会に関する事。
- ⑥ 行政調査に関する事。
- ⑦ 資料の収集整理及び保管に関する事。
- ⑧ 図書室に関する事。
- ⑨ 速記に関する事。
- ⑩ 会議録の編集に関する事。
- ⑪ その他議事運営に関する事。

(2) 組織図 (平成21年8月1日現在)

定 数 28人

現員数 24人 ※1は、再任用職員数



(3) 議会刊行物

区分 刊行物	発行回数	1回当たり 発行部数(部)	規格	印刷方法	予算(円)	配 付 先
市 政 概 要	年1回	150	A4	PTO	750,000	議員、執行部、来訪議員
会 議 録	定例会ごと (臨時会を含む)	130	A4	オンデマンド	5,063,000 (速記委託料含む)	議員、執行部
委 員 会 会 議 録	定例会ごと	130	A4	オンデマンド	2,700,000	議員、執行部
特別委員会会議録	不定	130	A4	PTO	-	議員、執行部

(4) 議会図書室

ア 図書蔵書数

(平21.8.1現在)

分 類	蔵書数(冊)	分 類	蔵書数(冊)
0 総 記	265	5 工 学	44
1 哲 学	22	6 産 業	59
2 歴 史	667	7 芸 術	48
3 社 会 科 学	1,978	8 語 学	158
4 自 然 科 学	43	9 文 学	24
合 計			3,308

イ 定期購入誌

自治研究、ガバナンス、くまもと経済、内外情勢資料

ウ 新 聞

朝日新聞、毎日新聞、読売新聞、西日本新聞、熊本日日新聞、日本経済新聞

エ 図書購入予算

平成21年度 単行本 243千円

追録、雑誌等 908千円

(5) 視察来訪状況

月(年)別	来訪市数	来訪人員	月(年)別	来訪市数	来訪人員
平成20年1月	15	156	10月	16	151
2	17	91	11	21	170
3	6	43	12	0	0
4	3	23	平成20年合計	141	1,055
5	18	137	月平均	8	56
6	3	8	平成19年合計	97	668
7	32	233	18	142	1,070
8	10	51	17	149	1,271
9	0	0	16	138	1,139

(6) インターネットによる議会放映(平成19年9月より実施)

開かれた熊本市議会本会議を実現するため、インターネットを通じて本会議をライブ・録画中継している。

対 象 会 議 市議会本会議(臨時会も含む)

放 映 費 用 5,670千円(36ヶ月)

議場見取図

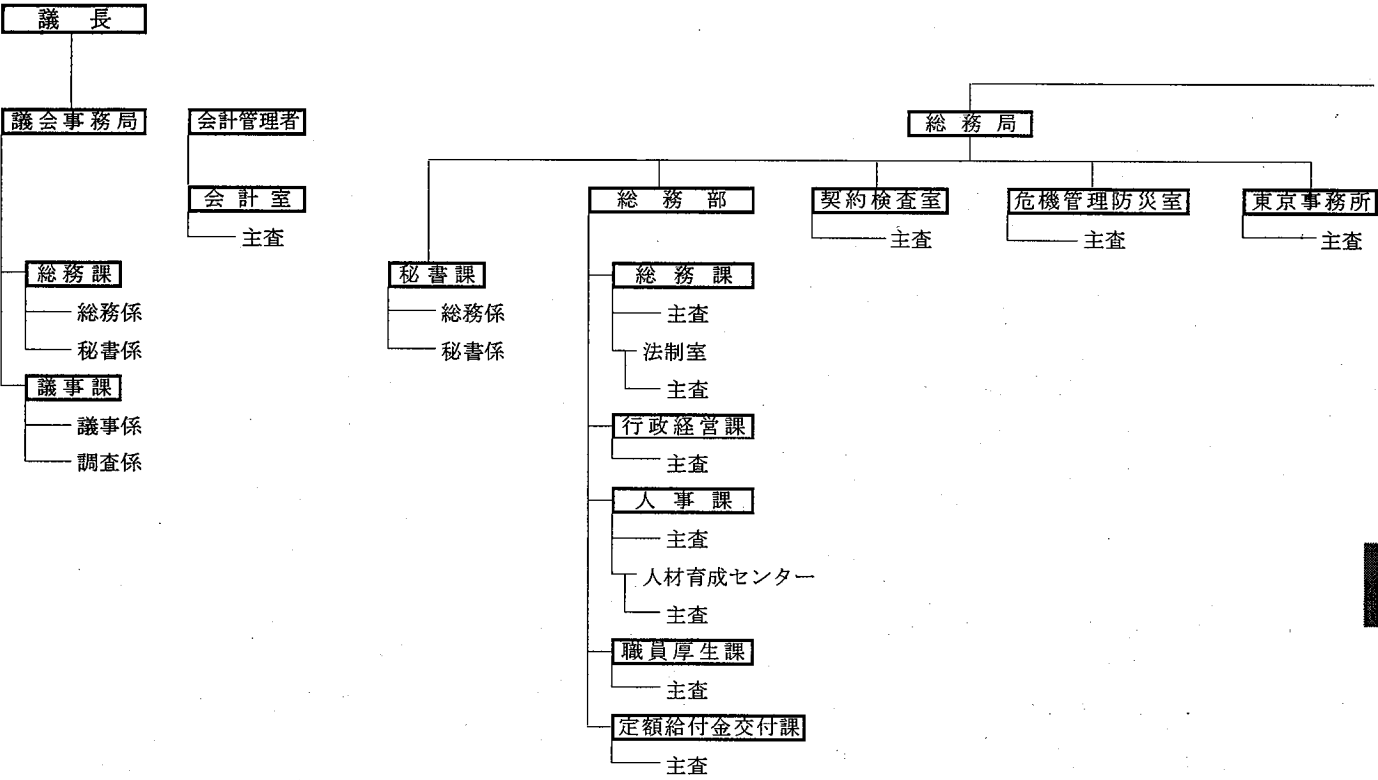
傍 聴 席 (固定席 112席 + 車椅子 15台程度)																	
市 政 記 者 席																	
			39	40	41	43			44	45	46	47			48	49	50
			29	30	31	32			33	34	35	36			37	38	
			20	21		22			23	24	25	26			27	28	
			10	11	12	13			14	15	16	17			18	19	
			1	2	3	4			5	6	7	8			9		
説明員席												説明員席					
						速記者席											
						演 壇											
						議長席 事務局長											

議
会

総務

1	熊本市機構図	25
2	歴代市長	35
3	名誉市民	36
4	情報公開・個人情報保護	38
5	行政改革	41
6	職員数	43
7	給与	43
8	職員研修	46
9	契約	49
10	危機管理防災	50
11	総合計画	52
12	シティブランド戦略	56
13	広報	58
14	広聴	60
15	情報化推進	65
16	統計	70
17	合併・政令指定都市の実現	72
18	財政	77
19	土地開発基金	82
20	市庁舎概要	82
21	市税	88
22	選挙	91
23	人事委員会	95

1 熊本市機構図（平成21年4月1日現在）



総務

市長

副市長

企画財政局

企画情報部

熊本ブランド推進室

主査

企画課

主査

広報課

主査

広聴課

主査

市民相談室

主査

情報政策課

主査

統計課

主査

政令指定都市推進室

主査

富合総合支所

総務課

主査

富合まちづくり交流室

主査

市民生活課

主査

税務課

主査

保健福祉課

主査

産業振興課

主査

建設課

主査

財務部

財政課

主査

管財課

主査

車両管理課

主査

税務部

主税課

主査

北部出張所

主査

河内出張所

主査

飽田出張所

主査

天明出張所

主査

市民税課

市民税第一係

市民税第二係

市民税第三係

法人係

資産税課

賦課調整係

土地第一係

土地第二係

土地第三係

家屋第一係

家屋第二係

家屋第三係

償却資産係

納税課

収納管理係

徴収第一係

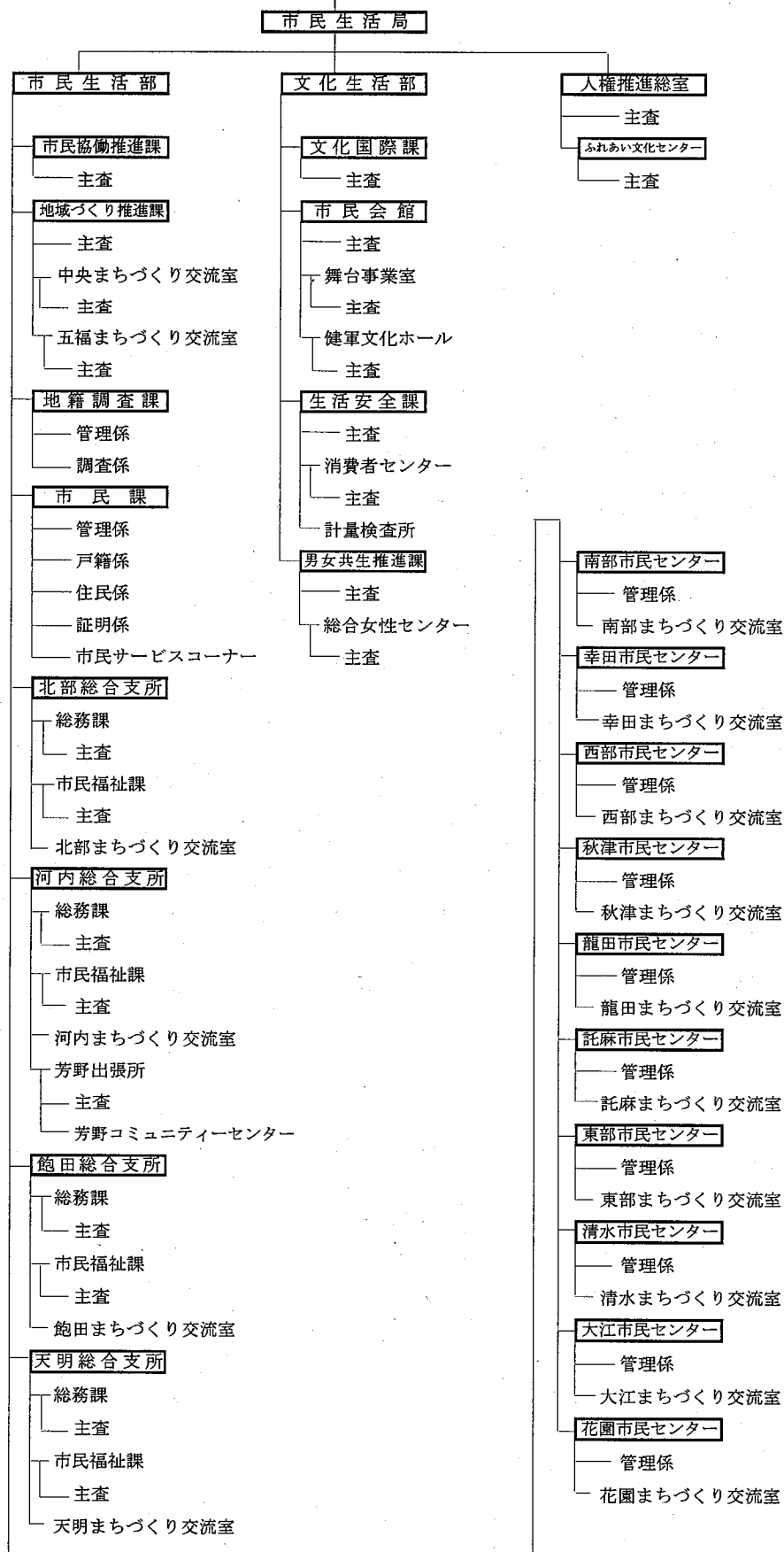
徴収第二係

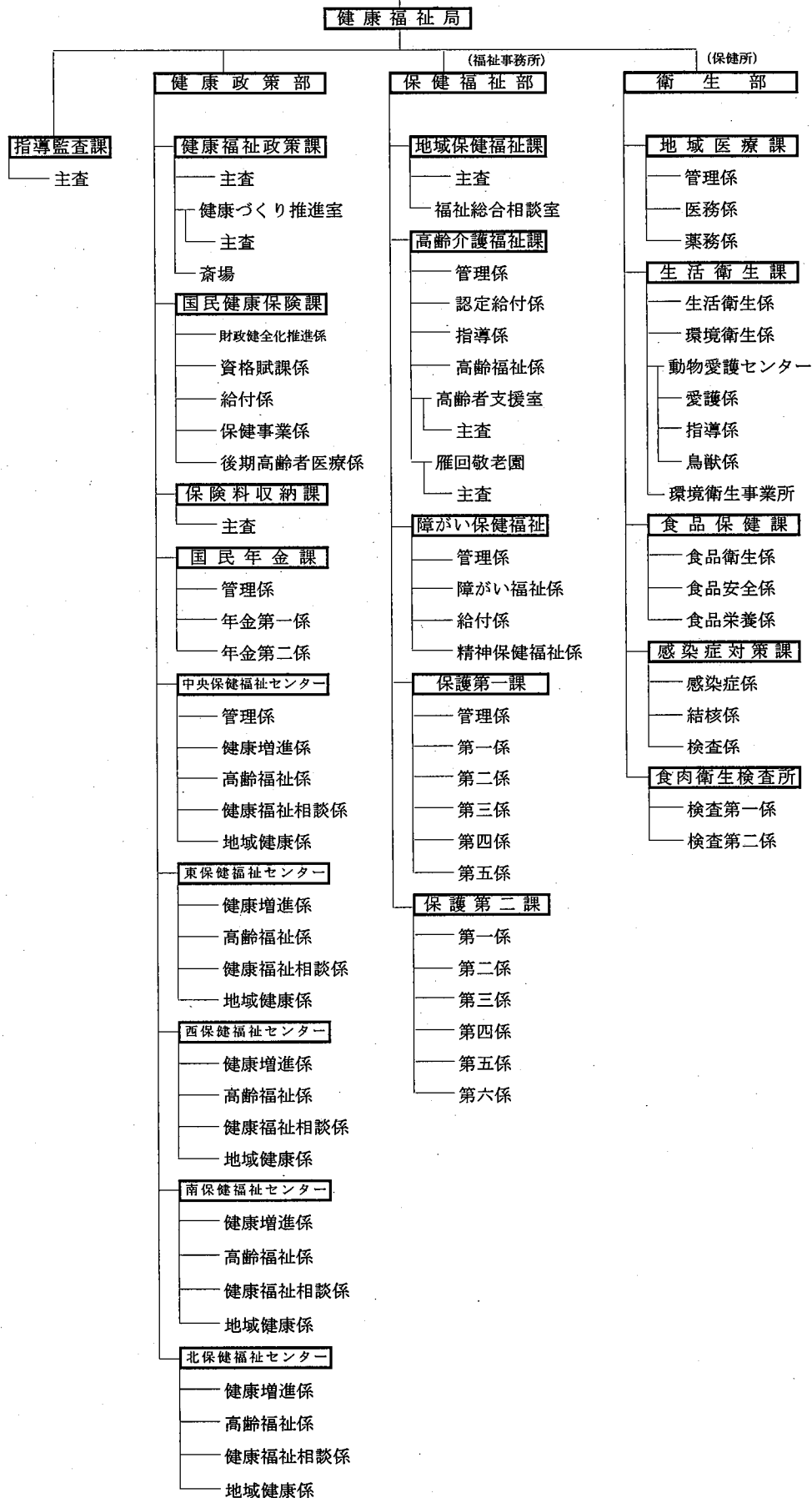
徴収第三係

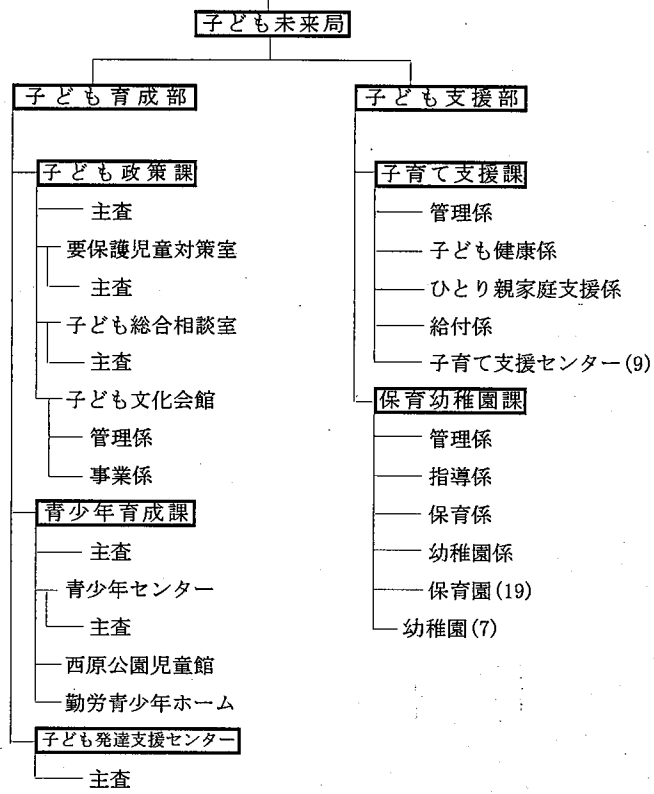
納税推進係

特別滞納対策室

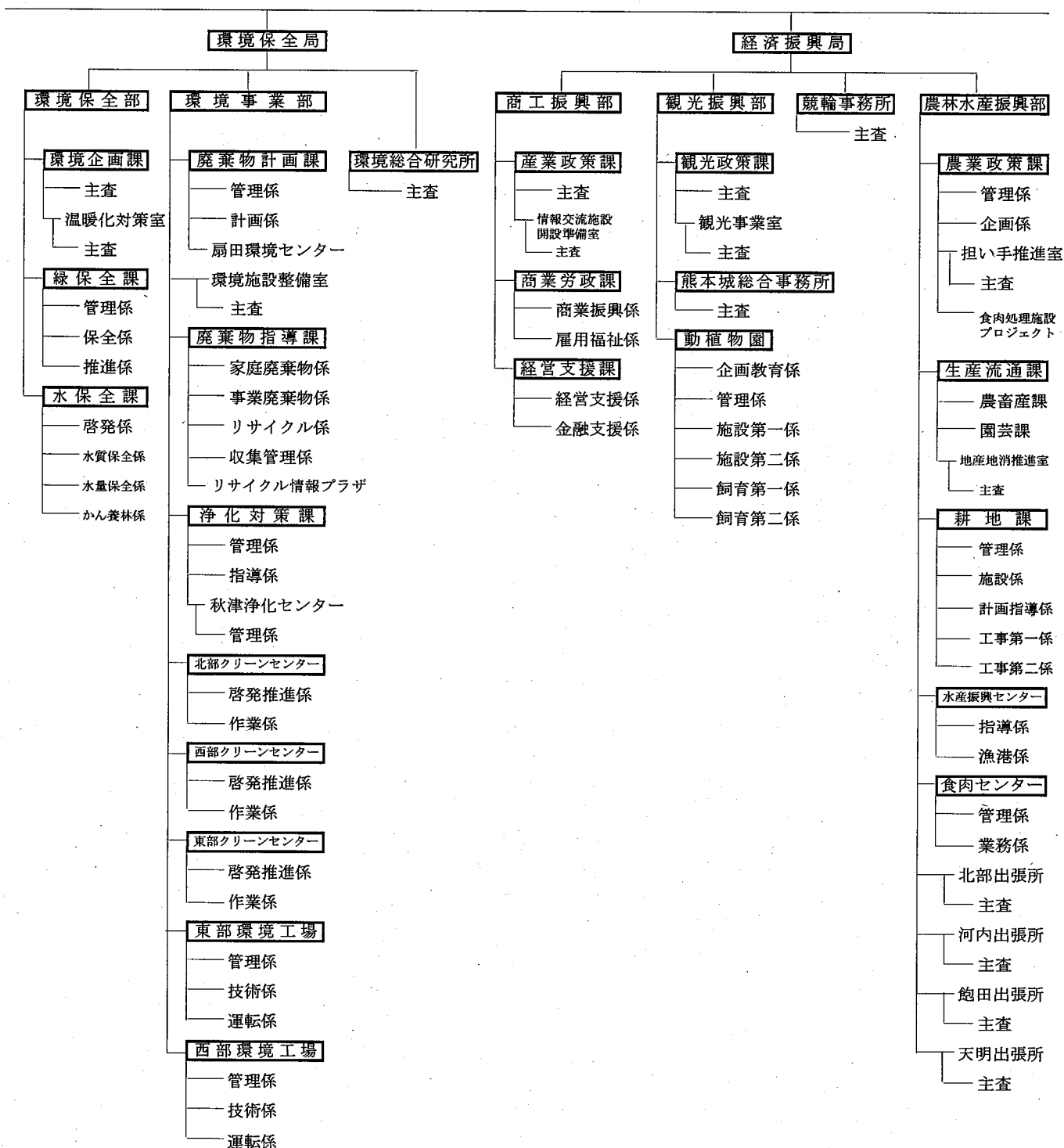
主査



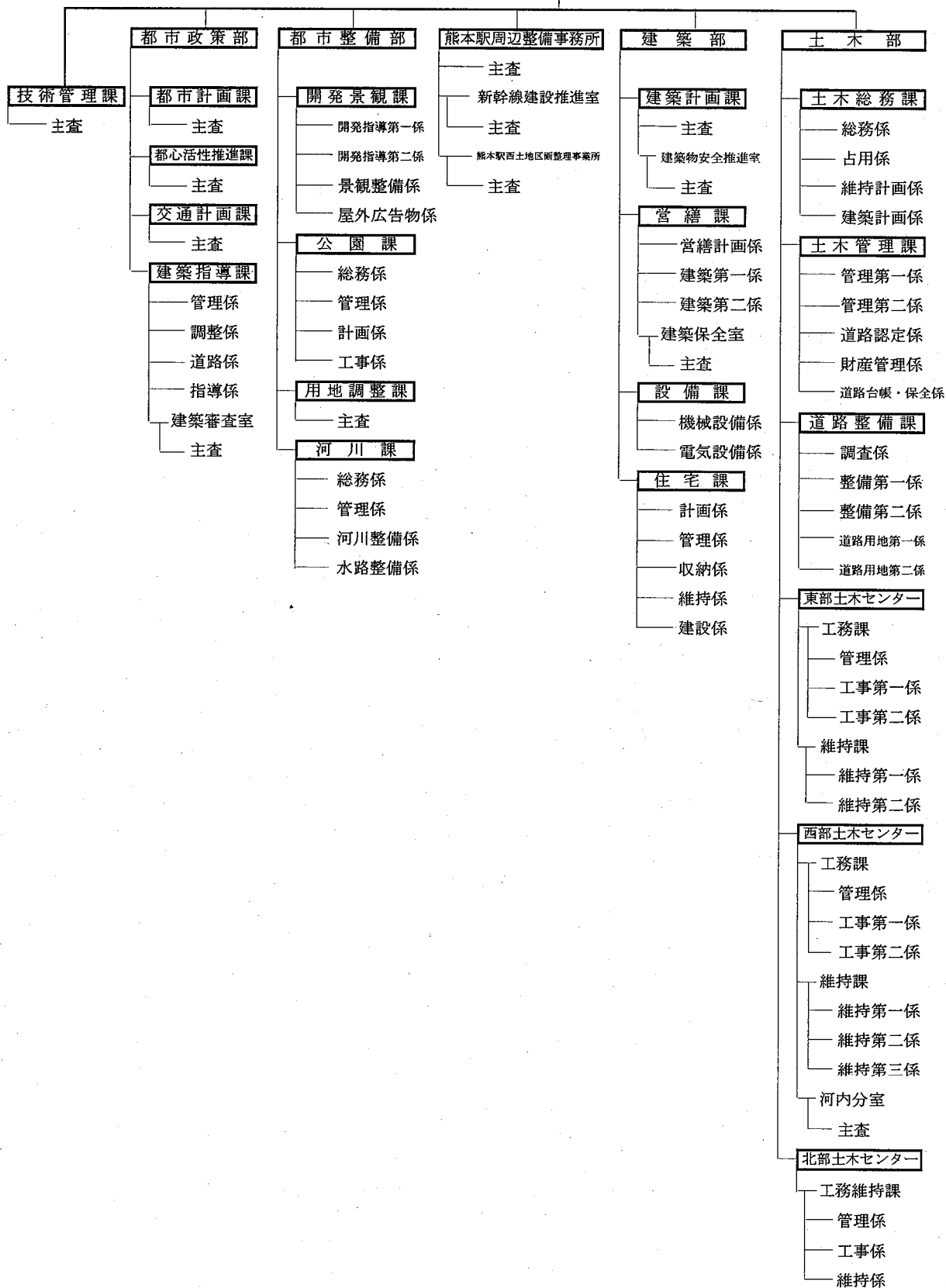




総務

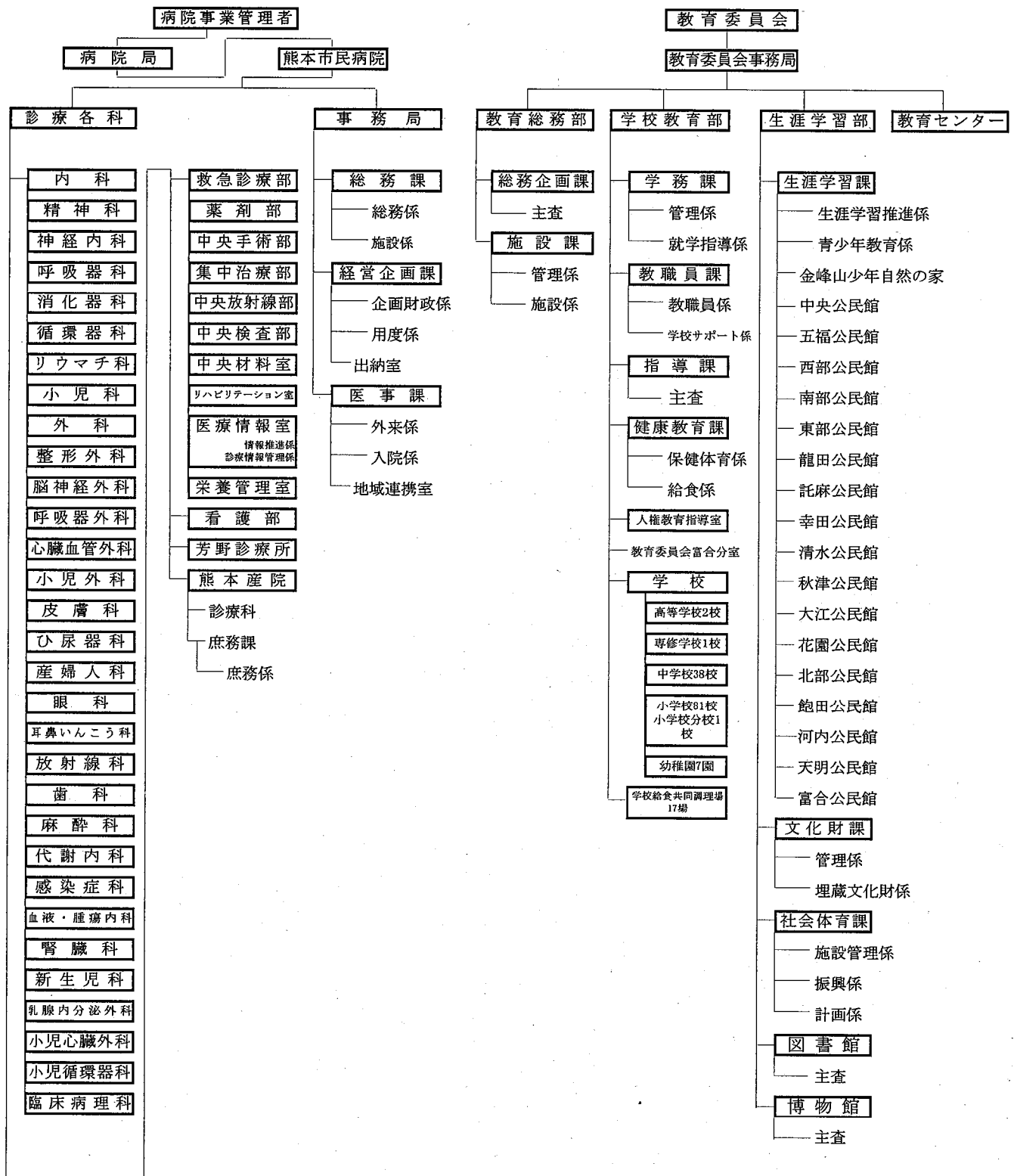


都市建設局

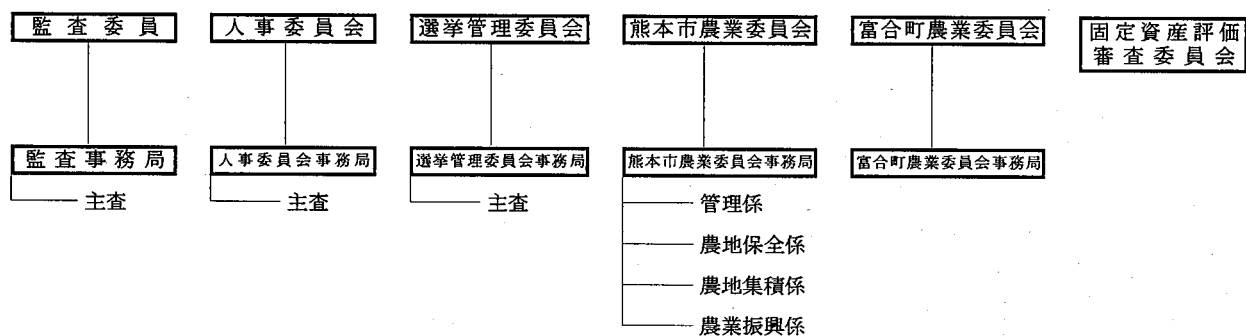


総務





総務



2 歴代市長（秘書課）

代	氏 名	就任年月日	退任年月日
1	杉 村 大 八	明22. 5. 6	明26. 7. 9
2	松 崎 為 己	26. 9.15	30. 8. 2
3	辛 島 格	30. 9.13	大 2. 1.20
4	山 田 珠 一	大 2. 4. 2	3.10.10
5	依 田 昌 兮	4. 1.14	6. 9. 3
6	佐 柳 藤 太	6.11.20	10.11.19
7	高 橋 守 雄	11. 1.19	14. 7.13
8	辛 島 知 己	14. 9.14	昭 4. 7. 4
9	山 田 珠 一	昭 5. 2. 5	9. 4.17
10	山 隈 康	9. 5.14	17. 5.13
11	平 野 龍 起	17. 6.25	20. 8.10
12	石 坂 繁	20.10. 4	21. 3.11
13・14	福 田 虎 亀	21. 6.14	23. 2. 9
15	佐 藤 真佐男	23. 4. 7	27. 3. 7
16	林 田 正 治	27. 3.20	31. 2.23
17・18	坂 口 主 税	31. 3.16	38. 1. 4
19・20	石 坂 繁	38. 2.15	45.11.26
21～24	星 子 敏 雄	45.12.20	61.12. 6
25・26	田 尻 靖 幹	61.12. 7	平 6.12. 6
27・28	三 角 保 之	平 6.12. 7	14.12. 2
29・30	幸 山 政 史	14.12. 3	在 任 中

3 名 誉 市 民 (秘書課)

(平21. 9. 18現在)

とくとみ いちろう そほう
徳富猪一郎 (蘇峰) 氏 (昭和30年顕彰)

文久3年1月25日生まれ。近世日本の先覚者として、また、すぐれた思想家であった。熊本在任中は大江義塾の創始者として子弟の教育に専念し、その教育的影響が大であった。県近代文化功労者。勲二等瑞宝章、文化勲章受章するが戦後辞退。

昭和32年11月2日逝去 (94歳)

たかはし もりお
高橋守雄氏 (昭和30年顕彰)

明治16年1月1日生まれ。第7代市長として、3大事業などを完遂 (二十三聯隊の移転、市電、上水道の開設その他) 熊本市の近代化、発展、繁栄につくし、また、教育者として、郷土教育の振興育成に活躍した。熊日社会文化賞受賞。県文化功労賞受賞。勲三等瑞宝章受章。

昭和32年5月6日逝去 (74歳)

ほしかわ もりたつ
細川護立氏 (昭和35年顕彰)

明治16年10月21日生まれ。細川家16代当主、有斐学舎の舎長、また、肥後奨学会の総裁に就任、多額の奨学金を出資し学徒の育成援護につくした。さらに国の文化財保護委員会委員として、本市の重要文化財、史跡名勝などの保存活用に貢献した。文化功労者選考審査委員。勲四等瑞宝章受章。

昭和45年11月18日逝去 (87歳)

ふくだ いじゆ
福田令寿氏 (昭和35年顕彰)

明治5年12月7日生まれ。医師開業のかたわら、五高、医専などで教鞭をとり、子弟の教育に専念のほか、社会文化、社会福祉関係の諸要職を歴任した。特に県の文化功労者に選ばれたほか、数々の叙勲、受賞に輝き、郷土の社会文化、福祉の向上発展につくした功績は大きい。文部大臣表彰。県近代文化功労者。勲四等旭日小綬章受章。

昭和48年8月7日逝去 (100歳)

う の てつと
宇野哲人氏 (昭和44年顕彰)

明治8年11月15日生まれ。東京帝国大学で漢学、中国哲学の教授、名誉教授としてのすぐれた業績は、郷土熊本の文運の興隆に、多くの影響をあたえた。また、現在わが国における漢学関係の学究者で、直接、間接に氏の薫陶、影響を受けないものはないといっても過言ではない。県近代文化功労者。勲一等瑞宝章受章。

昭和49年2月19日逝去 (98歳)

かたやまくまじ なんふう
堅山熊次（南風）氏（昭和44年顕彰）

明治20年9月12日生まれ。横山大観画伯などに師事、日本画に精進し、その多くの作品のうえに肥後の郷土色のにじみ出た芸術の薫りがよく生かされている。

氏のすぐれた業績は、大観画伯と並んで日本画壇の最高峰に位置し、また、郷土文化の進展に大きく貢献した。県近代文化功労者。文化功労者。文化勲章受章。勲三等旭日中綬章受章。

昭和55年12月30日逝去（93歳）

ごとうゆうたろう ぜざん
後藤祐太郎（是山）氏（昭和54年顕彰）

明治19年6月8日生まれ。熊本における郷土史の研究や文化活動において多大の功績があった。俳句同人誌「東火」（昭和2年「かわがらし」として創刊。昭和17年に改題。）主宰をはじめ、力作「肥後文人画の研究」「肥後国誌」等の著作、「熊本市政七十年史」の編纂、「県史」「県議会史」の監修など、氏が手がけた仕事は、名利を求めず時流にもおもねらず、ひたすら自己の真実を貫くその生活態度とともに、今日高く評価されている。勲五等瑞宝章受章。県近代文化功労者。熊日社会賞受賞。

昭和61年6月4日逝去（99歳）

なかむら は ま ていじょ
中村破魔（汀女）氏（昭和54年顕彰）

明治33年4月11日生まれ。現代女流俳人の第一人者。氏の句は女性特有のこまやかな情感に裏打ちされて艶であり優であり且つ頭脳的であるところにその本領があるが、そのなかにはまた、常に変わらぬ故郷熊本を想う純情がみなぎっているのも特徴の一つである。俳誌「風花」を主宰する傍ら、「春雪」「汀女句集」「春暁」「花影」「都鳥」「薔薇粧ふ」など数々の句集をはじめ、「ふるさとの菓子」「その日の風」などの随筆集を刊行し、女性俳句の隆盛はもとより文化の振興に多大の貢献があった。勲二等瑞宝章受章。文化功労者。県近代文化功労者。

昭和63年9月20日逝去（88歳）

やすなが ふみこ
安永落子氏（平成21年顕彰）

大正9年2月19日生まれ。平成10年から長きにわたり、宮中歌会始詠進歌選者を務めるなど日本を代表する女流歌人であるとともに、書家としても顕著な功績を収める。熊本を活動の拠点に、歌誌「椎の木」を主宰するとともに、昭和37年の「魚愁」から平成15年の「褐色界」まで16にも及ぶ歌集をはじめ数多くの著作を刊行。平成3年には歌壇の最高賞である迢空賞を受賞。熊本県教育委員会委員長、熊本県文化協会会長などの要職を歴任、本市の教育・文化の発展に多大な功績。勲四等瑞宝章受章。くまもと県民文化賞受賞。熊本県近代文化功労者。

4 情報公開・個人情報保護（総務課）

（１）情報公開制度

熊本市情報公開条例は、平成１０年１０月１日に施行され、平成１１年１０月１日からは、議会が実施機関に加わった。

ア 目 的

本市が保有する文書等を開示（閲覧及び複写）請求する権利について定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に説明する責務（アカウンタビリティ）が全うされるようにし、地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。

なお、「知る権利」については、条例前文で明記している。

イ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

ウ 開示請求の対象となる文書等

実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等（電磁的媒体を含む）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものは、原則として開示請求の対象としている。

エ 文書等の開示を請求できるもの

市内に住所を有する個人及び法人等のみならず、市内に勤務し、又は在学している者のほか、市政に利害関係を有するもの（当該利害関係に係る情報に限る）も対象としている。

（２）平成２０年度情報公開制度の実施状況（平成２０年４月１日～平成２１年３月３１日）

ア 開示請求件数及びその処理状況

文書等の開示請求の件数及びその処理状況

（単位 件）

開示請求件数	処 理 状 況									
	開示 決定	部分 開示 決定	請 求 拒 否 決 定					合 計	取下げ	却 下
			不開示	存否 不回答	不存在	その他	計			
416	262	93	8	0	63	4	75	430	13	1

※１件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
※部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第９条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

※その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。

※却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権のないものからの請求について、却下したものをいう。

イ 開示請求者の内訳

開 示 請 求 者 の 区 分	開示請求件数 (件)
本市の区域内に住所を有する者	143
本市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	264
本市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者	8
本市の区域内に存する学校に在学する者	0
実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの	0
その他	1
合 計	416

ウ 不服申立ての件数及び処理状況

不服申立て件数			処 理 状 況				
年度	区分	件数 (件)	決定済	裁決済	審査会で 審 議 中	実施機関 で検討中	取下げ
16	異 議 申 立 て	0	0	-	0	0	0
	審 査 請 求	0	-	0	0	0	0
17	異 議 申 立 て	3	0	-	0	0	0
	審 査 請 求	0	-	0	0	0	0
18	異 議 申 立 て	1	4	-	0	0	0
	審 査 請 求	0	-	0	0	0	0
19	異 議 申 立 て	3	3	-	0	0	0
	審 査 請 求	0	-	0	0	0	0
20	異 議 申 立 て	14	12	-	2	0	0
	審 査 請 求	0	-	0	0	0	0
合 計		40	31	0	0	0	5

(注) 不服申立て件数と処理状況の件数が一致しないのは、不服申立ての審査を併合して行ったため。

エ 訂正請求及び利用停止請求の状況

(単位 件)

年度	訂正請求		利用停止請求
	請求件数	処理状況	請求件数
20	0	-	0

(3) 個人情報保護制度

熊本市個人情報保護条例が、平成14年4月1日に施行され、電子計算組織で処理される個人情報だけでなく、手作業処理される個人情報も対象とした総合的な個人情報保護制度が開始された。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障している。

ア 個人情報を適正に取り扱うためのルール

収集の制限、利用・提供の制限、適正管理、個人情報取扱事務目録の閲覧など

イ 個人情報の開示、訂正などを求める権利

開示請求、訂正請求、利用停止請求など

ウ 実施機関

市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会

(4) 個人情報保護制度の実施状況

ア 開示請求件数及びその処理状況

(単位 件)

開示請求件数 (平成20年度)	処 理 状 況						
	開示決定	一部開示決定	不開示	不存在	存否不回答	取下げ	却下
86	44	29	0	13	0	0	0

※1件の開示請求に対し、複数の決定がなされる場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。

※一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分についての開示の決定をしたものをいう。

※存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

イ 不服申立ての件数及び処理状況

(単位 件)

不服申立て件数			処 理 状 況				
年度	区分	件数	決定済	裁決済	審議会で審議中	実施機関で検討中	取下げ
15	異議申立て	1	1	—	0	0	0
	審査請求	0	—	0	0	0	0
16	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
17	異議申立て	2	0	—	0	0	0
	審査請求	0	—	0	0	0	0
18	異議申立て	0	2	—	0	0	0
	審査請求	0	—	0	0	0	0
19	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
20	異議申立て・審査請求	0	0	0	0	0	0
合 計		3	3	0	0	0	0

5 行政改革（行政経営課）

市民福祉の向上や効率的・効果的な行政体制の整備を目指し、行政改革に取り組んでいる。

平成8年9月には、行政改革大綱を策定（第1次行革）、平成12年10月には、社会情勢の変化等を踏まえた大綱の見直し（第2次行革）を行い、事務事業の見直し等に取り組んできた。また、平成16年3月には、行財政改革推進計画を策定し（第3次行革）、市民協同の積極的な推進をはじめ、市民サービス、組織風土、組織機構、公営企業、外郭団体などの改革、財政の健全化に取り組み、まちづくりの着実な推進を支えるとともに、市民志向の質の高いサービスを提供する市政の実現を目指してきた。

さらに、第6次・総合計画に掲げる新しい熊本づくり（湧々都市くまもと）^{わくわく}の着実な推進に向けて、「市民に信頼される市政の実現」と「効率的で質の高い市政運営」を目標とした第4次となる「行財政改革計画」（期間：21年度から25年度）を平成21年3月に策定した。

この計画に基づき、組織体制の見直し、民間委託の推進及び財政の健全化など75項目に取り組んでいく。

（1）経費改善への取組実績

第1次行革

年度 区分		8	9	10	11
1	事務事業の見直し	83	517	1,830	2,118
	廃止・縮小・統合		5	143	204
	簡素・効率化・経費節減	83	512	1,490	1,624
	民間委託等の推進			197	290
	その他				
2	財政の健全化			1,040	1,677
3	人事管理制度の見直し		77	332	1,096
合	計	83	594	3,202	4,891

第2次行革

年度 区分		12	13	14	15
1	事務事業の見直し	329	511	1,005	1,619
	廃止・縮小・統合	81	83	89	96
	簡素・効率化・経費節減	242	340	744	1,336
	民間委託等の推進	6	79	149	158
	その他		9	23	29
2	財政の健全化	2,079	1,273	1,959	1,599
3	人事管理制度の見直し	578	1,315	1,696	2,065
合	計	2,986	3,099	4,660	5,283

行財政改革推進計画

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
市民サービスの改革	176	254	355	394	443
組織の改革	150	854	1,262	1,949	1,840
外郭団体の改革	230	0	0	0	0
公営企業の経営健全化	0	0	2,137	2,096	2,381
財政健全化の推進	1,402	2,365	3,850	5,042	5,921
合 計	1,958	3,473	7,604	9,481	10,585

(2) 職員数の推移

第1次行革

区分 \ 年度	8	9	10	11
職員総数 ①	6,741	6,732	6,702	6,612
市民数 ②	650,322	654,764	657,636	660,119
職員一人あたり市民数 (②÷①)	96.5	97.3	98.1	99.8

第2次行革

区分 \ 年度	12	13	14	15	16
職員総数 ①	6,544	6,458	6,407	6,364	6,322
市民数 ②	662,473	663,969	666,636	669,034	670,047
職員一人あたり市民数 (②÷①)	101.2	102.8	104	105.1	106

行財政改革推進計画

区分 \ 年度	17	18	19	20	21
職員総数 ①	6,249	6,231	6,156	6,119	6,123
市民数 ②	671,035	669,441	669,933	670,014	679,128
職員一人あたり市民数 (②÷①)	107.4	107.4	108.8	109.5	110.9

6 職 員 数 (人事課)

(平21.4.1現在)

区 分	定 数	現 員 数
市 長 事 務 部 局	3,360	3,287
議 会 事 務 局	28	23
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局	22	15
監 査 事 務 局	17	16
教育委員会事務局及び学校その他の教育機関	1,040	673
人 事 委 員 会 事 務 局	16	12
消 防 局	631	628
農 業 委 員 会 事 務 局	27	22
交 通 局	499	337
上 下 水 道 局	510	494
病 院 局	650	616
計	6,800	6,123

総務

7 給 与 (人事課)

(1) 局別職員給料

(平21.4.1現在)

局 別 \ 区 分	給 料 月 額 (円)			平均年齢	平 均 勤続年数
	最 高	最 低	平 均		
市 長 事 務 部 局	604,900	143,100	345,184	42歳 8月	19年 6月
議 会 事 務 局	494,800	199,500	362,157	43 " 6 "	20 " 7 "
選挙管理委員会事務局	474,000	239,100	384,660	47 " 0 "	25 " 1 "
監 査 事 務 局	466,400	313,600	392,550	47 " 5 "	23 " 9 "
教育委員会事務局	515,900	163,200	377,622	46 " 2 "	17 " 5 "
人事委員会事務局	506,300	177,100	354,692	42 " 5 "	20 " 2 "
消 防 局	477,200	152,700	329,543	39 " 7 "	18 " 7 "
農業委員会事務局	468,000	291,100	410,945	50 " 10 "	28 " 3 "
交 通 局	463,700	170,300	328,451	44 " 6 "	17 " 7 "
上 下 水 道 局	506,300	143,100	366,003	45 " 1 "	22 " 9 "
病 院 局	623,300	163,500	347,581	41 " 8 "	16 " 4 "
全 体	623,300	143,100	348,679	43 " 0 "	19 " 1 "

(注) 給料月額には、一部、現給保障額を含む。

(2) 初任給基準

(平21. 4. 1現在)

区 分	職 種	試 験		学歴免許等	初 任 給		
					級	号給	金 額 (円)
行政職員給料表	一 般	正規の試験	上級職	1	37	174,000	
			初級職	1	13	143,100	
	保 育 士		短 大 卒	1	23	155,300	
	獣 医 師		大 学 6 卒	1	49	193,000	
	薬 剤 師		大 学 卒	1	37	174,000	
	栄 養 士		大 学 卒	1	37	174,000	
	保 健 師 助 産 師		短 大 卒	1	29	163,200	
			大 学 卒	1	37	174,000	
	看 護 師		短 大 3 卒	1	33	168,600	
			短 大 3 卒	1	30	164,600	
	診療放射線技師 臨床検査技師		短 大 2 卒	1	26	159,200	
			大 学 卒	1	34	170,000	
	歯 科 衛 生 士		短 大 3 卒	1	30	164,600	
			短 大 2 卒	1	26	159,200	
	理学療法士 作業療法士		高校専攻科卒	1	22	154,000	
			大 学 卒	1	34	170,000	
	言語聴覚士		短 大 3 卒	1	30	164,600	
			大 学 卒	1	34	170,000	
	視 能 訓 練 士		短 大 3 卒	1	30	164,600	
			大 学 卒	1	34	170,000	
	臨床工学技士	短 大 3 卒	1	30	164,600		
		大 学 卒	1	37	174,000		
	学 芸 員	大 学 卒	1	37	174,000		
		短 大 卒	1	23	155,300		
		高 校 卒	1	13	143,100		
		中 学 卒	1	1	129,600		
	業職給料 務員表	業 務 職		高 校 卒	1	13	143,100
中 学 卒				1	1	129,600	
消給 防料 職表 員	上 級 消 防 職	正規の試験	上級職	1	33	185,900	
	初 級 消 防 職		初級職	1	9	152,700	
医職給 料 療員表	医 歯 科 医 師		博士課程修了	1	25	323,600	
	教育職給料表 (一)		大 学 6 卒	1	1	237,700	
博士課程修了			2	31	260,700		
修士課程修了			2	15	218,000		
大 学 卒			2	3	196,200		
短 大 卒			1	11	166,300		
大 学 卒			1	23	192,700		
短 大 卒			1	11	166,300		
教育職給料表 (二)	高 校 卒		1	3	151,800		
	博士課程修了		2	43	260,700		
	修士課程修了		2	27	218,000		
	大 学 卒		2	15	196,200		
	短 大 卒		2	3	168,600		
	大 学 卒		1	23	192,700		
	短 大 卒		1	11	166,300		
高 校 卒	1		3	151,800			

(3) 特別職の給料及び報酬

区 分	現行給料月額 (円)	適用年月日	改正前給料月額 (円)	適用年月日
市 長	1,143,000	平16. 4. 1	1,155,000	平15. 4. 1
副市長	892,000	"	902,000	"
常勤監査委員	695,000	"	702,000	"
企業管理者	707,000	"	714,000	"
教育長	707,000	"	714,000	"

区 分		現行報酬額 (円)	適用年月日	改正前報酬額 (円)	適用年月日
教育委員会	委 員 長	月 額 144,000	平16. 4. 1	146,000	平10. 4. 1
	委 員	月 額 88,000	"	89,000	"
監 査 委 員	意見を有する者のうちから選任された監査委員 (非常勤)	月 額 137,000	"	139,000	"
	市議会議員のうちから選任された監査委員	月 額 71,000	"	72,000	"
人事委員会	委 員 長	月 額 165,000	"	167,000	"
	委 員	月 額 139,000	"	140,000	"
選 挙 管 理 委 員 会	委 員 長	月 額 90,000	"	92,000	"
	委 員	月 額 59,000	"	60,000	"
	臨時に選挙管理委員に充てられた補充員	日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
	投票管理者 (期日前投票所の投票管理者を除く) 及び開票管理者	1回につき13,000	平10. 6. 1	11,000	平 4. 4. 1
選 挙 長		1回につき13,000	"	11,000	"
投票立会人 (期日前投票所の投票立会人を除く)、開票立会人及び選挙立会人		1回につき12,000	"	10,000	"
期 日 前 投 票 所 の 投 票 管 理 者		1回につき12,000	平15.12.22		
期 日 前 投 票 所 の 投 票 立 会 人		1回につき10,000	平15.12.22		
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 委 員		日 額 10,000	平 4. 1. 1	7,000	昭61. 4. 1
熊 本 市 農 業 委 員 会	会 長	月 額 90,000	平16. 4. 1	92,000	平10. 4. 1
	副会長、部会長及び副部会長	月 額 59,000	"	60,000	"
	部会の委員及びその他の委員	月 額 55,000	"	56,000	"
富 合 町 農 業 委 員 会	会 長	年 額 213,300	平20.10. 6		
	委 員	年 額 195,300	"		
そ の 他 の 非 常 勤 の 職 員		※1	平 9. 4. 1	※2	昭63. 4. 1

※1 上記に掲げる特別職の職員以外の特別職の職員に対する報酬は、年額報酬にあつては 300,000 円、月額報酬にあつては 250,000 円、日額報酬にあつては 10,000 円、時間額報酬にあつては 1,000 円 (医師等その職務の特殊性その他特別の事由により特に必要があると認めた場合は、年額報酬にあつては 400,000 円、月額報酬にあつては 600,000 円、日額報酬にあつては 30,000 円) を超えない範囲内で、規則で定める

※2 予算の範囲内において市長が定める額

(4) 旅 費 (熊本市職員等の旅費支給に関する条例 (抜粋))

区 分		鉄 道 賃	船 賃	日 当 : 円 (1日につき)	宿 泊 料 : 円 (1夜につき)	食 卓 料 : 円 (1夜につき)
1号	市長・副市長	運賃の等級を2階級に区分する線路にあつては上級の運賃、運賃の等級を設けない線路にあつてはその乗車に要する運賃及び特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には特別車両料金 (特別車両料金にあつては、1号区分の適用を受ける者に限る。)	運賃の等級を3階級に区分する船舶にあつては中級の運賃、2階級に区分する船舶にあつては上級の運賃。ただし、鉄道連絡船にあつては鉄道運賃に同じ。	3,300	16,500	3,300
2号	企業管理者・常勤の監査委員・教育長・7級及び8級の職務にある者			2,600	13,100	2,600
3号	1級から6級までの職務にある者			2,200	10,900	2,200

(注)

- 普通急行列車、準急行列車又は特別急行列車を運行する線路による片道50km以上の旅行には鉄道賃のほかに普通急行料金、準急行料金又は特別急行料金を支給する。
- 船賃の額は、はしけ賃及びさん橋賃を含むものとし、公務の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、船賃のほかに現に支払った寝台料金を支給する。
- 「何級の職務」とは、熊本市一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年条例第5号) 第3条第2項第1号に規定する行政職員給料表による当該級の職務及び行政職員給料表の適用を受けない者について市長が定めるこれに相当する職務をいう。

8 職 員 研 修 (人事課)

(1) 研修受講人員

(単位 人)

区 分	特別研修	基本研修	実務研修	内部講師養成研修	派遣研修	職場研修	自主研修	合 計
延人員	14,217	1,030	518	34	71	6,873	1,246	23,989

(2) 特別研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
政策形成能力養成研修	全 職 員	3	140	2h~ 2日	11・2	NPOとのパートナーシップ研修、PI研修 (施策の立案や事業計画時における地域住民との情報交換、意識調査等の手法など)
管理監督者セミナー	管理監督者	3	1398	2h	11・12・2	管理監督者の意識啓発や人材育成・管理者知識等をテーマとし、その職責に必要とされる内容の講演会。セミナー受講後は、必要に応じて職場研修を行う。
条 例 制 定 研 修	係長級以下の職員	2	7	1	8~11	本市行政課題を達成するための条例の策定演習を通じて、条例制定の手法等を修得する。
公 務 員 倫 理 研 修	管理監督者	2	339	1h	11・12	市民の信頼と期待に応えるため公務員としての自覚と倫理意識の高揚、不祥事の防止、職務専念義務について周知徹底を行う。
公 務 員 倫 理 研 修	全 職 員	2	12,333	—	8・12	上記、公務員倫理研修受講後の管理監督者等による各職場での倫理研修。

(3) 基本研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施 時期 (月)	内 容
新規採用職員研修	事務・技術・保健師・ 薬剤師・業務職等	2	106	14	4・10	市職員としての使命を認識するとともに、業務遂行上の基本的共通知識・技能を修得し、市民の負託に応えられる職員を育成する。
	看護師・言語聴覚士	2	9	12	5・10	
事務職育成研修	職種変更試験合格者	1	11	3	4	業務職から職種変更した職員に対し、事務職として必要な基本的な知識の習得を通じて職場への円滑な適応を図る。
選 択 研 修	採用後3年目の事務職・ 技術職・業務職、 採用後11年目の事務職・技術職	9	202	2	6～9	職員が自らの能力開発に主体的に取り組み、問題意識を持ち、職務遂行に必要な知識技能の修得に前向きな職員の育成を図る。
中 堅 職 員 研 修	採用後7年目の事務職・技術職	3	81	3	8・9	多角的な視野を持ち、自己の立場と役割を踏まえ、前向きに自分自身をマネジメントできる職員を育成する。
業務職員Ⅰ研修	採用後7年目の業務職	—	—	—	—	地方分権における本市職員の使命を認識するとともに現状の職場での自己分析と今後の課題を分析し、業務職員としての役割と責務について再認識する。
業務職員Ⅱ研修	採用後14年目の業務職	2	32	1	8	本市職員としての役割、使命を再認識するとともに、組織におけるリーダーとしての自覚を深め、課題発見・問題解決のスキルを修得する。
新任作業長・主任研修	作業長・主任昇任者	1	20	1	8	現場の責任者及び指導者としての役割を果たすために必要な知識を修得する。
新任係長研修	係長級昇任者	4	150	2	7	監督者として業務遂行に必要なマネジメントの基礎的知識や部下育成のための具体的な技能を修得する。
係長級選択研修	係長級職員	4	110	2	11	職務遂行に必要な知識・技能の修得及び部下育成に必要なスキルの習得を図る。
係長人事評価研修	新任のラインの係長級監督者	2	99	1	10	適正な人事評価技術及び部下との面談技術の習得を図る。
新任課長補佐研修	課長補佐級昇任者	3	99	2	4・5	課長補佐として必要な能力と行動について考え、マネジメント業務の効果的で生産的なあり方を修得する。
新任課長研修	課長級昇任者	2	42	2	5	課長職として必要な機能や役割を理解するとともに課の方針を浸透するためのマネジメント機能や職場風改革の考え方を修得する。
課長人事評価研修	新任のラインの課長級管理者	2	47	1	10	部下との面談及び人事評価についての技能を修得することにより職員一人ひとりの能力が十分に発揮できる環境の整備を図る。
現 任 課 長 研 修	課長級昇任3年目の職員	1	22	2	8	自らが職場の人材育成の責任者であることを認識し、職場研修の積極的な推進を図るため、効果的なOJT能力を身につける。

(4) 実務研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
訟 務 研 修	所属長が推薦する課長補佐級又は係長級の職員	1	29	0.5	3	市職員としての訴訟対応の基本を修得させ、争訴への対応力を向上させる。
法 令 実 務 研 修 (中級・上級)	総務課法制室が指定する採用年度職員	2	194	中級 0.5 上級 1	8	法令の体系、法令用語、法令解釈方法、一部改正の方法等を学ぶことにより、業務の中で法令を解釈し、適用していく基本的な知識を修得する。
例規担当者研修	各職場の例規担当者	1	101	0.5	8	例規の制定改廃に関する速やかな対応等、例規の適正な管理運用を修得する。
行 政 法 研 修	全職員	1	30	6	2・3	行政関係法令の基本的なしくみについて理解を深めるとともに、様々な行政課題を解決するにあたっての基礎的法務能力及び論理的思考能力の養成を図る。
民 法 研 修	全職員	—	—	—	—	民法について基本的な理解を深めることで、法的思考力・法的センスを身につけ、行政の公正的確な事務処理能力の向上を図る。
債権回収実務研修	債権回収を所管する部署の担当者	1	49	1	1	行政（市）が有する債権管理の基礎知識や法手続きについて習得するとともに、業務遂行上のポイントを学ぶ。
契約事務研修	全職員	1	115	1	9	契約事務の原則や考え方・具体的な処理方法等を習得し、契約事務能率の向上を図る。

(5) 内部講師養成研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
接遇研修内部講師養成研修	全職員（所属長推薦）	1	10	4	1	新規採用職員等に対して行う接遇研修の指導者として必要な知識、技能の修得及び能力の向上を図る。
接遇研修内部講師 ブラッシュアップ研修	接 遇 研 修 内 部 講 師	1	24	2	2	接遇研修内部講師の講義能力の向上を図り、内部講師として行う職員接遇研修の充実を図る。

(6) 派遣研修

研 修 名	場 所	人員（人）	期 間
事例調査派遣研修（国内型）	東京都、さいたま市、春日部市、大阪市、名古屋市、静岡市、横須賀市、千葉市、新潟市、浜松市、堺市、岡山市、福岡市	13	2～4日
事例調査派遣研修（海外型）	（選考により対象者なし）	0	—
自 治 大 学 校 派 遣	東京都立川市	2	1～5カ月
国際文化アカデミー派遣	滋賀県大津市	29	2～16日
市町村アカデミー派遣	千葉市美浜区	27	3～10日

(7) 職場研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人員 (人)	日数 (日)	実施時期 (月)	内 容
職 場 集 合 研 修	全職場・全職員	—	524	—	4～3	各職場の業務に密着した研修を職場主導型で実施することにより、業務の効率化及び職場の活性化を促進する。
職場研修推進員研修会	職場研修推進制度 の職場研修推進員	2	210	0.5	5	職場研修の重要性を再認識し、その企画、実施のために必要な手法等を学ぶとともに、推進員の設置目的や役割についての理解を深める。
職 場 派 遣 研 修	全職場・全職員	—	20	—	4～3	専門的知識・技能が求められる職員の育成を図る。
すまいる向上キャンペーン	全職場・全職員	1	6,199	1ヶ月	6	全庁的に接遇向上運動を実施し、職場活性化と市民サービス向上を目指す。

(8) 自主研修

研 修 名	対 象	回数 (回)	人 員 (人)	実施時期 (月)	内 容
自主学習グループ 活 動 支 援	5人以上の本市職員 で構成するグループ	—	3グループ (47人)	随時	市政に関する事項について、自主的かつ継続的に研究調査等を行なう自主学習グループに対し、活動支を行なう。
手 取 塾	全職員	12	1,199	4～3	幹部職員が講師を務めることにより、経験豊富な職員の知識・技能を、組織の枠を超えて広く次世代へ伝える自主勉強会。
庁内ホームページ Web 耀 (KAGAYAKI)	全職員	随時	—	4～3	タイムリーな記事や職員研修の情報等を掲載し、全職員に自己啓発意欲の浸透を図る。

9 契 約（契約検査室）

入札・契約制度の改善については、これまで条件付一般競争入札の導入及び拡大等、入札・契約事務の透明性・公正性及び競争性の向上に努めてきたところである。

平成19年度から1千万円以上の工事、測量等委託については、条件付一般競争入札へ移行し、平成17年度から導入している電子入札については、平成19年度から全ての工事、測量等委託について実施しており、総合評価方式についても、平成19年度から試行を行っている。

また、本市発注工事を受注した中小・中堅元請建設業者の方々が、工事請負代金債権を担保として、工事の出来高を超える部分についても融資を受けることができる制度「地域建設業経営強化融資制度」の運用を開始した。

さらに、平成21年度より上下水道局、病院局及び交通局で発注する工事、コンサル業務の入札契約事務についても、契約検査室で行うこととし、入札契約事務の一元化を図る。

（1）指名競争入札有資格者（平成21年度）

	工 事	委託その他
県内業者（社）	1,125	353
県外業者（社）	625	382
計	1,750	735

※業者数は実数

（2）契約件数及び金額（平成20年度）

（単位 千円）

	件 数	金 額
工事請負契約	813	29,229,631
測量等委託	563	2,107,676
保守点検	103	117,769
計	1,479	31,455,076

（3）契約額及び件数・業者別集計表

（単位 千円）

年度	土 木 工 事		建築工事		電気工事		管工事	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
18	9,140,184	345	3,709,288	65	2,527,764	71	1,614,990	73
19	9,071,717	342	3,208,316	76	1,971,651	70	911,914	73
20	8,528,364	324	13,741,039	53	1,342,425	62	527,578	60
年度	舗装工事		造園工事		その他工事		測量等委託	
	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数	契 約 額	件 数
18	604,346	55	271,502	17	3,295,134	231	1,917,514	409
19	772,385	71	325,531	20	7,043,953	209	2,251,918	484
20	696,117	69	107,158	13	4,286,950	232	2,107,676	563
年度	保守点検			年度	合 計			
	契 約 額	件 数			契 約 額		件 数	
18	105,997	97		18	23,186,720		1,363	
19	121,125	109		19	25,678,510		1,454	
20	117,769	103		20	31,455,076		1,479	

※平成17年度から、造園・花苗業務委託については業務委託で計上するもの。

10 危機管理防災（危機管理防災室）

（１）危機管理指針

本市及び関係機関等そして市民とが連携を図り、総合的、計画的かつ効果的に危機事象に対処し、被害の防止及び軽減を図ることを目的に、本市が実施する危機管理に関する基本事項を定めた「熊本市危機管理指針」を策定している。

この指針に基づき、具体的に、地域防災計画、国民保護計画、事件等対処計画を定め、それぞれの危機事象に対処することとしている。

（２）地域防災計画

ア 地域防災計画

本市は九州中部に位置し、梅雨時期には多量の降雨があり、昭和２８年の白川大水害など、幾多の洪水被害に見舞われてきた。

本市の地域防災計画は、これらの災害を想定し、同規模の災害に対し、迅速な対応を行うための防災無線の整備などを含めた「予防計画」、被災者に対する援護を行う「応急対策計画」、市民生活復旧のための「復旧復興計画」により構成している。また、平成７年の阪神・淡路大震災の後には、本市に存する布田川断層帯、立田山断層についての想定被害の調査を行い、その結果に基づき、震災対策についてもまとめている。

その他、実際の被害に応じた熊本市の水防体制を記載した「熊本市水防計画」を策定している。

なお、一層の防災活動態勢の充実を図るため、毎年、地域防災計画を見直し、熊本市防災会議の承認を得、改訂している。

イ 防災訓練

風水害、震災時の被害軽減と被災時の迅速復旧対応を目的に、防災関係機関との連携、ボランティアの参加により「熊本市総合防災訓練」を毎年実施している。

〈平成２１年度実績〉

平成２１年５月２１日 訓練参加者 ２,２００人

ウ 防災知識の普及・啓発

災害に強い街づくりの推進を目的に、地域住民の自助、共助の防災意識向上と啓発を行うため、年２回「まなぼうさい」を実施している。

〈平成２０年度実績〉

第６回 平成２０年 ９月２８日 秋津中央公園 参加者 ６００人

第７回 平成２１年 ３月 １日 楠中央公園 参加者 ６００人

エ 情報の収集伝達

① 熊本市防災情報システム

熊本市の気象情報、雨量情報や河川の水位などの情報・データを一元管理するために、ＣＣＴＶ監視カメラ、警報局、水位観測局、雨量観測局を設置し情報収集に努めている。また、国土交通省、熊本県や消防署などとも情報の共有化を図り、防災活動に努めている。

② 防災行政無線の整備

災害情報の迅速な伝達のため、本市には車載型74局、携帯型88局の移動系無線を設置している。また、災害に関する住民への緊急情報伝達のため、屋外局82箇所、河内総合支所管内では戸別受信機2,070台を配置している。

オ 防災倉庫等の整備

市内10箇所の近隣公園に防災倉庫を設置するとともに、各総合支所や市民センターに備蓄倉庫を設置し、非常食糧約18万食や生活物資などを備蓄している。また、災害時の飲料水や防火用水などに使用するため、耐震性貯水槽も設置している。

カ 相互応援など

大規模な災害発生時に、市単独での対応が困難である場合に備え、各自治体と災害時相互応援協定を締結したり、自衛隊、警察、電力会社などと「防災関係機関連絡協議会」を設置し、災害時の迅速な活動に備えている。

(3) 国民保護計画

国民保護法に基づき、弾道ミサイル攻撃などの武力攻撃や大規模テロなどから、住民を保護することを目的として、警報の伝達、避難の指示や避難住民の誘導、県が実施する避難施設の設置や医療の提供などの救援への協力、消防や警戒区域の設定など本市が実施する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための「熊本市国民保護計画」を策定している。

(4) 事件等対処計画

大規模事故、感染症、環境汚染など、自然災害や武力攻撃事態等以外の危機に対処するため、「熊本市事件等対処計画」を策定している。

この計画では、危機管理体制の整備・強化を図るための事件等調整会議の設置、緊急時に迅速に対応するための対策本部など体制の整備や応急対策、危機収束時の対応などを定めており、事態に対し、速やかに対応し、危機を未然に防止し、また、発生した場合に被害を最小限に食い止めることを目的としている。

1 1 総合計画（企画課）

総合計画とは、都市が目指す将来像を描くとともに、その実現のためのまちづくりの方向、基本方針、主な施策を定めた長期的なまちづくり計画であり、行政各分野の計画・事業の基本となるとともに、まちづくりに関わる市民や団体にとっての指針となるものである。

本市では、市の将来像やまちづくりの理念を明らかにし、それを実現するための基本方向を示す「基本構想」、基本構想を受けて各分野の基本方針や目標、施策の体系を示す「基本計画」、基本計画に基づく具体的な事務事業の実施プログラムであり、事業のスケジュール、事業手法などを示す「実施計画」の3つで構成されている。

（1）熊本市第6次総合計画基本構想

今日、いわゆる三位一体改革などの国による地方財政制度改革をはじめ、地方行財政を取り巻く環境はこれまで以上に厳しい状況である。加えて、少子高齢化や地方分権の更なる進展、都市間・都市圏間競争の激化、本格的な人口減少社会の到来など、時代は急激に変化している。

このような中、これらの時代変化に対応した新しい熊本づくりに、全市一丸となって取り組んでいくため、次期総合計画の策定について、現行の第5次総合計画の目標年次である平成22年度を繰り上げ、まちづくり戦略計画が終了する平成21年度から第6次総合計画へと移行することとした。

この基本構想は、平成19年度から策定に着手し、平成20年6月に市議会の議決を経て決定したものである。なお、本構想の目標年次は、平成30年度（西暦2018年度）としている。

（以下、本構想の原文を一部抜粋して掲載。）

ア めざすまちの姿

『わくわく都市くまもと』

～九州の真ん中！ 人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち～

地下水の^{たけ}湛え、熊本城を中心としたにぎわい、九州中央の交流拠点、このような未来のまちの姿をイメージした『わくわく都市』。

それは、一人ひとりの夢や希望、歴史や自然の息吹、新しい出会いへの期待など、みんなのいろんな^{わくわく}湧々が集まり、魅力となり、広く内外から人々を引き付けるまち。そこでは、すべての市民がほほえみにあふれ、うれしいのある暮らしを楽しみながら、郷土を愛し誇りに思い、主体的にまちづくりに参加し、訪れる人をおもてなしの心で迎えている。

私たちは、そのような熊本市をめざします。

イ まちづくりの重点的取り組み

めざすまちの姿の実現に向け、目標年次となる平成30年度までに、特に重点的に取り組む4つのプロジェクトを掲げます。

① 「くらし わくわく」プロジェクト

地方分権や少子高齢化の進展に対応し、個性豊かで自立したまちづくりを進めていくためには、次の時代を担う子どもたちの健やかな成長を支える社会と、互いに助け合う「地域」を築き上げていくことが必要です。

「私たちは、すべての人がいきいきと暮らし、将来の夢と希望を描けるまちをつくります。」

② 「めぐみ わくわく」プロジェクト

熊本市は、熊本城に代表される伝統ある歴史や文化、古くから「森の都」と称される緑、阿蘇外輪山から連なる台地をかん養域とする清らかな地下水、さらには、これらの自然がはぐくむ安全でおいしい食に恵まれています。

この先人から受け継がれる豊かな恵みは、将来世代を含めた熊本市民の共有の財産であり、これをはぐくみ次の世代に引き継いでいくことは、現代に生きるすべての市民の責務です。

「私たちは、先人から受け継いだ豊かな恵みをはぐくみ、次の世代に引き継ぐまちをつくります。」

③ 「おでかけ わくわく」プロジェクト

だれもが快適でいきいきとした毎日を過ごすためには、移動しやすいまちをつくることが不可欠です。特に、少子高齢社会においては、クルマがなくても不便を感じない交通体系を整備することが重要となります。

「私たちは、だれもが気軽におでかけできるまちをつくります。」

④ 「出会い わくわく」プロジェクト

国際化・高度情報化社会が一層進展し、本格的な人口減少社会の到来を迎える中、都市の魅力と活力を維持、増進していくためには、人・もの・情報の様々な交流と集積が不可欠です。また、九州中央に位置する地理的特性や行政等の管理機能の集積した歴史などを踏まえ、九州の一体的な発展に中核的な役割を果たしていかなければなりません。

「私たちは、おもてなしの心で様々な出会いが生まれるまちをつくります。」

ウ 分野別取り組みの基本方針

次に掲げる基本方針に基づき、それぞれの分野でめざすまちの姿の実現に向けた施策を推進します。

- ① 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現
- ② とともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現
- ③ 生涯を通して健やかで、生き生きと暮らせる保険・福祉の充実
- ④ 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進
- ⑤ 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興
- ⑥ 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築
- ⑦ 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興
- ⑧ 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

エ 構想を推進するために

基本構想に掲げるまちづくりを推進するために、すべての施策、事業について、次のことを基本として取り組みます。

- ① 協働と自主自立によるまちづくり
 - ・自主自立の地域づくりの推進
 - ・市民公益活動の支援
- ② 信頼される市政運営
 - ・開かれた市政の推進
 - ・市民の視点に立ったサービスの提供
 - ・法令順守の徹底
- ③ 効率的で質の高い行政運営
 - ・行財政運営の効率化
 - ・行政評価制度の充実
 - ・協働と自主自立のまちづくりを進めるための職員の資質向上
- ④ 市域を越えた広域的連携
 - ・熊本都市圏市町村との連携強化
 - ・九州各都市との連携強化

(2) 熊本市第6次総合計画基本計画

平成20年6月に市議会の議決を経て決定した基本構想を受けて、平成21年3月に同じく市議会の議決を経て基本計画を決定した。さらに、平成21年4月には実施計画部分を作成し、第6次総合計画が完成した。(以下、本基本計画の原文を一部抜粋して掲載。)

ア 計画の意義と役割

この基本計画は、基本構想に掲げるめざすまちの姿

『湧々都市くまもと』～ 九州の真ん中！ 人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち ～
を実現するための具体的な取り組みを体系化したもので、市民の皆さんと行政の共通・共有するまちづくりの指針であり、総合的・計画的な市政運営のための設計書となるものである。

本計画では、全ての施策分野にわたり、市民、地域団体・NPO等、事業者、行政それぞれの活動の目安となる役割分担を示しており、また、各分野の取り組みの目的を明確にし、成果を重視するとともに、市民の皆さんへの説明責任を徹底するため、それぞれの取り組みの基本方針ごとに、達成度を測る指標と目標値を掲げている。

イ 計画の期間と対象

- ◆計画期間 この計画は、平成30年度（西暦2018年度）を目標年次とし、中間年にあたる平成25年度に全体的に見直すこととしている。また、新たな合併や政令指定都市が実現した際には、必要な対応を図ることとしている。
- ◆対象区域 現行（平成21年4月1日現在）の市域を基本とし、必要に応じて広域的な対応を図る。
- ◆実施主体 本計画は、市が主な実施主体となるほか、市民（地域団体・NPO等、事業者を含む）と行政の役割分担に基づいて、市民の皆さんの参画と協働により実施する。
分野別施策における「協働と自主自立によるまちづくりを進めるための役割分担」の取り組み例は、「協働と自主自立によるまちづくり検討会議」で取りまとめられたものである。この会議は、公募市民を含め、各分野の学識者、地域団体、NPOなどの代表者で構成され、平成20年6月5日～8月22日の期間に計8回にわたり開催された。

ウ まちづくりの重点的取り組み わくわく

基本構想に掲げるめざすまちの姿『湧々都市くまもと』の実現に向け、今後10年間、特に重点的に取り組む4つのわくわくプロジェクトとそれを具体化する7つの夢わくわくプラン（「夢わく」）を設定している。

1 「くらし わくわく」プロジェクト

夢わく 1. 子どもも大人もみんなの笑顔が輪になるまちをつくる

- ① 子どもたちが楽しく、いきいきと学び遊べる環境づくり
- ② 社会全体で子育てやワーク・ライフ・バランスを応援するまちづくり

夢わく 2. だれもが能力を発揮でき、将来も住み続けたいと思えるまちをつくる

- ① 暮らしを支え、働く意欲に応える「くまもと元気産業」づくり
- ② 暮らしを豊かに、将来も住み続けたいと思える地域づくり

2 「めぐみ わくわく」プロジェクト

夢わく 3. ふるさとの自然を守り、世界に誇れる環境先進都市をつくる

- ② 地球温暖化防止をリードする都市づくり
- ③ 見て、ふれて、豊かさを体感できる水と緑の空間づくり
- ④ 地球環境を守るライフスタイルの実践

夢わく 4. 伝統と文化が息づき、「くまもと」の恵みを満喫できるまちをつくる

- ① 地域に息づく伝統や市民の力が生み出す新しい熊本文化の振興
- ② 豊かな農と食の恵みを生かしたまちづくり

3 「おでかけ わくわく」プロジェクト

夢わく 5. だれもおでかけしたくなるまちをつくる

- ① にぎわいと楽しさあふれるまちづくり
- ② 自然の豊かさと安らぎに満ちたオアシスの創出

夢わく 6. バス・電車、自転車などで気軽に「おでかけ」できるまちをつくる

- ① だれもが利用しやすい公共交通システムの整備
- ② 自転車が利用しやすい環境や快適な歩行空間の整備
- ③ 駅、港、空港、高速インターチェンジと都心とのアクセス向上

4 「出会い わくわく」プロジェクト

夢わく 7. 温かいおもてなしの心があふれ、楽しい交流が生まれるまちをつくる

- ① 世界に誇る熊本シティブランドづくりと国内外への「くまもと」の魅力の発信
- ② おもてなしの心でもてなす人と仕組みづくり
- ③ 九州、アジアの交流拠点にふさわしいまちづくりと内外との活発な交流の促進

エ 分野別施策

基本構想で掲げた分野別取り組みの基本方針に基づき、めざすまちの姿を実現するための基本的な施策を総合的、体系的に示します。

- 第1章 一人ひとりの人権が等しく尊重され、わけ隔てなく参画できる社会の実現
- 第2章 ともに支え合い、文化に親しみ安全で安心して心豊かに暮らせる生活の実現
- 第3章 生涯を通して健やかで、いきいきと暮らせる保健・福祉の充実
- 第4章 子育てしやすく、子どもたちの健やかな成長をはぐくむ環境づくりの推進
- 第5章 豊かな人間性と未来を切り拓く力をはぐくむ教育の振興
- 第6章 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築
- 第7章 地域の活力をつくりだす産業・経済の振興
- 第8章 安全でだれにも優しく使いやすい都市基盤の充実

オ 基本計画の推進に向けて

重点的取り組み及び各分野別施策を確実に推進し、成果をあげるため、すべての施策、事業について、次のことを基本として取り組みます。

- 1 協働と自主自立によるまちづくり
- 2 信頼される市政運営
- 3 効率的で質の高い行政運営
- 4 市域を越えた広域的連携

1.2 シティブランド戦略（熊本ブランド推進室）

今日、人々のニーズが多様化する中で、人やモノの交流を盛んにするためには、名所旧跡などの観光地だけではなく、日常の暮らしに息づく伝統・文化や温かなおもてなしなどを含めた都市としての総合力が必要である。

そして、これを象徴する「都市ブランド」を確立することは、他の都市との差別化を図り、多くの人から選択される都市となるために大変重要な戦略である。

本市は、第6次総合計画の中で、めざすべき将来の方向について、「九州中央の交流拠点都市」を掲げている。

これを実現するためには、交流拠点としての都市機能の充実を図ることはもとより、全ての市民が本市のブランドイメージを共有するとともに、これを広く内外に発信することで、「九州中央の一大交流拠点」としての位置づけを確立していくことが必要である。

特に、本市においては、平成23年春の九州新幹線鹿児島ルート全線開業に伴い、来熊者の増加が見込める半面、都市間競争の激化によりストロー現象が懸念されていることから、今後は、本市が有するさまざまな資源を最大限に活用し、人、企業、投資、情報等、新たな資源を内外から獲得し、都市の力として定着させていくことが求められている。

熊本シティブランド戦略プラン

平成18年度に実施した「くまもと知名度向上(推進)調査」によると、本市の都市イメージは、「緑や水が豊か」、「歴史的・伝統的」、「地味」、「突出したイメージがない」などが挙げられている。

このようなことから、今後、本市の知名度を向上させていくためには、個別のブランド化を推進するだけでなく、「熊本城」や「地下水」、「田園都市」など、象徴する素材を活用しながら、わかりやすい都市イメージを想起させる効果的なブランド戦略が不可欠である。

このため、平成20年5月、有識者、マスコミ関係者、まちづくり関係者、公募市民などによる「熊本シティブランド戦略プラン策定委員会」を設置し、同年11月、策定委員会より「戦略プラン策定委員会案」が市長へ報告され、パブリックコメントを経て、21年3月、「熊本シティブランド戦略プラン」が策定されたものである。

ア ブランドづくりの考え方

「熊本シティブランド」づくりにあたっては、以下の6つの視点を基本として、継続的な取り組みを進めていく。

- 視点1 疑似体験してもらうブランドストーリーづくり
- 視点2 阿蘇パワーの活用などによる世界ブランド化
- 視点3 外からの視点に立った印象に残るブランド戦略の展開
- 視点4 「くまもと」のランドマークを明確にする
- 視点5 「くまもと」のまちづくりの方向をアピールするブランドづくり
- 視点6 ターゲットと「くまもと」との接着剤となるような人物を活用した仕掛けづくり

イ ストーリー戦略

「ブランドづくりの考え方」に掲げた6つの視点を踏まえ、「熊本城」、「地下水」、「食」、「大きな田舎」、「こだわりの人」の5つのストーリーを形成し、継続的なブランド戦略として展開していく。

- ① 4∞（フォーインフィニティ）くまもとのシンボル「熊本城」物語
- ② 阿蘇の恵み「世界の地下水都市くまもと」物語
- ③ 豊かな自然が育む食の王国「くまもと」物語
- ④ 大きな田舎、心豊かな田園都市「くまもと」物語
- ⑤ 「もっこす」の情熱・「わさもん」の感性、深きこだわり「くまもと人」物語

ウ リーディングプロジェクト

ブランド戦略で掲げた主な取り組みを着実に推進することと併せ、本戦略プランを即効性のあるものとし展開するため、先導的に実施するリーディングプロジェクトを以下のように設定し、短期間に集中して取り組んでいく。

このプロジェクトは、当面、九州新幹線鹿児島ルート全線開業に向けての取り組みとし、平成20年度から新幹線開業まで（～23年度）とする。

- ① 劇場型webの作成
- ② ブランドロゴなどデザインの作成
- ③ 大学・民間企業等との連携
- ④ 九州各都市、関西、首都圏、東アジア諸都市などをターゲットにした情報発信
- ⑤ 「くまもと」ゆかりの著名人等の活用によるPR展開
- ⑥ ストーリー戦略におけるリーディング事業の推進

13 広報（広報課）

（1）広報組織

- ・市民の視点にたち、積極的な市政広報活動を図っている。
- ・広報報道調整担当者（政策調整主幹など）を置き、情報（各課の事業、行事など）の収集及び広報・報道対応の円滑化を図っている。

（2）広報刊行物

タイトル	発行状況	発行部数	概要・その他
市政だより	毎月1日発行	290,900部 (平成21年7月実績)	委託業者から各世帯に配布
点字市政だより（視覚障害者向け）	〃	160部	郵送
声の市政だより（視覚障害者向け）	〃	110本	郵送
拡大版市政だより（弱視者向け）	〃	20部	郵送
生活便利ブック	年1回発行	20,000部	市の窓口業務や施設、制度などの紹介（転入者へ配布）
県外広報誌	年1回発行	5,000部	熊本都市圏から本市を捉え、本市の魅力や都市力をPRする

（3）テレビ・ラジオによる広報

	タイトル	放送局・時間
テレビ 広報	クローズアップくまもと	ケーブルテレビ（市民チャンネル） 毎日 午前 8時、午後 6時から24分間
	わくわく熊本市	RKK 毎週水曜日 午後 7時50分から 10分間
	テレビスポット	民放 4局 市の施策や事業を適時放映

ラ ジ オ 広 報	タ イ ト ル	放 送 局 ・ 時 間	
	とんでるワイド・大田黒浩一の 今日も元気！内	RKK	毎週月曜日 午前 9時30分前後の約 2分間
	小学生の時間 内	RKK	毎週日曜日 午後6時40分ごろ20秒間
	フレッシュ・フラッシュ・くまもと	FM熊本	毎週火曜日 午前 8時40分から 5分間
	I LOVE WOMAN	FM熊本	毎週火曜日から木曜日 午後 0時10分から約 5分間
	おはよう熊本市	熊本シティエフエム	毎週月曜日から金曜日 午前 7時45分から13分間
	～くまもと安全安心大作戦～ 学ぼうさい	熊本シティエフエム	毎週月曜日から金曜日 正午から 5分間 (再放送 午後 6時55分から 5分間)
	知って安心暮らし塾	熊本シティエフエム	毎月第1木曜日 午後 1時30分から15分間
	ラジオで学ぼう！ECOライフ	熊本シティエフエム	毎月最終水曜日 午後1時00分から15分間
	ラジオスポット	市の施策や事業を適時放送	

(4) 新聞・生活情報誌による広報

市政について市民へ広く周知を図るため、紙面を利用して適時広報
関西方面へ向けて新聞紙面を利用した都市PR

(5) インターネットホームページによる広報

市政情報を広く国内外へ向けて発信
ホームページアドレス <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/>
携帯電話用ホームページアドレス <http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/mobile/>
メールマガジンの配信 K1500@123123.tv

(6) その他

- ・行事予定表等の発行「月報くまもと」（毎月月末発行、毎週水曜更新）Cネットで配信
- ・「車両広報」広報車（放送設備付）による広報

(7) 報道機関（市政記者クラブ）を通してのパブリシティ活動

- ・市長記者会見（月に1回程度）
- ・記者レクチャー（関係部局長などによる記者説明）
- ・資料提供（報道資料配布 年間1,300件程度）

※記者クラブ加入社（13社）

熊日・朝日・毎日・読売・西日本・日本経済・NHK・RKK・TKU・KKT・KAB・時事通信・共同通信

1.4 広聴（広聴課）

市民協働のまちづくりを推進するため、市民への市政の理解を深め、市民の意見を可能な限り、市政に反映させるため、積極的な事業展開をしている。さらに、平成17年度から「市民の声データベースシステム」を稼動し、市民の声を把握するとともに行政内部で共有し、迅速な対応や各種施策に反映させ、その声を公表することによりさらなる市民の市政参画も図っている。また、市民の日常生活の困りごとや悩みごと相談、法律・税務などの専門分野の相談業務も実施している。

（1）広聴業務

ア まちづくりトーク

市長が庁舎内で、本市のまちづくりについて、直接市民と意見交換を行う。

開催実績

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
開催数	8	7	4	4	4
参加グループ数	21	18	11	11	11
参加者数	48	46	16	29	21

イ おでかけトーク

市民参加による市政を実現するため、市長が各地域に出向いて市民と意見交換を行う。

開催実績

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
開催数	10	10	6	4	4
参加者数	705	496	347	267	195
意見交換件数	110	94	55	41	43

ウ ゆめトーク

本市が重点的に取り組む特定のテーマについて、NPOやボランティア団体等これまで活動してきた団体の集会、会合に市長が出向き、意見交換（ゆめを語り合い）を行う。

開催実績

区分 \ 年度	16	17	18	19	20
開催数	7	7	2	5	3
参加グループ数	7	7	2	5	3
参加者数	167	113	64	119	55

エ 子どもたちとのゆめトーク

市長が中学校に出向き、本市のまちづくりや将来等について中学生と意見交換（ゆめの語り合い）を行う。

開催実績

区分 \ 年度	19	20
開催数	1	2
参加グループ数	1	2
参加者数	19	37

オ 校区自治協トーク

まちづくりの課題や身近な校区での問題について、各校区に設置が進められている校区自治協議会と市長が意見交換を行う。

開催実績

区分 \ 年度	19	20
開催数	20	22
参加者数	544	558
総意見交換数	155	185

カ コールセンター運営事業

熊本市の市政情報や生活情報、観光情報などに関するよくあるお問い合わせについて、一元的に受け付ける電話対応センター。

名 称 : 熊本市コールセンター「ひごまるコール」

【年中無休（朝8時～夜9時まで）電話、FAX、メールで対応、外部委託】を行う。

運用実績

区 分 \ 年 度	20
利用実績	問 合 せ 等 件 数
	問 合 せ 件 数
	申 込 受 付 件 数
	アンケート等受付数
	総 利 用 実 績 数
チャネル別	電 話 件 数
	F A X 件 数
	E - M a i l 件 数
	質 問 箱 件 数
	アンケートシステム
回答率	1 次 回 答 数
	1 次 回 答 対 象 件 数
	回 答 率 (%)

平成20年6月1日より運用開始

問合せ内容

(平成20年度)

問 合 せ 内 容	問合せ数	担当課
「秋のくまもとお城まつり」について	790	観光事業室
熊本城の入園料や開園時間など	458	熊本城総合事務所
【イベント申込】熊本城薪能について	364	観光事業室
【イベント申込】フラワーデザイン教室について	324	地産地消推進室
【イベント申込】秋の本丸観劇会 玄海竜二「清正を舞う」について	257	観光事業室
【公開期間終了】火の国まつりの詳細について	180	観光事業室
熊本城復元整備募金 新「一口城主制度」について	179	熊本城総合事務所
【植木市】くまもと春の植木市会場への行き方について	176	地産地消推進室
住民票を発行について	151	市民課
「第5回 熊本暮らし人祭り みずあかり」について	146	商業労政課

※問合せ数は上位10件

FAQアクセス数

(平成20年度)

F A Q 件 名	アクセス数
何万円以上収入があると税金が課税されますか？	92,526
長期の海外居住から戻ってきたので、転入届をしたいのですが。	13,452
リサイクルできる物とリサイクル施設を教えてください。	2,128
市営バスの運行時刻や所要時間などについて教えてください。	1,576
突然、統計調査に来られたが信用して大丈夫ですか？	1,538
国民健康保険の加入手続きについて知りたい。	1,473
「第5回城下町大にぎわい市」について知りたい。	1,467
住民票を発行してもらいたいのですが。	1,331
戸籍謄本・抄本を郵送してもらうことはできますか？	1,283
他の市区町村から熊本市へ転入する場合、住所変更はどうしたらよいですか？	1,099

※FAQは7月10日より外部公開

※アクセス数は上位10件

キ 市長への手紙

提案や要望、熊本市の将来像などについて手紙形式で市長へ提案してもらい、市の考え方を文書にて回答する。

年 度	16	17	18	19	20
件数（件）	373	341	417	376	326

ク わたしの提言

インターネット、FAX通信を活用し、広範な市政への提案、要望等を市内外から受け、回答をする。

年 度	16	17	18	19	20
件数（件）	765	666	595	581	656

ケ パブリックコメント制度

本市の行政計画や条例等の政策立案の過程において、決定前である素案の段階から公表し、その上で、市民の多様な意見を募集し、提出された意見を可能な限り当該計画等に反映させていく。

意見募集実績

年度	案 件 名	意見募集結果
19	路上禁煙区域及び美化重点推進区域の指定に関するパブリックコメント	63件（48人）
	第1次熊本市硝酸性窒素削減計画（素案）について	0件（0人）
	熊本市・富合町新市基本計画（素案）について	1件（1人）
	「熊本市の市街化調整区域における地区計画の運用基準（素案）」について	5件（3人）
	「市民が公益活動に取り組むための指針」（素案）について	7件（2人）
	熊本市地下水保全条例（素案）について	0件（0人）
	熊本市食の安全安心・食育推進計画（素案）について	5件（5人）
	熊本市ぱちんこ店等の建築に関する指導要綱（素案）について	63件（26人）
	熊本市建築物耐震改修促進計画（素案）について	0件（0人）
	熊本市第6次総合計画基本構想（案）	13件（9人）
20	熊本市男女共同参画推進条例（素案）について	1,387件（534人）
	家庭ごみ有料化（素案）	201件（93人）
	熊本市公園施策の基本方針（案）	12件（4人）
	行財政改革計画（案）	55件（39人）
	第2次熊本市都市マスタープラン（素案）	9件（2人）
	熊本市第6次総合計画基本計画（素案）	1件（1人）
	熊本シティブランド戦略プラン（案）	13件（3人）
	熊本市地下水保全プラン（素案）	14件（9人）
	熊本市農水産業計画（素案）	4件（2人）
	熊本市人権教育・啓発基本計画（素案）	1件（1人）
	平成21年～平成23年度 熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「くまもと・はつらつプラン」（素案）	27件（10人）
	障がい者プラン（素案）及び障がい福祉計画（第2期計画）（素案）	4件（1人）
	熊本市地域公共交通総合連携計画（素案）	2件（1人）
	熊本市生涯学習指針～「わくわく学習都市くまもと」の実現を目指して～（素案）	0件（0人）
	熊本市・益城町新市基本計画（素案）	0件（0人）

(2) 相談業務

市政に関する様々な相談、要望、苦情を関係部局と連携し処理する「市政相談」、日常生活における民事関係を対象にした「一般相談」、法令等に関連した事例を専門的立場から助言する「特別相談」の三種類の相談業務を行っている。

市政・一般相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数（上段：年度 下段：件数）				
				16	17	18	19	20
一般相談	月～金 8:30～17:15	市職員	家庭・相隣・生活問題など	9,383	7,346	8,670	11,406	14,427

特別相談の内容と件数

相談種目	曜日・時間	担当	相談内容	相談件数（上段：年度 下段：件数）				
				16	17	18	19	20
税務相談	月 13:00～16:00	税理士	所得税・相続税・贈与税など	166	153	164	179	136
人権相談	火 13:00～16:00	人権擁護委員	名誉の侵害・家庭問題など	176	80	113	104	90
相続・登記相談	木 13:00～16:00	司法書士	相続・土地・建物登記など	632	589	519	522	583
法律相談	月・水・金及び第4火 13:00～16:00	弁護士	民事・法的解釈を必要とするものなど	1,216	1,205	1,198	1,174	1,189
民事介入暴力相談	月 9:00～12:00	熊本県暴力追放協議会	民事介入暴力に関すること	38	27	24	36	46

(注) 法律相談は予約制（8名）、相談日当日の午前8時30分から市民相談室で電話にて予約受付。

(3) 庁内案内

総合案内・庁舎見学

来庁者への積極的な対応を行う総合案内役としてフロアマネージャーを配置。各窓口への案内や誘導及び高齢者や障害者等のサポート役を行っている。また、主に小学生の社会見学等の一環として、市庁舎や職場内の案内を行っている。

15 情報化推進（情報政策課）

熊本市が地域の特色を生かした活力あるまちづくりを推進するうえで、地域のニーズや市役所内部のニーズに基づく新たな情報化への取り組みが求められている。

高度情報化社会において、市民の一人ひとりが情報化を有効に活用し、市役所においても効率的で質の高い行政運営を実現するための方策を具体化する必要があることから、熊本市の地域社会全体を視野に置いた総合的な情報化計画として、平成9年7月に情報化基本計画、平成10年3月に情報化実施計画（第1次）、平成15年4月に情報化実施計画（第2次）を策定し、情報化の推進を図ってきた。

さらには、これまでの情報化への取組成果を踏まえ、日々進歩するICT（情報通信技術）の利便性や有効性などを市民が享受できるユビキタスネット社会の実現及び地域社会・地域産業の活性化を目指した新たな情報化計画に基づき、情報化施策を推進して行く。

（1）熊本市情報化計画（平成19～23年度）

ア 基本的事項

1. 計画の趣旨

これまでの情報化への取組成果を踏まえ、市政改革プランや国等の情報化政策との整合を図りながら、ICTの飛躍的な進展と市民・事業者等のニーズに的確に対応し、ICTの利便性や有効性などを市民が享受できるユビキタスネット社会の実現及び地域社会・地域産業の活性化を目指すために本計画を策定した。

2. 計画の位置付け

本計画は、これまでの計画を踏まえ、「u-Japan 政策」や「IT新改革戦略」等の国の情報化政策等との整合性を図りつつ、「熊本市総合計画・まちづくり戦略計画」、「行財政改革推進計画」等の上位計画に基づき展開される施策・事業を情報システムの面から支援するための計画である。

3. 計画の範囲

熊本市の地域社会全体を視野に置き、市が関わりを持つもののすべてを対象とする。

4. 計画の期間

本計画の期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とする。

イ 情報化の基本方針

1. 基本理念 『市民・地域いきいき ICT 都市くまもと』

市民、事業者及び市役所相互のコミュニケーションと協働により、市民一人ひとりがICTの利便性を実感し、心豊かに安心して暮らせるまちづくりを推進する。

また、魅力ある熊本市の地域資源（ヒト・モノ・組織・技術・歴史・風土など）を活用するとともに、広く内外に情報発信することにより、地域産業を振興し、活力ある都市を目指す。

2. 基本目標

目標 1 市民の活発な交流と快適で安心な暮らしのための情報化

市民や地域コミュニティを支える各種団体が活発に交流し、安全で安心して快適に暮らせるゆとりある地域社会の実現に向け、情報化の側面から支援する。

目標 2 地域資源を活用した産業活性化のための情報化

ICT（情報通信技術）を活用した地域産業の活性化と新たなビジネスの創出を図るとともに、ヒト（人的資源）、モノ（農産物・特産品など）、組織（企業、NPO、市民団体、行政など）、技術、歴史、風土など魅力ある本市の地域資源を活用し、また広く内外に情報発信することにより、さらなる産業の振興と地域経済の活性化に資する情報化を推進する。

目標 3 地域社会を支える高度で効率的な市政運営のための情報化

限られた資源の中で地域社会を支えるため市政運営の高度化・効率化と市職員の行政経営能力の向上を図るとともに、ITガバナンス（情報統治）の強化を図ることにより、効率的かつ効果的な情報化推進の仕組みを実現する。

3. 取り組みの視点

・誰もが参加できる情報化

国が推進しているユビキタスネットワークの考え方やユニバーサルデザインの視点に基づき、子どもから高齢者、障害者も含め「誰もが」必要とする情報や機能を「いつでも、どこでも容易に」利用できる情報化への配慮を行う。

・市民参画と民間活用の促進

情報化施策の計画・実行・評価の各段階において、必要に応じ市民参画を図り、市民とともに実施、評価を行うことにより、「まちづくり戦略計画」における「市民協働で築く自主自立のまちづくり」を具現化する。また、施策の実施にあたり、民間企業やNPO等の技術や活力を積極的に利用し、地域産業の振興と育成を促進する。

・情報セキュリティの向上

制度面、技術面、体制面、運用面など、様々な観点から情報セキュリティの確保や個人情報保護に向けての対策を講じ、情報化に対する安全性と信頼性を確保する。

・IT投資の全体最適化

全体最適の観点から情報システムや適用技術の共通化・標準化に配慮するとともに、費用便益を客観的に考慮したIT投資、情報システムのアウトソーシング・共同アウトソーシング、既存資産の評価、情報システムのライフサイクル（企画、開発、運用・保守・評価）全体でのITコストの評価、調達方法の適正化などを図る。

ウ 情報システム整備計画

基本目標ごとに具体的取り組みを示す。

目標 1 地域情報化支援事業、安心・安全情報の共有、電子地図を活用した情報提供機能の拡充など

目標 2 ICTを活用した地域産業の活性化、公共事業支援統合システム（CALS/EC）など

目標 3 情報セキュリティの強化、情報システムの最適化、庁内ネットワークの整備など

エ 情報化推進方策

1. 取組の基本的な考え方

情報化の推進にあたっては、市民、事業者、大学等研究機関及び行政が協力・連携して取り組むことが重要である。

市の情報化（電子市役所）については、市が主体的にその整備に取り組むが、市民・事業者等が主体的に取り組む地域の情報化については、市は「コーディネータ」としての役割を果たすなど、国・県・NPO等との協力、連携のもとで支援を行う。

2.計画の進行管理

・計画のモニタリングとコントロール

個別の情報システムについては、企画段階での事前評価及び運用段階での事後評価により進行管理を行い、その結果を計画全体に反映させる。

・計画全体の総合評価

計画の最終年度に、各情報システムの継続・拡充・廃止などの検討結果を次期情報化計画に反映させる。

3.評価方法

情報システム整備計画の評価については、システム導入前に事前評価を実施して、優先度の高いものから取組む。また、システム導入後に当初の目的が達成されているのかを検証するため、事後評価を実施する。

4.情報化推進体制

情報化推進協議会を頂点とした全庁的な推進体制と、各取組の主管部署が属する局における横断的検討・調整を図る局内推進体制のもと、本市情報化の円滑な推進を図る。

5.開発・運用体制

情報システムやネットワーク等の効率的な開発と円滑な運用を確保するため、全庁的な開発・運用管理体制を確保すると共に、職場単位のきめ細かな支援を行うための情報化インストラクターを中心としたサポート環境を確保する。

(2) 電子市役所推進事業

国のICT推進政策及び、本市の情報化計画を受け更なる効率的な電子自治体の運営の実現をはかるため、次の事業を行う。

平成15年度に熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を設置し、「電子申請受付システム」の共同開発運用を開始し、順次手続きの電子化推進及び利用拡大を進める。

平成19年度より熊本県・市町村電子自治体共同運営協議会を中心に展開される地図基盤の整備を推進するために汎用型GIS共同利用事業へ参加し、全庁的な利用推進を行う。

また、地域情報化推進の観点から「地域情報化アドバイザー委託業務」として、地域ICT利活用推進を多方面からサポートする。

(3) 庁内ネットワーク整備事業

ア 構築の目的

庁内ネットワークを基盤として様々な情報ネットワークを拡充することにより、インターネット等を活用した情報の提供や収集、各種手続きのオンライン化など、高齢化や市民のニーズの多様化等に対応したサービスの向上及びそれを支える行政運営の更なる高度・効率化を図る。

イ 経緯

- ・平成10年度 庁内ネットワーク構築に関する基本調査
- ・平成11年度 庁内ネットワーク構築の実施設計
- ・平成11年10月 第5回熊本市情報化推進協議会において、庁内ネットワーク構築の基本的な整備方針を承認
- ・平成12年6月 地域イントラネット基盤整備事業交付金決定（郵政省（当時））
- ・平成12年度 本庁舎等のLAN整備、システム開発等の実施
- ・平成13年4月 庁内ネットワーク（Cネット）の運用開始
- ・平成13年度 出先施設等のLAN整備
- ・平成14年度 本庁舎（議会棟）のLAN整備
- ・平成15年度 出先施設（小中学校等）のLAN整備

(4) テレトピア推進事業

熊本テレトピア計画は、昭和60年3月、熊本市と益城町で地域指定を受けた。

この計画は、図書館情報ネットワークシステム、熊本市総合行政情報システム、テクノポリス技術情報システム、ヒューマンコミュニティネットワークシステムの4つのシステムで構成されているが、このうち、本市は、熊本市総合行政情報システム及びヒューマンコミュニティネットワークシステム（CATV）で地域内情報化を推進している。

ヒューマンコミュニティネットワークシステム

多様な情報を提供できる都市型CATVにより、市民生活の利便性の向上等を図っており、第三セクター熊本ケーブルネットワーク(株)が推進法人である。

(5) 総合行政情報システム

ア 熊本市電算システム導入基本方針（昭和59年9月27日策定）

1. 導入の目的

コンピューターの持つ、優れた情報処理機能及び高速演算機能をこれらの適用が可能な行政の各分野に有効適切に利用することによって、市民サービスの向上、行政事務の簡素・効率化、行政運営の近代化を図る。

2. システムの概要

- ・本庁と各市民センター等の出先機関を通信回線により結合するオンラインシステムとして運用する。
- ・データベースシステムを基本構造とする。
- ・日本語情報処理システムを採用する。

3. 利用の方向

・当面の目標

住民基本台帳及び印鑑登録証明事務の電算化（＝住民記録システム）を中心とする日本語オンラインデータベースシステムの構築

・将来の目標

住民情報オンラインデータベースシステム、内部情報オンラインデータベースシステム、地域情報オンラインデータベースシステム、及びこれらのシステムを有機的に結合することによって機能する計画情報オンラインデータベースシステムにより構成される「熊本市総合行政情報システム」の構築を目指す。

・運用の基本

電算システムの運用に係るデータ保護については、ハードウェア、ソフトウェアを含む多方面にわたって、実効性の高い所要の措置を講じるとともに、個人情報の外部漏洩等によって、市民のプライバシーが不当に侵害されることのないように十分配慮する。

イ 個人情報の保護・セキュリティ対策

1. 運用管理面の対策

「熊本市総合行政情報システムセキュリティ対策実施手順」（平成20年4月1日策定）に基づき電子計算組織の運用管理を充実させるとともに、マシン室入退室、データプログラム及び端末装置操作の管理等を徹底することにより、組織の安全性及び信頼性を向上させ個人情報の保護を図る。

2. 設備面の対策

電算システム及びデータ保管室等を自然災害（火災、地震等）又はデータへの不正行為（破壊、改ざん等）などのあらゆる危険から物理的に隔離することにより、個人情報の保護を図る。

3. 技術面の対策

電子計算組織の安全性及び信頼性の向上をハードウェア及びソフトウェア両面から確保することにより個人情報の保護を図る。

ウ 電算システム稼働業務一覧

稼働年度	番号	業 務 名	稼働年度	番号	業 務 名
昭和 60	1	住民記録	平成 元	24	乳児医療
	2	国民健康保険		25	老人医療
昭和 61	3	行政基本	平成 2	26	土木設計積算
	4	国民年金	平成 7	27	特別土地保有税
	5	下水道水洗化貸付金償還	平成 8	28	母子寡婦福祉資金貸付
	6	選挙事務	平成 11	29	介護保険
	7	児童手当	平成 12	30	外国人登録
	8	学校教育	平成 14	31	保険料収納支援
	9	印鑑登録	平成 15	32	市税基本
昭和 62	10	軽自動車税	平成 16	33	市税収滞納支援
	11	下水道使用料		34	戸籍情報総合
	12	市・県民税		35	住居表示証明発行
	13	税収納管理		36	市民税課税支援
	14	市営住宅管理	平成 17	37	諸税管理（事業所・市たばこ・入湯）
	15	貸付統合		38	諸税収納
	16	法人市民税		39	固定資産税家屋評価
昭和 63	17	固定資産税		40	税務地図情報
	18	母子医療事務	平成 18	41	税ファイリング
	19	保育所管理		42	障害者支援費
	20	老人福祉事務		43	固定資産税異動管理
	21	障害福祉事務	平成 19	44	保健福祉総合連携
	22	生活保護	平成 20	45	後期高齢者医療制度
	23	下水道受益者負担金			

総務

エ 電算システム機器の構成

(ア) 中央処理装置

A系（住民情報系） GS21 500/テール10G
 B系（内部情報系） GS21 500/テール10E
 C系（市民課業務バックアップシステム） GS21 200/テール10J
 A系 1GB C系 256MB
 B系 1GB

主（内部）記憶容量

(イ) 補助（外部）記憶装置

磁気ディスク装置 1119GB ※1GB=10億バイト（1バイト=1文字）
 カートリッジ式磁気テープ装置 2台（8デッキ）

(ウ) 入出力装置

本体系フロッピーディスク装置 1台
 本体系プリンター装置 9台
 ネットワーク系端末装置 663台
 端末系プリンター装置 214台

16 統計（統計課）

（１） 基幹統計調査の実施

主な基幹統計調査

調査名	調査年次	調査内容
国勢調査（総務省）	5年毎	日本に居住するすべての日本人、外国人を対象に人口・世帯・就業構造等の実態を明らかにし、行政施策の基礎資料とする。
事業所・企業統計調査（総務省）	5年毎	事業所及び企業の産業、従業者規模等の基本構造を明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を作成し、提供する。
住宅・土地統計調査（総務省）	5年毎	住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況その他の住宅等に居住している世帯に関する実態を明らかにして、その状況と推移を地域別に明らかにする。
就業構造統計調査（総務省）	5年毎	国民の就業・不就業の実態に関する基本的構造を地域別に明らかにする。
工業統計調査（経済産業省）	毎年	製造業に属する事業所について、生産要素、生産活動成果などを業種別、地域別に調査して工業の実態を明らかにする。
商業統計調査（経済産業省）	5年毎	商店を漏れなく調査し、商店分布状況や販売活動の実態及び商店の流通状況を明らかにする。
農林業センサス（農林水産省）	5年毎	農林業における生産、就業等に関する基本構造の実態の変化を明らかにする。
全国消費実態調査（総務省）	5年毎	国民生活の実態について、家計の収支、貯蓄・負債、耐久消費財、住宅・宅地などの家計資産を総合的に調査し、全国・地域別世帯の消費・所得・資産に係る水準、構造、分布などを明らかにする。
全国物価統計調査（総務省）	5年毎	消費生活において重要な支出の対象となる商品の販売価格及びサービス料金、取り扱い店舗の業態や立地環境など価格決定に関する様々な要素を調査し、店舗間格差、銘柄間格差、地域間格差など価格差の実態を解明する。
漁業センサス（農林水産省）	5年毎	漁業の実態を明らかにし統計資料を整備することを目的とする。
経済センサス （総務省、経済産業省）	平成21年に 基礎調査、 平成23年か らは本調査 を5年毎に 実施予定	経済活動の実態を経理的側面から捉えようとするもの。従来大きく区分された産業分野毎に、それぞれ異なる年次及び周期で実施されていたものを統一して実施し、同一時点における我が国全体の産業を対象とした包括的な産業構造統計の整備及び統計精度の向上を図る。 事業所・企業統計調査、サービス業基本調査、商業統計調査、工業統計調査等が経済センサスに統廃合される予定である。

(2) 統計刊行物の発行

基幹統計調査等の統計調査結果を速やかに公表し、諸施策の基本資料とするために各種の統計調査結果報告書を作成するとともに市独自に統計書、市勢要覧等を作成する。

平成15年度からは各種統計調査の結果報告を熊本市ホームページ上で公表している。

(統計調査結果報告書)

- ① 熊本市の人口（国勢調査結果）
- ② 熊本市の事業所・企業（事業所・企業統計調査結果報告書）
- ③ 熊本市の商業（商業統計調査結果報告書）
- ④ 熊本市の工業（工業統計調査結果報告書）
- ⑤ 熊本市の農業（農林業センサス結果報告書）

(市独自の統計刊行物)

- ① 熊本市統計書 400部作成
- ② 熊本市勢要覧 5,000部作成
- ③ グラフでみるくまもと 10,000部作成

(3) 統計情報室の運営

本市及び行政機関、その他公共団体及び公共的団体が発行した刊行物で、その内容が統計に関連があるものを収集し、市民及び市職員、他の官公庁職員等に対して閲覧、貸出及び複写に供している。

当資料室は、昭和56年11月の新庁舎落成に伴い開設した。

平成10年度にはパソコンを導入し、統計情報室内にて資料検索を実施。

平成13年2月よりインターネットの熊本市ホームページ中で資料検索システム及び人口統計表の提供を行っている。

平成16年4月より情報プラザへ市刊行物を移管したのを機に、統計情報室と名称を改め、蔵書も各種統計調査結果に関するものを主にしている。

統計情報室利用状況

年 度	利 用 者 数	利 用 冊 数	蔵 書 数
16	268	333	17,864
17	235	456	18,348
18	220	489	18,887
19	145	312	19,366
20	135	240	19,650

17 合併・政令指定都市の実現（政令指定都市推進室）

近年、地方分権と地方行財政改革の急速な進展、本格的な人口減少社会・少子高齢化社会の到来等、自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、今後一層複雑化、高度化する行政ニーズに的確に対応するためには、より一層効率的な行政運営と強固な財政基盤の確立が求められている。

また、平成23年春に予定される九州新幹線鹿児島ルートの特設開業は、経済分野はもとより、移動の利便性の向上など住民の生活にいたるまで幅広い分野で様々な効果が期待される一方で、福岡・鹿児島等との都市間・都市圏間競争が激化し、支店等の企業拠点や消費等の流出など、その対応次第では、熊本の埋没・空洞化が懸念される。

九州新幹線の開業効果を最大限に活かし、魅力と活力あふれる熊本を実現していくためには、人々の求める多様なニーズに対応できるよう都市機能を充実し、九州中央における拠点性をさらに向上させていく必要がある。そして、かつてなく厳しい財政状況の中で新しいまちづくりを迅速に進めるためには、これまで以上の権限と財源を確保する必要がある。

政令指定都市の指定の要件については、平成13年8月に政府が発表した「市町村合併支援プラン」において「政令指定都市の指定の弾力化」が盛り込まれ、実際にこの特例を用いて、平成17年に静岡市が清水市との合併により人口70万6千人で政令指定都市に移行したことから、それまで80万人程度とされていた人口要件が、大規模な市町村合併を行った場合に限り70万人程度に緩和されたものと考えられる。

平成17年8月に発表された「新市町村合併支援プラン」においてもこの要件緩和は引き続き盛り込まれ、期限が平成22年3月までに延長されたことから、平成22年3月までに近隣市町村と合併して人口70万人を超えることで本市の政令指定都市実現が可能となる。

このようなことから、市町村を取り巻く状況が急速に変化していく中、今後ますます激化が予想される都市間・都市圏間競争に対応していくための最も有効な手段として、生活圏を一体とする熊本都市圏に、現行制度において権限と財源が最も充実している政令指定都市の実現を目指しているところである。

広域行政

（1）熊本中央広域市町村圏協議会

高度経済成長による国民の生活水準の向上及び交通網の発達等による住民の日常生活圏の拡大に対応するため、昭和40年代に国（現総務省）において広域市町村圏施策が創設され、昭和47年に、本市を含む2市20町3村による熊本中央広域市町村圏協議会が発足。

広域行政機構の体制としては、協議会、一部事務組合、広域連合の3つに大別できるが、本圏域は法人格を有しない協議会である。（設置根拠：地方自治法第252条の2～6）

ア 協議会の組織

(7) 構成市町 2市7町

(熊本市、合志市、大津町、菊陽町、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町)

(イ) 委 員 市町長 9名 (会長 熊本市長、副会長 合志市長、嘉島町長)

(ロ) 審議委員 構成市町村議会議長 9名

(エ) 監査委員 益城町監査委員 2名

(オ) 事務局 熊本市(企画財政局政令指定都市推進室)

(カ) 事務部会 熊本市事務部会、菊池事務部会、上益城事務部会、広域連携検討部会

イ 活動内容(平成20年度)

(7) 総会の開催(平成20年6月5日)

(イ) 広域連携検討部会政策WGの開催

(ロ) 実施計画の策定(平成20～22年)

(エ) 「SALK(さるく)パスポート」の更新

(オ) 子ども交流促進事業の実施(平成20年7月26、27日)

(カ) 構成市町職員を対象とした研修講演会の開催(平成21年2月19日)

(2) 熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会

人口減少社会の到来や地方分権の推進など、基礎自治体を取り巻く環境の大きな変化や、九州新幹線鹿児島ルートの特快開業による都市間競争に対応するためには、本市のみならず熊本都市圏の九州における拠点性を高めていく必要がある。

そのような中、道州制も視野に入れながら、熊本都市圏の現状や基本的方向性、都市圏戦略などを検討するとともに、都市圏の一層の連携強化を図り、都市圏戦略の方策の一つとして、平成18年1月に政令指定都市実現への効果や課題などの研究を行う「熊本都市圏及び政令指定都市についての研究会」が発足した。

研究会では、熊本県域を牽引する役割を担いつつ、九州中央の拠点地域として更なる成長を果たしていくことを目的として、平成18年10月の第6回研究会において「熊本都市圏ビジョン基本構想」を、平成19年2月の第9回研究会において「熊本都市圏ビジョン基本計画」並びに「熊本都市圏ビジョン」を策定し、ビジョンに位置づけられた事業を、熊本都市圏構成市町村との連携のもと実施している。

ア 研究会委員

市町村長 15名 (熊本市、宇土市、宇城市、合志市、城南町、玉東町、植木町、大津町、菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町)

熊 本 県 3名

学識経験者 6名 (大学教授4名、経済界2名)

イ 研究会開催状況

年	18	19
開催回数	7	2

ウ 主な実施事業（平成20年度）

- (ア) 熊本都市圏地域間交流推進モデル事業：南部地区と宇城地区の交流バスツアーの実施（H21.3月）
- (イ) 水資源保全の啓発事業：節水月間新聞広告・節水キャンペーンの実施（H20.7月）
- (ウ) 広域的な福祉有償運送：利用ガイドブックの作成（H21.3月）
- (エ) 特産品高付加価値化の推進事業：「地域間交流おでかけナビ」の印刷（H21.3月）
- (オ) パークアンドライドの検討事業：大型商業施設を利用したパークアンドライドの実施（H21年3月）

（3）熊本市・城南町合併協議会（法定協議会）

平成20年10月2日に設置された、熊本市・城南町合併協議会では合併に関する事項を協議する中、平成21年5月22日第7回熊本市・城南町合併協議会において、協議してきた26の項目すべてを承認した。これを受け、両市町長による合併協定書の調印を行い、その後、両市町の臨時議会で廃置分合関連議案が可決され、県知事へ廃置分合及び合併特例区設置認可の申請を行った。

ア 合併に至る経緯

平成20年 1月11日 「熊本市・城南町合併任意協議会（任意協議会）」設置
10月 2日 「熊本市・城南町合併協議会（法定協議会）」設置
平成21年 6月28日 城南町で熊本市との合併の賛否を問う住民投票
7月 6日 合併協定書調印
10日 城南町議会臨時会で廃置分合関連議案が可決
13日 熊本市議会臨時会で廃置分合関連議案が可決
17日 知事への廃置分合及び合併特例区設置認可申請

イ 協議会の組織

会 長 熊本市長
副 会 長 城南町長
委 員 28名

議会代表（熊本市・城南町各3名）、各種団体代表（熊本市・城南町各6名）、
公募委員（熊本市・城南町各2名）、熊本県2名、熊本市副市長、城南町教育長

ウ 協議会開催経緯

年	20	21
開催回数	2	5

(4) 熊本市・植木町合併協議会（法定協議会）

平成20年12月4日に設置された熊本市・植木町合併協議会では、合併に関する事項を協議する中、平成21年5月25日開催の第7回協議会において、協議してきた27項目全てを承認した。

これを受け、両市町の臨時議会で廃置分合議案が可決され、県知事へ廃置分合及び合併特例区設置認可の申請を行った。

ア 合併に至る経緯

平成19年11月14日 「熊本市・植木町の政令指定都市及び合併に関する研究会」設置
 平成20年 4月 1日 「熊本市・植木町合併問題調査研究会」設置
 12月 4日 「熊本市・植木町合併協議会（法定協議会）」設置
 平成21年 6月28日 植木町で熊本市との合併の是非を問う住民投票
 7月 9日 植木町議会臨時会で廃置分合関連議案が可決
 13日 熊本市議会臨時会で廃置分合関連議案が可決
 17日 知事への廃置分合及び合併特例区設置認可申請

イ 協議会の組織

会 長 熊本市長
 副 会 長 植木町長
 委 員 30名

議会代表（熊本市・植木町各3名）、各種団体代表（熊本市・植木町各7名）、
 公募委員（熊本市・植木町各2名）、熊本県2名、熊本市副市長、植木町副町長

ウ 協議会開催経緯

年	20	21
開催回数	1	6

政令指定都市

(1) 熊本市政令指定都市推進本部

今後、本市と植木町及び城南町とが合併し、人口約73万人の新市が誕生すれば、国の市町村合併支援プランによる政令指定都市の人口要件をクリアすることとなり、本市が政令指定都市への移行実現を目指すにあたり、熊本県との権限移譲の協議や行政区の設置に伴う区役所の体制整備等の様々な課題に取り組んでいく必要がある。

このような課題に全庁一丸となって取り組んでいくことを目的とし、平成21年7月17日に全庁的な組織として設置した。

ア 組 織

(7) 熊本市政令指定都市推進本部 本部長 市長

副本部長 両副市長

本部長 市長事務部局長、消防局長、教育長、議会事務局長、
交通事業管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者
推進員 市職員（本部長、副本部長、本部長を除く）

(4) 専門部会

総務専門部会 : 専門部会長 政令指定都市推進室長

権限移譲専門部会 : 専門部会長 政令指定都市推進室長

行政組織専門部会 : 専門部会長 総務部長

政令指定都市ビジョン策定専門部会 : 専門部会長 企画財政局次長

情報システム専門部会 : 専門部会長 企画情報部長

(9) 作業部会

総務部会、企画財政部会、市民生活部会、健康福祉部会、子ども未来部会、環境
保全部会、経済振興部会、都市建設部会、消防部会、教育部会、議会部会、交通
部会、上下水道部会、病院部会、監査部会、人事委員会部会、選挙管理委員会部
会、農業委員会部会（事務局は各局主管課）

部会長 : 各主管部長

副部会長 : 各主管課長

部会員 : 各課長及び次長等

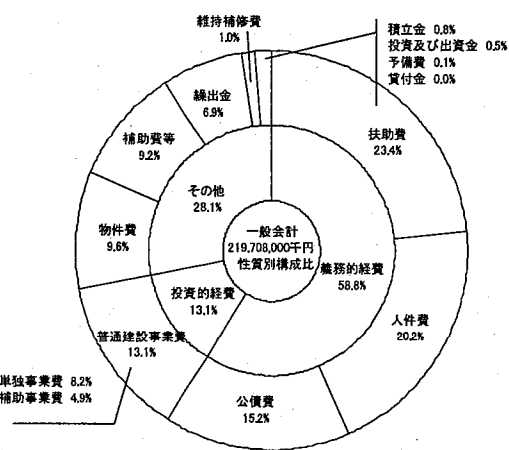
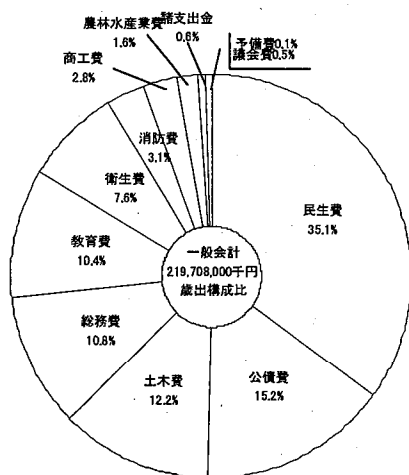
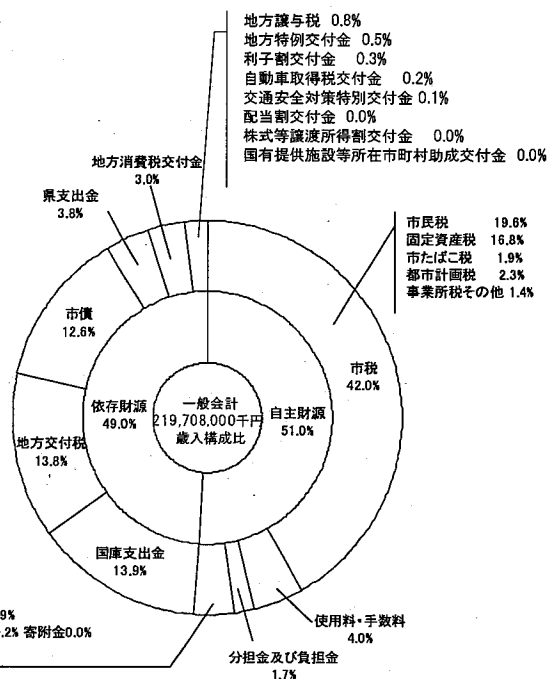
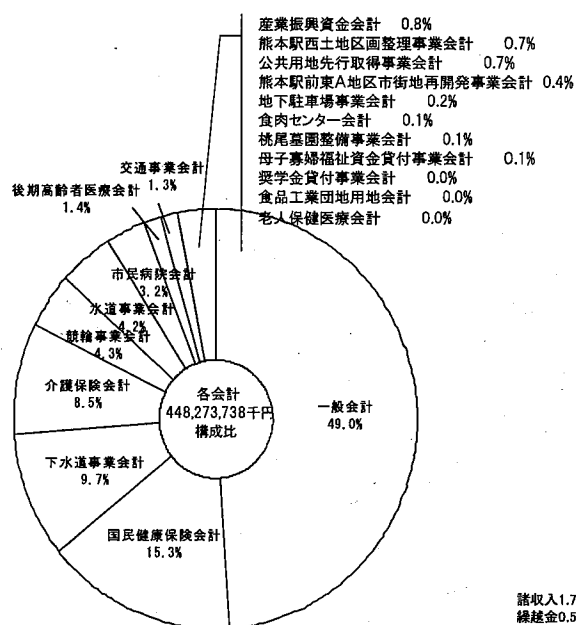
(2) 政令指定都市実現に向けた広報・啓発

政令指定都市の実現に向けた機運の醸成を図るため、様々な市民への周知及び広報活動を行っている。

- ・懸垂幕の掲出
- ・市電および市バスへのPRカラー広告の車外ラッピング
- ・新聞広告の掲載
- ・PR看板の設置（市内5箇所）
- ・テレビCMの放映
- ・地域説明会の実施
- ・オープンハウスの開催

18 財 政

(1) 平成21年度当初予算図表



総務

(2) 予算総括表

※ () は平成20年度富合町当初予算を合算したもの

(単位:千円)

区 分 会 計 名	A		B		A-B	
	平成21年度	% 構成比	平成20年度	% 構成比	比 較	% 伸率
一 般 会 計	219,708,000	49.0	(212,973,989) 207,862,000	47.3	(6,734,011) 11,846,000	(3.2) 5.7
特 別 会 計	146,191,518	32.6	(151,398,598) 149,489,327	34.0	(△5,207,080) △ 3,297,809	(△ 3.4) △ 2.2
国民健康保険会計	68,423,000	15.3	(67,568,796) 66,591,000	15.2	(854,204) 1,832,000	(1.3) 2.8
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	254,000	0.1	254,000	0.1	0	0.0
介護保険会計	38,003,911	8.5	(36,063,022) 35,382,022	8.1	(1,940,889) 2,621,889	(5.4) 7.4
老人保健医療会計	100,000	0.0	(8,007,213) 7,870,000	1.8	(△7,907,213) △ 7,770,000	(△ 98.8) △ 98.7
後期高齢者医療会計	6,479,000	1.4	(6,882,262) 6,769,000	1.5	(△403,262) △ 290,000	(△ 5.9) △ 4.3
桃尾墓園整備事業会計	467,300	0.1	457,300	0.1	10,000	2.2
食肉センター会計	566,775	0.1	587,827	0.1	△ 21,052	△ 3.6
産業振興資金会計	3,708,000	0.8	3,708,000	0.8	0	0.0
食品工業団地用地会計	80,985	0.0	87,603	0.0	△ 6,618	△ 7.6
競輪事業会計	19,493,949	4.3	19,907,800	4.5	△ 413,851	△ 2.1
地下駐車場事業会計	631,930	0.2	654,543	0.2	△ 22,613	△ 3.5
公共用地先行取得事業会計	2,936,835	0.7	159,856	0.0	2,776,979	1,737.2
熊本駅前東A地区市街地再開発事業会計	1,770,569	0.4	2,030,480	0.5	△ 259,911	△ 12.8
西部第一土地区画整理清算会計		0.0	351	0.0	△ 351	△ 100.0
熊本駅西土地区画整理事業会計	3,105,264	0.7	4,801,117	1.1	△ 1,695,853	△ 35.3
水洗便所改造資金貸付事業会計		0.0	59,430	0.0	△ 59,430	△ 100.0
奨学金貸付事業会計	170,000	0.0	168,998	0.0	1,002	0.6
一般会計・特別会計合計	365,899,518	81.6	(364,372,587) 357,351,327	81.3	(1,526,931) 8,548,191	(0.4) 2.4
企 業 会 計	82,374,220	18.4	(82,616,574) 82,082,574	18.7	(△242,354) 291,646	(△ 0.3) 0.4
市民病院会計	14,218,765	3.2	13,665,201	3.1	553,564	4.1
水道事業会計	18,792,832	4.2	18,370,327	4.2	422,505	2.3
下水道事業会計	43,425,514	9.7	(44,112,312) 43,578,312	9.9	(△686,798) △ 152,798	(△ 1.6) △ 0.4
交通事業会計	5,937,109	1.3	6,468,734	1.5	△ 531,625	△ 8.2
総 計	448,273,738	100.0	(446,989,161) 439,433,901	100.0	(1,284,577) 8,839,837	(0.3) 2.0

(3) 一般会計性質別集計表

※ () は平成20年度富合町当初予算を合算したもの

(単位：千円)

区 分		A		B		A - B	
性質別		平成21年度	%	平成20年度	%	比 較	%
			構成比		構成比		伸率
	人 件 費	44,437,990	20.2	(44,266,300) 43,629,075	21.0	(171,690) 808,915	(0.4) 1.9
	扶 助 費	51,327,189	23.4	(49,238,792) 48,831,502	23.5	(2,088,397) 2,495,687	(4.2) 5.1
	公 債 費	33,402,556	15.2	(32,667,424) 32,217,004	15.5	(735,132) 1,185,552	(2.3) 3.7
	義 務 的 経 費	129,167,735	58.8	(126,172,516) 124,677,581	60.0	(2,995,219) 4,490,154	(2.4) 3.6
	普通建設(補助)	10,787,475	4.9	(7,491,885) 7,303,298	3.5	(3,295,590) 3,484,177	(44.0) 47.7
	普通建設(単独)	18,140,572	8.2	(16,579,496) 14,481,709	7.0	(1,561,076) 3,658,863	(9.4) 25.3
	災 害 復 旧 費	0	0.0	(3) 0	0.0	(△3) 0	皆減 0.0
	投 資 的 経 費	28,928,047	13.1	(24,071,384) 21,785,007	10.5	(4,856,663) 7,143,040	(20.2) 32.8
	物 件 費	21,013,142	9.6	(20,853,955) 20,424,453	9.8	(159,187) 588,689	(0.8) 2.9
	維 持 補 修 費	2,258,845	1.0	(2,529,985) 2,498,653	1.2	(△271,140) △ 239,808	(△ 10.7) △ 9.6
	補 助 費 等	20,103,954	9.2	(19,662,754) 19,181,163	9.2	(441,200) 922,791	(2.2) 4.8
	積 立 金	1,713,369	0.8	(2,267,105) 2,265,189	1.1	(△553,736) △ 551,820	(△ 24.4) △ 24.4
	投資及び出資金	1,194,922	0.5	(1,378,508) 1,377,908	0.7	(△183,586) △ 182,986	(△ 13.3) △ 13.3
	貸 付 金	80,000	0.0	(80,121) 80,000	0.0	(△121) 0	(△ 0.2) 0.0
	繰 出 金	15,127,986	6.9	(15,814,398) 15,452,046	7.4	(△686,412) △ 324,060	(△ 4.3) △ 2.1
	そ の 他 の 経 費	61,492,218	28.0	(62,586,826) 61,279,412	29.4	(△1,094,608) 212,806	(△ 1.7) 0.3
	予 備 費	120,000	0.1	(143,263) 120,000	0.1	(△23,263) 0	(△ 16.2) 0.0
	合 計	219,708,000	100.0	(212,973,989) 207,862,000	100.0	(6,734,011) 11,846,000	(3.2) 5.7

(4) 一般会計決算の推移

(歳入)

(単位：千円、%)

年度 区 分	20		19		18		17		16						
	構成比	増減率	構成比	増減率	構成比	増減率	構成比	増減率	構成比	増減率					
自 主 財 源	113,521,357	52.9	0.3	113,217,941	53.2	6.3	106,526,930	51.0	3.0	103,388,989	49.7	2.1	101,219,238	45.7	1.0
市 税	91,132,096	42.4	0.2	90,989,431	42.8	6.5	85,422,408	40.9	1.1	84,506,439	40.6	2.8	82,219,526	37.1	0.4
分 担 金 及 び 負 担 金	3,587,897	1.7	2.5	3,501,012	1.6	2.7	3,409,627	1.6	3.3	3,300,463	1.6	9.0	3,027,092	1.4	4.8
使 用 料 及 び 手 数 料	8,098,049	3.8	5.2	7,699,133	3.6	0.1	7,694,070	3.7	0.5	7,655,062	3.7	△ 0.7	7,710,938	3.5	0.7
財 政 収 入	583,539	0.3	△ 29.9	832,556	0.4	2.8	809,600	0.4	△ 4.3	845,606	0.4	3.3	818,846	0.4	138.2
寄 附 金	215,661	0.1	529.3	34,271	0.0	△ 87.1	266,369	0.1	△ 35.1	410,590	0.2	57.4	260,819	0.1	148.2
繰 入 金	2,306,076	1.1	4.3	2,211,492	1.0	84.0	1,201,574	0.6	58.9	755,990	0.4	△ 41.0	1,282,055	0.6	1,029.9
繰 越 金	3,524,392	1.6	△ 32.1	5,188,597	2.4	23.4	4,204,444	2.0	21.5	3,459,046	1.7	1.2	3,417,560	1.5	△ 30.3
諸 収 入 (除く収益事業収入・受託事業収入)	3,673,647	1.7	78.2	2,061,449	1.1	△ 31.7	3,018,838	1.5	28.1	2,355,793	1.1	3.2	2,282,402	1.0	6.8
収 益 事 業 収 入	400,000	0.2	△ 42.9	700,000	0.3	40.0	500,000	0.2	400.0	100,000	0.0	△ 50.0	200,000	0.1	33.3
依 存 財 源	101,644,519	47.1	2.3	99,394,507	46.8	△ 3.1	102,536,162	49.0	△ 2.1	104,691,163	50.3	△ 12.9	120,249,955	54.3	5.0
地 方 譲 与 税	1,786,394	0.8	△ 2.6	1,833,393	0.9	△ 69.1	5,929,110	2.8	41.6	4,186,853	2.0	40.2	2,986,552	1.3	70.8
利 子 割 交 付 金	397,870	0.2	0.1	397,427	0.2	32.3	300,393	0.1	△ 31.5	438,785	0.2	△ 43.5	777,265	0.4	7.1
配 当 割 交 付 金	83,529	0.0	△ 67.8	259,175	0.1	42.2	182,246	0.1	40.0	130,182	0.0	94.6	66,901	0.0	皆増
株式等譲渡所得割交付金	31,203	0.0	△ 74.8	123,761	0.0	△ 18.5	151,891	0.1	△ 15.1	178,809	0.1	117.9	82,044	0.0	皆増
地方消費税交付金	6,362,850	3.0	△ 6.2	6,780,542	3.2	△ 1.1	6,858,178	3.3	4.3	6,577,537	3.1	△ 7.6	7,118,855	3.2	12.0
自動車取得税交付金	542,845	0.2	△ 6.6	580,865	0.3	△ 5.3	613,322	0.3	△ 0.4	616,055	0.3	1.0	609,916	0.3	3.8
特別地方消費税交付金	0	0.0		0	0.0		0	0.0		0	0.0	皆減	165	0.0	皆増
地方特例交付金	1,093,332	0.5	58.9	688,229	0.3	△ 72.6	2,512,339	1.2	△ 18.0	3,063,791	1.5	2.4	2,990,979	1.4	△ 8.1
地方交付税	29,356,917	13.6	3.7	28,296,243	13.3	△ 8.1	30,801,736	14.7	△ 8.8	33,760,975	16.2	△ 4.8	35,459,258	16.0	△ 5.0
交通安全対策金 特別交付金	157,234	0.1	△ 9.0	172,794	0.1	0.8	171,358	0.1	6.5	160,931	0.1	0.7	159,812	0.1	△ 3.6
国庫提供施設等所在 市町村助成交付金	6,238	0.0	1.6	6,141	0.0	3.4	5,940	0.0	0.6	5,904	0.0	0.0	5,904	0.0	1.0
国庫支出金	29,255,638	13.6	△ 4.4	30,602,975	14.4	10.9	27,607,541	13.2	△ 11.4	31,160,547	15.0	△ 3.0	32,127,471	14.5	△ 3.1
県支出金	8,869,597	4.1	4.5	8,486,687	4.0	18.6	7,157,652	3.4	24.3	5,760,631	2.8	37.6	4,186,930	1.9	6.4
受託事業収入	273,972	0.1	61.2	169,985	0.1	△ 2.5	174,256	0.1	△ 7.0	187,462	0.1	7.2	174,903	0.1	△ 5.8
市 債	23,427,100	10.9	11.6	20,996,300	9.9	4.6	20,070,200	9.6	8.7	18,462,700	8.9	△ 44.9	33,503,000	15.1	23.6
うち臨時財政対策債	4,448,300	2.1	△ 3.6	4,612,400	2.2	△ 9.3	5,083,400	2.4	△ 10.7	5,694,100	2.7	△ 23.4	7,430,600	3.4	△ 28.3
合 計	215,165,876	100.0	1.2	212,612,448	100.0	1.7	209,063,092	100.0	0.5	208,080,152	100.0	△ 6.0	221,469,193	100.0	3.1

※平成20年度は決算見込額

(歳出)

(単位：千円、%)

年 度		20		19		18		17		16					
		構成比	増減率	構成比	増減率	構成比	増減率	構成比	増減率	構成比	増減率				
区 分															
議 会 費	999,309	0.5	△ 2.5	1,025,105	0.5	1.1	1,014,183	0.5	△ 5.5	1,073,105	0.5	2.5	1,046,518	0.5	△ 0.9
総 務 費	24,951,212	11.8	7.6	23,195,336	11.1	6.1	21,854,555	10.7	0.5	21,736,039	10.7	△ 2.8	22,369,180	10.3	4.0
民 生 費	75,307,572	35.4	6.4	70,799,703	33.9	4.0	68,105,399	33.4	2.6	66,349,758	32.5	1.5	65,354,903	30.0	4.0
衛 生 費	14,742,620	7.0	1.7	14,497,668	6.9	△ 1.0	14,640,595	7.2	9.9	13,322,641	6.5	1.1	13,181,095	6.0	△ 0.4
農 林 水 産 業 費	3,534,605	1.7	0.1	3,532,128	1.7	△ 16.9	4,249,116	2.1	5.7	4,018,752	2.0	5.3	3,814,865	1.7	0.2
商 工 費	3,593,215	1.7	15.1	3,120,776	1.5	8.8	2,867,608	1.4	△ 7.3	3,092,694	1.5	0.4	3,079,317	1.4	△ 14.5
土 木 費	25,404,980	12.0	△ 12.9	29,179,317	13.9	5.6	27,629,928	13.6	△ 6.7	29,614,686	14.5	△ 1.4	30,020,693	13.8	△ 17.6
消 防 費	6,800,098	3.2	△ 0.5	6,831,965	3.3	0.9	6,771,447	3.3	1.0	6,706,406	3.3	△ 2.7	6,894,748	3.2	0.6
教 育 費	20,773,989	9.8	△ 8.6	22,720,758	10.9	0.9	22,522,557	11.0	△ 2.6	23,130,981	11.4	△ 10.4	25,819,062	11.8	6.5
災 害 復 旧 費	1,707	0.0	△ 91.7	20,569	0.0	6.1	19,380	0.0	65.3	11,721	0.0	△ 94.1	197,713	0.1	皆増
公 債 費	34,457,795	16.3	5.0	32,820,131	15.7	△ 0.0	32,824,427	16.1	△ 1.1	33,183,725	16.3	△ 25.3	44,414,153	20.4	23.2
諸 支 出 金	1,301,300	0.6	△ 3.2	1,344,600	0.6	△ 2.2	1,375,300	0.7	△ 15.9	1,635,200	0.8	△ 10.1	1,817,900	0.8	2.1
合 計	211,868,402	100.0	1.3	209,088,056	100.0	2.6	203,874,496	100.0	△ 0.0	203,875,708	100.0	△ 6.5	218,010,147	100.0	3.1

※平成20年度は決算見込額

(5) 財政指標（普通会計ベース）

(単位 千円)

年 度 区 分	16	伸率 (%)	指数	17	伸率 (%)	指数	18	伸率 (%)	指数	19	伸率 (%)	指数	20	伸率 (%)	指数
基準財政需要額	103,211,587	△2.9	100	103,578,882	0.4	100	103,334,330	△0.2	100	101,854,448	△1.4	99	103,401,334	1.5	100
基準財政収入額	68,982,422	1.2	100	70,896,003	2.8	103	73,721,276	4.0	107	74,342,053	0.8	108	74,782,587	0.6	108
標準税収入額	91,317,455	1.1	100	93,081,665	1.9	102	96,196,756	3.3	105	97,232,894	1.1	106	97,281,718	0.1	107
標準財政規模	125,546,620	△0.6	100	125,764,544	0.2	100	125,969,450	0.2	100	124,571,093	△1.1	99	130,589,346	4.8	104
財政力指数	0.643			0.665			0.688			0.709			0.719		
実質収支比率 (%)	2.0			2.7			2.9			2.2			1.8		
経常収支比率 (%)	87.8			87.6			89.5			92.0			92.0		
公債費比率 (%)	19.6			19.0			19.8			19.3			18.0		
実質赤字比率										— (赤字なし)			— (赤字なし)		
連結実質赤字比率										— (赤字なし)			— (赤字なし)		
実質公債費比率 (%)										13.9			13.6		
将来負担比率 (%)										117.3			135.8		

(注) 平成20年度は決算見込額を示す。

19 土地開発基金（管財課）

設 置	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行をはかるため、熊本市土地開発基金を設置する
基金の額	2,615,652千円（平21.3.31現在）
運 用	基金の設置の目的に応じ基金の確実かつ効率的な運用に努める。

20 市庁舎概要（管財課）

市庁舎は、昭和54年3月に着工、昭和56年11月落成し、27年を経過している。建設にあたっては、建物を新しくするばかりでなく、内容的にも市庁舎はどうあるべきかとの基本理念を踏まえ、住民サービスに直結する窓口部門を集中するなど市民への配慮を行うとともに、環境への負担に配慮しつつ執務環境の向上を目指した。

（1）建物概要

所 在 地	手取本町1番1号
敷地面積	10,007.20㎡
建築面積	5,583.54㎡
延面積	39,709.43㎡（他に駐輪場83.70㎡がある）
構造・規模	高層棟 鉄骨造 地下2階地上15階建 議会棟 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階建
高 さ	高層棟 軒高62.10m 議会棟 軒高26.00m
工 期	着 工 昭和54年 3月17日 竣 工 昭和56年10月31日
総事業費	112億2,000万円
財源内訳	基 金 62億5,000万円 起 債 47億3,000万円 一般財源 2億4,000万円
事業費内訳	建築工事 65億3,000万円 設備その他工事 36億6,000万円 委託費 5億6,000万円 備品費 4億7,000万円

(2) 建物の特色・特徴

ア 窓口事務部門の集約化

市民課を中心として窓口部門を1～2階に集中的に配し、その間をエスカレーター2基で結ぶことにより、立体的総合窓口化を図った。

イ 市民ホール、展示ホール等の設置

市民のコミュニティの場、憩いの場としてのスペースを確保するため、市民ホール、展示ホール、展望ロビー等を設置している。

ウ 美術文化の導入

庁舎建物に地域性、芸術性等の文化的潤いを加味するよう努め、地元画家の壁画をはじめ、彫刻、美術、照明、壁掛、美術パネル等の美術装飾を積極的にとり入れた。

エ 熊本城との調和

庁舎前面に位置する熊本城との調和を保つため、庁舎の形状について高層棟は直線的でシンプルなものとする一方、議会棟には和風様式を取り入れている。また、外壁の色調は渋い茶褐色とし、お城の緑と調和を図った。

オ 身体障がい者への配慮

身体障がい者への配慮として、出入口は全てスロープ式とし自動ドアを取り付けているほか、エレベーターには特別な装置を施しており、専用トイレも8カ所設置している。

また、バリアフリーの観点から障がい者にも優しい庁舎を目指し、各種の取り組みを行っている。

カ 防災設備

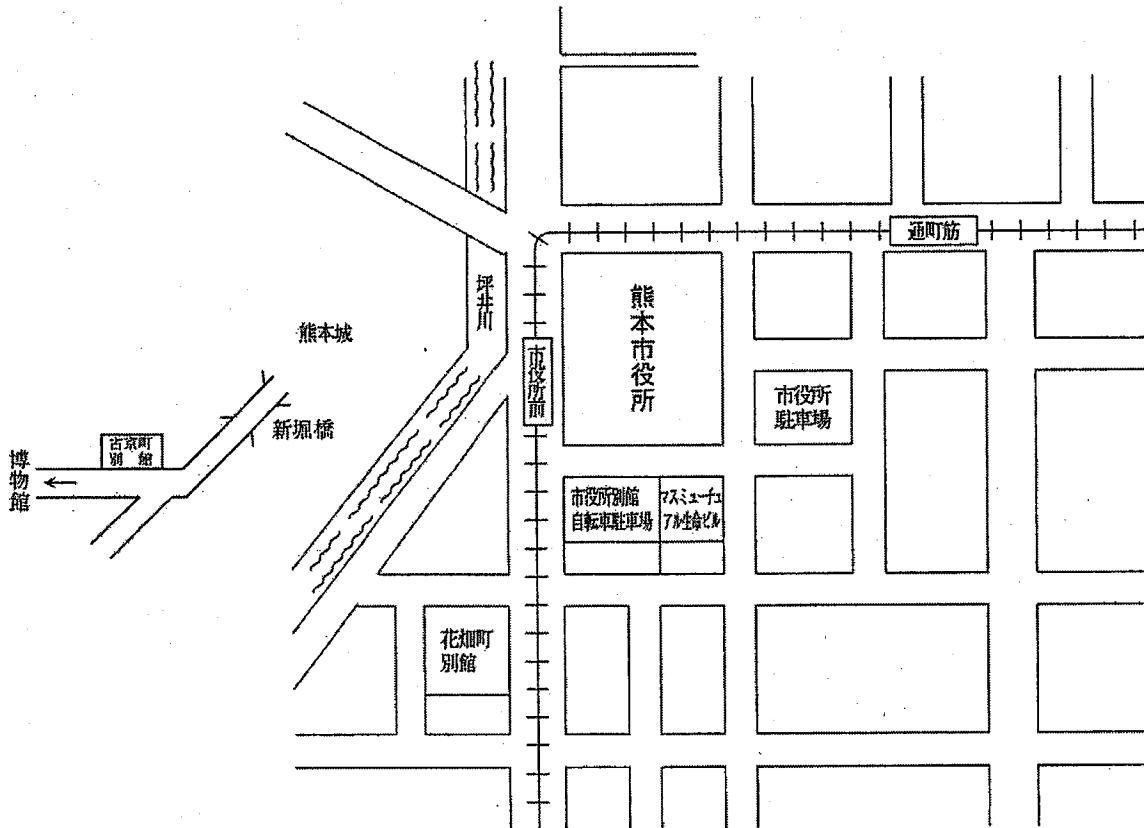
風水害、火災あるいは地震等に対しては、防潮板やスプリンクラーの取り付け、バルコニーの設置など設計上からも万全を期しており、特に耐震性は阪神・淡路大地震クラスの地震にも耐える建物である。

キ 省エネルギー対策

高層棟の各階にはバルコニーが設置されているため、これが日本家屋の軒庇の効用と同じく太陽直射熱を遮って、外部からの熱負荷を軽減させている。

また、窓ガラスは断熱性の高い複層ガラスを用いているほか、外壁については内貼材（スタイロフォーム）を使用して断熱効果を高めている。

庁舎位置図



花畑別館

契 約 検 査 室	4
入 札 室	
関 覧 室	
熊本市歴史文書資料室 選挙管理委員会事務局	3
河 川 課	2
消 費 者 セ ン タ ー	1

市役所別館

大 会 議 室	8
保 険 料 収 納 課 分 室	7
統 計 課	6
経 営 支 援 課 中小企業経営サポートプラザ	5
自 転 車 駐 車 場	4 1

マスミューチュアル生命ビル

教育委員室	7
施設課	
教育長室	6
総務企画課	
学務課 教職員課 指導課	5
人権教育指導室 健康教育課	4
文化財課 生涯学習課	3
社会体育課	2

古京町別館

人 材 育 成 セ ン タ ー	2
熊 本 城 総 合 事 務 所	1

旧勤労婦人センター

熊 本 駅 周 辺 整 備 事 務 所	2
---------------------	---

※数字は階層

本 庁 舎

		機械室				機械室		階 15
		レストラン		展望ロビー		大ホール		14
		人事委員会事務局		熊本市・城南町・植木町合併協議会		政令指定都市推進室 車両管理課		13
		監査委員室		監査事務局		農業委員会事務局		
		用地調整課		技術管理課	指導監査課	男女共生推進課	文化国際課	12
		総務課 (文書集配)		生活安全課	地籍調査課	地域づくり推進課 (中央・五福まちづくり交流室)	市民協働推進課 市民生活局長室	
		公園課		開発景観課		交通計画課		11
		建築指導課		建築審査室		都市計画課	都市建設局長室	
		土木総務課		土木 管理課				10
		道路整備課		青少年育成課	要保護児童対策室	子ども政策課	子ども未来局長室	
		建築計画課 (建築物安全推進室)		住宅課		市営住宅管理センター		9
		設備課		営繕課 (建築保全室)		都心活性推進課		
		耕地課		生産流通課 (地産地消推進室)		農業政策課 (担い手推進室)		8
		外部監査入室		観光政策課 (観光事業室)	商業労政課	産業政策課 (情報交流施設開設準備室)	経済振興局長室	
		環境施設整備室		浄化対策課	廃棄物指導課	廃棄物計画課		7
		水保全課		緑保全課	環境企画課 (温暖化対策室)	環境保全局長室		
		人事課		職員厚生課		管財課		6
		共済組合事務局		地域保健福祉課	健康福祉政策課 (健康づくり推進室)	健康福祉局長室		
委員会室		秘書課		副市長室		市長室		5
議場 議員控室		渡り廊下	企画財政局長室		企画課	熊本ブランド推進室	財政課	4
			市政記者室		広報課	行政経営課	総務課(法制室) 総務局長室	
議長室 副議長室 議員控室 議会事務局 議会事務局 総務課 議事課		職員組合		情報政策課	浄書室	第一職員組合	危機管理防災室	3
		電話交換室		保育幼稚園課		子育て支援課		
委員会室		保護第二課	保護第一課	市民税課	主税課	納税課	資産税課 会計管理者室	2
		高齢介護福祉課	生活保護申請相談室	喫茶室	人権推進総室		会計室	
障がい保健福祉課		福祉総合相談室	国民年金課	国民健康保険課	保険料収納課	市民課		1
広聴課 市政情報プラザ		市民相談室	CDコーナー	水道料金納入所	総合案内	指定金融機関		
		CDコーナー		衛生管理室	食堂	時間外出入口	守衛室 防災センター 清掃員詰所 秘書課分室	地下 1
		運転士控室		美容室	理容室	展示コーナー	時計店 売店 郵便局 公用車集中管理室 公用車駐車場	地下 2
議会棟		機械室		行政棟		中央監視室		地下 2

総務

議会棟

機械室 行政棟 中央監視室

(3) 熊本市役所駐車場

所 在 地	下通1丁目1番8号					
開 設 年 月	昭和55年4月					
床 面 積	8,054㎡					
収 容 台 数	339台 { 2階 36台 5階 62台 3階 62台 6階 55台 4階 62台 屋階 62台					
駐 車 料 金	区 分			駐 車 料 金		
	1	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午前8時30分から 午後5時30分まで	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円	
				規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は400円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円	
	2	月曜日から金曜日まで (休日を除く)	午後5時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円	
				規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円	
	3	土曜日、日曜日及び 休日	午前8時30分から 午後10時まで	規則で定める用務先 確認印がある場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は100円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円	
				規則で定める用務先 確認印がない場合	(1) 駐車を開始した時から1時間以内は300円 (2) 前号の時間を超過して駐車するときは、1時間までごとに150円	
	備考 駐車場の閉鎖時刻までに在庫しなかった場合における閉鎖時刻から翌日の開始時刻までの料金は、1時間までごとに150円を別に徴収する。					
	営 業 概 要	台 数 358,408台				
	(平成20年度)	収 入 60,112,900円				

(4) 辛島公園地下駐車場

熊本市周辺の都市交通環境の改善と秩序ある自動車使用の促進を図り、併せて秩序ある都市交通の円滑化を図るために都心部に地下駐車場を建設したものである。また、駐輪場を併設して、歩行者交通の安全性と都市美観に寄与している。

所 在 地	辛島町1番地下1号
敷 地 面 積	10,300㎡
延 面 積	22,775㎡
構 造	鉄筋コンクリート造地下2階4層
工 期	平成元年3月～平成4年11月
供 用 開 始	平成5年2月1日
供 用 日	年中無休
収 容 台 数	自動車625台 二輪車400台 自転車500台
入出庫できる時間	午前7時 ～ 翌日午前1時 (地下駐車場)
	午前8時 ～ 午後10時 (自転車駐車場)

駐車料金

区 分	駐 車 料 金	
基 本 料 金	30分までごとに	100円
夜 間 料 金	午後11時から翌日午前 7時まで	1,000円
全日定期駐車料金(機械式)	1月	25,000円
全日定期駐車料金(自走式)	1月	27,000円
平日定期駐車料金(機械式)	1月	13,000円
平日定期駐車料金(自走式)	1月	17,000円
カード式回数券	50円分券 11枚	500円
	100円分券 11枚	1,000円
	200円分券 11枚	2,000円
	400円分券 11枚	4,000円
	100円分券 6,000枚	500,000円
	200円分券 6,000枚	1,000,000円
	400円分券 6,000枚	2,000,000円
	プリペイド 3,300円分券	3,000円
	〃 5,500円分券	5,000円

利用状況

年度	自 動 車		二 輪 車	自 転 車
	台 数	駐車場使用料収入	台 数	台 数
15	432,730	278,612,300	161,911	127,945
16	383,082	244,704,000	156,780	118,708
17	369,585	229,495,200	153,028	107,532
18	384,782	246,043,300	145,451	93,599
19	375,928	202,030,150	146,127	88,298
20	342,727	182,989,450	135,148	76,663

※二輪車、自転車は無料

駐車場公社

名 称	財団法人 熊本市駐車場公社
設 立 年 月 日	平成5年1月18日
目 的	熊本市における道路交通の円滑化及び都市機能の確保を図り、もって市民の安全と福利の増進に寄与する
事 業	熊本市から委託された路外駐車場及び通路の管理 路外駐車場の設置及び管理 熊本市の駐車場施策に協力する事業 自治体等施設の管理 自治体等の市民サービスの提供に伴う受託事業 市民サービスの提供に係る講習・セミナーに関する事業 カーシェアリング・カーケア等に関する事業 公社が管理する施設の利用者の利便を図るために行うコインロッカーの設置及び飲食物等の提供等の事業 全各号に付帯する一切の業務 その他公社の目的を達成するために必要な事業
基 本 財 産	50,000千円(市出損金)

21 市 税

(1) 市税の税率及び納期

税 目			税 率	納 期 (限)
市 				

税 目	税 率	納 期 (限)
軽自動車税	1 原動機付自転車	
	ア 総排気量が50cc以下 1,000円	
	イ 90cc以下 1,200円	
	ウ 125cc以下 1,600円	
	エ ミニカー 2,500円	
	2 軽自動車	
	ア 二輪のもの(側車付を含む) 2,400円	
	イ 三輪のもの 3,100円	
	ウ 四輪以上のもの	
	乗用のもの { 営業用 5,500円	5/1~5/31
	{ 自家用 7,200円	
	貨物用のもの { 営業用 3,000円	
	{ 自家用 4,000円	
	エ 雪上車 2,400円	
	3 小型特殊自動車	
	ア 農耕作業用のもの 1,600円	
	イ その他のもの 4,700円	
	4 二輪の小型自動車	
	総排気量が250cc超 4,000円	
市たばこ税	製造タバコ1,000本につき3,298円 (旧3級品の製造タバコは1,000本につき1,564円)	前月分を毎月末日まで
事業所税	(7) 資産割 事業所床面積 1㎡につき年600円 (4) 従業者割 従業者給与総額の $\frac{0.25}{100}$	法人 各事業年度終了の日から2ヵ月以内 個人 翌年3月15日
入湯税	入湯客1人1日につき 150円	前月分を毎月15日まで

(2) 納税義務者の推移

年 度			16	17	18	19	20	
税 目								
市 民 税	個 人	普通徴収	均 等 割 の み	18,373	16,210	16,477	17,256	17,678
		所得割のみ	20,404	1,231	1,422	1,363	1,229	
		均等割と所得割を納める者	80,148	104,525	121,220	121,241	121,216	
		計	118,925	121,966	139,119	139,860	140,123	
	特別徴収	均 等 割 の み	4,851	4,364	4,261	4,344	4,443	
		所得割のみ	19,039	—	—	—	—	
		均等割と所得割を納める者	132,337	153,319	154,049	155,818	156,704	
		計	156,227	157,683	158,310	160,162	161,147	
	小 計		275,152	279,649	297,429	300,022	301,270	
	法 人 調 定 件 数		27,958	28,223	28,631	28,734	28,697	
固 定 資産税	土地及び家屋	189,091	190,644	191,906	193,677	194,931		
	償 却 資 産	(4,527)	(4,498)	(4,560)	(4,633)	(4,817)		
	小 計	189,091	190,644	191,906	193,677	194,931		
軽 自 動 車 税			187,200	192,574	198,186	203,470	208,540	
合 計			679,401	691,090	716,152	725,903	733,438	
対 前 年 度	増 加 数		8,419	11,689	24,324	9,751	7,535	
	伸率(%)		101	102	104	101		

(注) 償却資産に係る()は土地及び家屋を含む。

(3) 市税収入状況

(単位 千円)

年 度 税 目			19			20		
			調定額	収入額	収入率 (%)	調定額	収入額	収入率 (%)
市 民 税	個人分	普 通 徴 収	11,570,131	10,414,373	90.0	11,566,903	10,407,573	90.0
		特 別 徴 収	22,009,310	21,942,328	99.7	22,568,756	22,508,898	99.7
		計	33,579,441	32,356,701	96.4	34,135,660	32,916,471	96.4
	法 人 分		10,276,509	10,204,974	99.3	9,363,787	9,306,226	99.4
	小 計		43,855,950	42,561,675	97.0	43,499,447	42,222,697	97.1
固 定 資 産 税	固定資産	土地・家屋・ 償却資産	35,461,798	34,402,209	97.0	36,192,919	35,061,928	96.9
		交 付 金	530,330	530,330	100.0	384,949	384,949	100.0
	小 計		35,992,128	34,932,539	97.1	36,577,868	35,446,877	96.9
軽 自 動 車 税			890,599	854,100	95.9	933,654	892,827	95.6
特 別 土 地 保 有 税			0	0	0.0	0	0	0.0
入 湯 税			16,597	14,583	87.9	14,869	12,025	80.9
事 業 所 税			1,866,907	1,860,353	99.6	1,898,936	1,894,367	99.8
都 市 計 画 税			4,961,671	4,813,313	97.0	5,046,358	4,889,010	96.9
市 た ば こ 税			4,436,038	4,436,038	100.0	4,147,750	4,147,750	100.0
合 計			92,019,890	89,472,601	97.2	92,118,882	89,505,553	97.2
滞 納 繰 越 分			7,006,474	1,516,830	21.6	7,309,511	1,626,543	22.3
総 計			99,026,364	90,989,431	91.9	99,428,393	91,132,096	91.7

(4) 徴収対策の強化

- ① 休日・夜間徴収の実施
- ② 休日・夜間の納税相談の実施
- ③ 長期出張徴収の実施
- ④ 滞納処分の強化
- ⑤ 納税指導員による納付の推進
- ⑥ 納税推進コール業務の実施

22 選挙

(1) 永久選挙人名簿登録者数

(平21.6.1現在)

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	101	熊本市役所	945	1,208	2,153
	102	慶徳小学校	1,138	1,532	2,670
	103	五福まちづくり交流センター	1,144	1,574	2,718
	104	一新小学校	2,086	2,749	4,835
	105	一新幼稚園	857	1,176	2,033
	106	上熊本老人憩いの家	752	954	1,706
	107	池田地域コミュニティセンター	1,610	1,773	3,383
	108	池田小学校	1,555	1,676	3,231
	109	京町台保育園	996	1,255	2,251
	110	京陵中学校	1,303	1,619	2,922
	111	壺川小学校	1,800	2,248	4,048
	112	藤園中学校	1,038	1,456	2,494
	113	碩台小学校	1,320	1,750	3,070
	114	竜南中学校	1,754	2,105	3,859
	115	黒髪小学校	1,293	1,447	2,740
	116	桜山中学校	2,309	2,268	4,577
	117	清水小学校	2,392	2,862	5,254
	118	亀井公民館	1,373	1,631	3,004
	119	高平台小学校	3,536	4,109	7,645
	120	化学及血清療法研究所	1,787	2,015	3,802
	121	八景水谷公民館	1,436	1,716	3,152
	122	城北小学校	2,932	2,100	5,032
	123	清水北老人憩いの家	1,228	1,440	2,668
	124	麻生田小学校	2,995	3,669	6,664
	125	榆木小学校	2,414	2,945	5,359
	126	楠小学校	2,498	2,911	5,409
	127	武蔵小学校	2,403	2,755	5,158
	128	弓削小学校	1,946	2,198	4,144
	129	龍田小学校	3,687	4,020	7,707
	130	宝積寺公民館	2,358	2,683	5,041
	131	白川小学校	1,562	2,027	3,589
	132	鎮西学園	1,249	1,587	2,836
	133	九州学院	1,456	1,975	3,431
	134	大江小学校	1,615	1,745	3,360
	135	渡鹿団地集会室鹿乃家	1,833	1,876	3,709
	136	託麻原小学校	3,290	3,587	6,877
	137	白山保育園	1,019	1,286	2,305
	138	白山小学校	2,504	2,977	5,481
	139	出水小学校	2,054	2,692	4,746
	140	出水校区戸井の外集会所	1,720	2,285	4,005
	141	東水前寺公民館	2,264	2,916	5,180
	142	熊本県庁	737	823	1,560
	143	砂取小学校	2,576	3,351	5,927
	144	出水中学校	2,972	3,434	6,406
	145	出水南中学校	1,595	1,947	3,542
	146	江津湖団地第2集会所	1,581	2,095	3,676
	147	画図地域コミュニティセンター	2,982	3,482	6,464
	148	湖東中学校	1,828	2,192	4,020
	149	泉ヶ丘小学校	1,393	1,702	3,095
	150	泉ヶ丘校区公民館	1,220	1,543	2,763
	151	若葉小学校	1,996	2,474	4,470
	152	東野中学校	2,776	3,239	6,015
	153	秋津第2公民館	1,945	2,259	4,204
	154	桜木小学校	4,273	4,846	9,119
	155	東町小学校	2,266	2,395	4,661
	156	健軍東小学校	2,403	2,917	5,320
	157	健軍小学校	2,703	3,160	5,863
	158	尾ノ上小学校	4,052	4,687	8,739
	159	京塚公民館	986	1,233	2,219
	160	帯山中学校	2,039	2,513	4,552
	161	帯山小学校	3,007	3,568	6,575

総務

開票区	投票区	投票所	男	女	計
1	162	帯山校区第6町内公民館	2,129	2,437	4,566
	163	月出小学校	3,182	3,497	6,679
	164	山ノ内小学校	4,221	4,861	9,082
	165	長嶺小学校	4,179	4,699	8,878
	166	さくら幼稚園	2,416	2,800	5,216
	167	託麻南小学校	3,072	3,396	6,468
	168	託麻東小学校	4,772	5,155	9,927
	169	託麻北小学校	3,021	3,263	6,284
	170	託麻市民センター	2,326	2,417	4,743
	171	託麻西小学校	3,290	3,702	6,992
	172	下南部公民館	1,214	1,310	2,524
	173	西原公民館	1,144	1,439	2,583
	174	西原小学校	3,964	4,294	8,258
	175	西里地域コミュニティセンター	1,116	1,259	2,375
	176	熊本保健科学大学	1,506	1,671	3,177
	177	明德体育館	1,036	1,169	2,205
	178	北部総合支所	2,868	3,269	6,137
	179	北部東小学校	3,492	3,915	7,407
		小計	169,729	197,210	366,939
2	201	花園小学校	2,969	3,511	6,480
	202	花園(牧崎)公民館	1,646	2,049	3,695
	203	岳林寺	1,645	2,018	3,663
	204	城西小学校	2,957	3,640	6,597
	205	横手保育園	464	584	1,048
	206	春日小学校	1,672	1,931	3,603
	207	春日保育園	580	755	1,335
	208	向山小学校	2,728	3,165	5,893
	209	世安公民館	1,469	1,726	3,195
	210	本荘小学校	1,323	1,696	3,019
	211	春竹小学校	2,964	3,748	6,712
	212	建設技術専門学院	2,089	2,456	4,545
	213	託麻中中学校	4,572	5,244	9,816
	214	田迎南中学校	2,433	2,755	5,188
	215	御幸小学校	3,637	4,267	7,904
	216	川尻小学校	1,700	1,952	3,652
	217	城南中学校	2,410	2,871	5,281
	218	城南小学校	870	1,131	2,001
	219	森下保育園	1,567	1,817	3,384
	220	日吉小学校	1,619	1,992	3,611
	221	日吉東小学校	2,280	2,575	4,855
	222	力合小学校	3,611	4,289	7,900
	223	薄場団地集会所	1,295	1,541	2,836
	224	古町小学校	1,245	1,522	2,767
	225	花陵中学校	1,992	2,665	4,657
	226	白坪小学校	2,440	2,805	5,245
	227	城山小学校	3,643	4,364	8,007
	228	池上小学校	2,281	2,870	5,151
	229	高橋小学校	852	981	1,833
	230	中島地域コミュニティセンター	743	910	1,653
	231	二番公民館	774	882	1,656
	232	小島地域コミュニティセンター	1,045	1,211	2,256
	233	有明保育園	270	294	564
	234	松尾東小学校	312	321	633
	235	松尾西小学校	482	553	1,035
	236	松尾北地域コミュニティセンター	95	98	193
	237	河内小学校	1,103	1,259	2,362
	238	河内公民館	749	851	1,600
	239	椎亀公民館	397	461	858
	240	芳野小学校	508	530	1,038
	241	飽田東小学校	2,493	2,914	5,407
	242	飽田南小学校	858	982	1,840
	243	飽田西小学校	1,026	1,206	2,232
	244	中緑小学校	450	522	972
	245	銭塘小学校	918	1,053	1,971
	246	奥古閑小学校	1,412	1,622	3,034
	247	川口小学校	915	1,017	1,932
		小計	75,503	89,606	165,109
3	401	富合総合支所	3,118	3,628	6,746
		小計	3,118	3,628	6,746
合 計			248,350	290,444	538,794

(2) 市議会議員選挙各種記録の推移

選挙執行年月日 区 分	平7. 4. 23	平11. 4. 25	平15. 4. 27	平19. 4. 22	平20. 11. 16 富合町選挙区 増員選挙
有 権 者 総 数	467,890	489,743	507,341	518,153	6,661
投 票 者 数	270,623	278,909	270,780	244,041	4,921
投 票 率 (%)	57.84	56.95	53.37	47.10	73.88
立 候 補 者 数	67	68	63	62	2
定 数	52	52	52	48	1
最 高 得 票 数	7,701	7,844	8,063	7,529	2,771
当 選 者 最 低 得 票 数	3,641	3,679	3,076	3,134	2,771
立 候 補 者 最 高 年 齢	81	85	89	71	63
〃 最 低 年 齢	27	29	25	25	61

(3) 過去の選挙の投票率

(単位 %)

選挙別 (実施日)	開 票 区	第 1	第 2	第 3	全 体
参議院議員通常選挙 (選挙区)	(平16. 7. 11)	54.90	54.19		54.67
熊本市長選挙	(平18. 11. 12)	53.55	54.16		53.75
県議会議員一般選挙 (熊本市選挙区)	(平19. 4. 8)	50.88	55.37		52.29
市議会議員一般選挙	(平19. 4. 22)	45.44	50.72		47.10
参議院議員通常選挙 (選挙区)	(平19. 7. 29)	58.07	56.94		57.72
熊本県知事選挙	(平20. 3. 23)	43.54	41.90		43.03
熊本市議会議員富合町選挙区増員選挙	(平20. 11. 16)			73.88	73.88
衆議院小選挙区選出議員選挙 第1区	(平21. 8. 30)	68.73			68.73
衆議院小選挙区選出議員選挙 第2区	(平21. 8. 30)		67.00		67.00
衆議院小選挙区選出議員選挙 第4区	(平21. 8. 30)			69.01	69.01

(注) 国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

(4) 各種選挙党派別得票状況

選挙別	党派別	区 分	自 民	社 民	公 明	共 産	民 主 党	国民新党	諸 派	無 所 属	計
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 1 (平 16. 7. 11)		総得票数	116,731			19,628	137,662				274,021
		最高 "	116,731			19,628	137,662				
		最低 "	116,731			19,628	137,662				
		得票率 (%)	42.60			7.16	50.24				100
		候補者数	1			1	1				3
熊本市長選挙 (平 18. 11. 12)		総得票数								279,619	279,619
		最高 "								164,387	
		最低 "								14,630	
		得票率 (%)								100.00	100
		候補者数								4	4
県議会議員選挙 (熊本市選挙区) 定数 16 (平 19. 4. 8)		総得票数	95,745		42,300	11,177	29,794			90,163	269,179
		最高 "	15,903		14,610	11,177	15,119			16,428	
		最低 "	11,640		13,387	11,177	14,675			2,363	
		得票率 (%)	35.57		15.71	4.15	11.07			33.50	100
		候補者数	7		3	1	2			9	22
市議会議員選挙 定数 48 (平 19. 4. 22)		総得票数	74,662	4,080	33,556	12,184	18,373	825	180	97,339	241,202
		最高 "	7,529	4,080	5,344	4,244	7,276	825	180	5,339	
		最低 "	3,394	4,080	4,572	3,788	4,587	825	180	540	
		得票率 (%)	30.95	1.69	13.91	5.05	7.62	0.34	0.07	40.36	100
		候補者数	16	1	7	3	3	1	1	30	62
参議院議員通常選挙 (選挙区) 定数 1 (平 19. 7. 29)		総得票数	122,406			13,414	162,388				298,208
		最高 "	122,406			13,414	162,388				
		最低 "	122,406			13,414	162,388				
		得票率 (%)	41.05			4.50	54.45				100
		候補者数	1			1	1				3
熊本県知事選挙 (平 20. 3. 23)		総得票数								223,563	223,563
		最高 "								91,685	
		最低 "								21,932	
		得票率 (%)								100	100
		候補者数								5	5
市議会議員選挙 (富合町選挙区) 定数 1 (平 20. 11. 16)		総得票数								4,840	4,840
		最高 "								2,771	2,771
		最低 "								2,069	2,069
		得票率 (%)								100	100
		候補者数								2	2
衆議院 小選挙区選挙第 1 区 定数 1 (平 21. 8. 30)		総得票数	97,585			9,729	137,048		2,907		247,269
		最高 "	97,585			9,729	137,048		2,907		
		最低 "	97,585			9,729	137,048		2,907		
		得票率 (%)	39.47			3.93	55.42		1.18		100
		候補者数	1			1	1		1		4
衆議院 小選挙区選挙第 2 区 定数 1 (平 21. 8. 30)		総得票数	47,373				58,206		1,740		107,319
		最高 "	47,373				58,206		1,740		
		最低 "	47,373				58,206		1,740		
		得票率 (%)	44.14				54.24		1.62		100
		候補者数	1				1		1		3
衆議院 小選挙区選挙第 4 区 定数 1 (平 21. 8. 30)		総得票数	2,289					2,059	157		4,505
		最高 "	2,289					2,059	157		
		最低 "	2,289					2,059	157		
		得票率 (%)	50.81					45.70	3.49		100
		候補者数	1					1	1		3

(注) 各選挙の直近のものを記載

国会議員及び県知事の選挙については、熊本市の投票結果を記載

按分による小数点以下の得票数は省略

衆・参議院議員選挙の比例代表選挙については記載なし

23 人事委員会

人事委員会は、地方公務員法第7条第2項の規定に基づき、人事行政の適正な実施を確保するため、平成6年4月1日に設置された人事機関であり、人格が高潔で人事行政に関し識見を有する者のうちから議会の同意を得て市長が選任する3人の委員をもって組織されている。

人事委員会は、法律及び条例の規定に基づき、人事行政に関する調査研究をはじめ、職員の採用及び昇任に係る競争試験・選考の実施、給与の報告及び勧告、職員に関する条例案に対する意見の申出、労働基準監督機関の職権行使、人事委員会規則の制定改廃並びに職員の勤務条件に関する措置要求及び不利益処分に対する不服申立ての審査などを主な業務としている。

(1) 平成20年度職員採用試験の実施状況

試験区分	職 種	申込者数 (人)	第 一 次 受験者数 (人) A	第 一 次 合格者数 (人)	第 二 次 受験者数 (人)	最 終 合格者数 (人) B	倍率 (倍) A/B
上 級 職	事 務 職	855	630	60	57	40	15.8
	社 会 福 祉 職	117	98	7	6	3	32.7
	心 理 相 談 員	49	40	5	5	2	20.0
	技 術 職	土 木	78	58	23	23	4.1
		建 築	39	27	10	9	5.4
		機 械	9	5	5	2	2.5
		電 気	33	25	10	8	5.0
		化 学	41	33	8	8	8.3
		農 業	11	9	4	4	9.0
		水 産	8	6	4	4	6.0
	文 化 財 専 門 職	46	39	4	4	1	39.0
免許資格職 (上級職)	薬 剤 師	23	19	5	5	2	9.5
	管 理 栄 養 士	29	23	4	4	1	23.0
	保 健 師	100	75	14	14	7	10.7
	助 産 師	7	7	5	4	2	3.5
初 級 職	事 務 職	238	190	16	14	9	21.1
	技術職 土 木	32	29	8	7	4	7.3
免許資格職 (中級職)	保 育 士	108	98	18	17	9	10.9
	看 護 師	39	25	22	20	17	1.5
	診 療 放 射 線 技 師	30	26	5	3	2	13.0
業 務 職	業 務 職 (給食調理員)	104	80	10	10	5	16.0
消 防 職	上 級 消 防 職	145	115	16	16	9	12.8
	初 級 消 防 職	111	88	16	16	9	9.8
	初級消防職(救急救命士)	18	13	8	8	4	3.3
計		2,270	1,758	287	271	158	11.1

(2) 職員の給与等に関する報告及び勧告

人事委員会は、平成20年職種別民間給与実態調査をもとに、平成20年10月8日市議会議長及び市長に対して「職員の給与等に関する報告及び勧告」を行った。

その主な概要は、次のとおりである。

ア 職員の状況（平成20年4月現在）

区 分	職員数	平均給与	平均年齢	平均経験年数
調査対象職員	4,400人	363,977円	42歳4月	20年9月
うち一般行政職	2,442人	368,275円	43歳2月	21年6月

イ 民間の状況

調査対象は、市内の102事業所（企業規模50人以上、事業所規模50人以上の222事業所から抽出）

ウ 公民給与の較差（一般行政職の職員と民間の同種の従業員の給与の比較）

民 間 給 与 (A)	職 員 給 与 (B)	較 差 (A) - (B)
384,990 円	384,903 円	87 円 (0.02%)

エ 勧告の内容

一般行政職の職員の給与については、市内民間事業所の従業員との給与の較差が極めて小さく、給料表の適切な改定を行うことは困難であること、諸手当については、極めて小さな較差の中で改定する必要性が認められないこと、期末・勤勉手当についても市内民間事業所と年間支給割合がおおむね均衡していることから、改定を見送ることが適当である。

職員の勤務時間については、市内民間事業所の所定労働時間及び人事院勧告を考慮し、1週間当たり40時間から38時間45分とする改定を平成21年4月1日から実施すること。なお、勤務時間の短縮に当たっては、現在の行政サービスを維持し、かつ、行政コストの増加を招かないようにするとともに、休息時間については、国等に準じて、廃止する必要がある。

(3) 公平審査

ア 勤務条件に関する措置要求

勤務条件に関する措置要求事案はなく係属中の事案もない。

イ 不利益処分に関する不服申立

不利益処分についての不服申立ての審査の状況

係属事案1件

事 案 名	審査の状況
平成18年不第1号事案（平成18年3月31日申立て）	平成20年4月24日 第7回口頭審理 平成21年1月29日 第8回口頭審理 平成21年3月30日 裁決

ウ 職員からの苦情処理

平成17年度から、人事委員会は職員からの勤務条件等に係る苦情相談を受けている。苦情相談をすることができるのは、熊本市職員のうち一般行政職員、教職員（県費負担教職員を含む。）、消防職員であり、条件附採用期間中の職員及び臨時的任用職員も対象となる。

本年度の相談者数は5人であり、件数は7件であった。相談内容の区分と件数は次のとおりである。

区分	任用	給与	公平審査	勤務条件 服務	厚生 福利	セクハラ いじめ	その他	計
件数		1		4			2	7